令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 1

＜議題 1＞

会長及び副会長の互選について

なごや子ども・子育て支援協議会について

1　位置づけ

なごや子どもの権利条例（以下「条例」という。）第 23 条に基づく市長の附属機関

2　審議事項

（1）市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。（条例第 24 条第 1 項）

（2）子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べる。（条例第 24 条第 2 項）

（3）子どもに関する総合的な計画の策定・変更の際にあらかじめ意見を述べる。（条例第 20 条第 2 項、第 5 項）

（4）子どもに関する総合的な計画の実施状況等について意見を述べる。（条例第 21 条第 2 項）

3　委員数及び定足数

委員数　35 人以内（条例第 25 条第 1 項）〈令和 8 年 9 月 1 日現在の委員は 34 人〉

定足数　委員の半数以上（なごや子ども・子育て支援協議会規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項）

4　任期

2 年。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間（条例第 26 条第 1 項）

5　会長・副会長

委員の互選による。（規則第 2 条第 2 項）

6　部会

委員の一部をもって部会を置くことができる。（条例第 27 条第 1 項）

部会の委員及び部会長は会長が指名する。（規則第 4 条第 2 項及び第 3 項）

現在設置している部会

○子ども・若者支援部会

○教育・保育部会

○教育・保育施設等における重大事故検証部会

（検証を要する重大事故が発生した都度、組織）

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 2

＜議題 2＞

部会の構成等について

なごや子ども・子育て支援協議会　常設部会

子ども・若者支援部会

【付議事項】
・名古屋市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）が、連携して行う支援の内容に関する事項に係る協議
・構成機関が行う支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な事項に係る協議

【委員構成】
臨時委員を含め 17 名

教育・保育部会

【付議事項】
・幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。
・支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。
・その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること。

【委員構成】
臨時委員を含め 8 名

教育・保育施設等における重大事故検証部会

【付議事項】
・教育・保育施設等における重大事故の事実関係の把握に関すること。
・教育・保育施設等における重大事故の発生原因の分析等に関すること。

【委員構成】
検証を要する重大事故が発生した都度、委員 10 名以内で組織

子ども・若者支援部会　委員名簿（事務局案）

氏名50音順　敬称略

	氏　名	よみがな	所　　属　　団　　体　　等
※	有木　宏輔	ありき　こうすけ	名古屋法務局人権擁護部人権擁護専門官
※	伊藤　幹夫	いとう　みきお	名古屋市立小中学校長会
	牛田　信彦	うしだ　のぶひこ	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
	落合　邦和	おちあい　くにかず	愛知県警察本部生活安全部少年課
※	金武　和弘	かねたけ　かずひろ	なごや若者サポートステーション
※	川越　孝幸	かわごえ　たかゆき	愛知労働局職業安定部職業安定課
	北根　あづさ	きたね　あづさ	名古屋市社会的養育施設協議会
※	久木田　隆宏	くきた　たかひろ	名古屋市立高等学校長会
	久世　康浩	くぜ　やすひろ	愛知県経営者協会
	狐塚　貴博	こづか　たかひろ	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
※	白井　元規	しらい　げんき	愛知臨床心理士会
※	高見　修	たかみ　おさむ	愛知県労働局就業促進課
◎	谷口　由希子	たにぐち　ゆきこ	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
	日下　照方	ひのした　しょうほう	愛知県私学協会名古屋支部
※	星野　智生	ほしの　のりたか	一般社団法人愛知PFS協会
	水越　昭雄	みずこし　あきお	愛知県中小企業団体中央会
	村松　千里	むらまつ　ちさと	名古屋市民生委員児童委員連盟

◎：部会長　　※：臨時委員

教育・保育部会　委員名簿（事務局案）

氏名50音順　敬称略

	氏　名	よみがな	所　　属　　団　　体　　等
◎	上田　敏丈	うえだ　はるとも	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
※	小野田　誓	おのだ　ちかい	公認会計士小野田誓事務所
※	齊藤　公彦	さいとう　きみひこ	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
	園田　理	そのだ　まさし	名古屋市教育委員会
※	竹内　洋江	たけうち　ひろえ	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
※	橋本　洋治	はしもと　ようじ	日本福祉大学経済学部
	藤岡　省吾	ふじおか　しょうご	公益社団法人名古屋私立保育連盟
	宮﨑　真由	みやざき　まゆ	愛知県弁護士会

◎：部会長　　※：臨時委員

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 3

＜議題 3＞

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の令和 7 年度における実施状況について

なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029　名古屋市子どもに関する総合計画
令和 7 年度における実施状況（概要）

1　趣旨

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」に掲載している事業の令和 7 年度の実施状況を市民に公表し、意見等を募集します。

2　個別事業の進行状況の自己評価

個別事業の実施状況欄別に、令和 7 年度の実績が、事業の方向性やこれまでの状況を踏まえてどのように進んでいるかを、5 種類の区分で自己評価しています。

評価の区分、基準、該当事業数は下表のとおりです。

区分	基準	該当事業数
☆☆☆	順調に事業が進んでいる	339
☆☆	順調に事業が進んでいるが、今後の事業実施にあたり、具体的な課題や改善点がある	17
☆	課題や改善点があり、事業が順調に進んでいない	0
目標達成	計画目標を達成した	0
見直し	統廃合などにより事業を見直した	1
計		357

※複数の「施策」に重複掲載している事業、1 つの事業名で複数の進行状況を管理している事業は、それぞれ上記該当事業数に重複して計上しています。

3　今後のスケジュール

10月21日　　なごや子ども・子育て支援協議会にて意見聴取

11月12日　　記者クラブ資料提供、市公式ウェブサイトにて公表

11月12日　　市民情報センター、各区情報コーナーにて配布開始

（令和 8 年 12 月 28 日（月曜日）まで市民意見募集）

なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９

名古屋市子どもに関する総合計画

令和７年度における実施状況

（案）

令和８年１１月

名古屋市

はじめに

本市は、なごや子どもの権利条例第２０条の規定により、令和７年３月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９　名古屋市子どもに関する総合計画」を策定し、めざすまちの姿の実現に向け、各種事業を進めております。

このたび、なごや子どもの権利条例第２１条の規定により、この計画の令和７年度における実施状況をとりまとめ、公表いたします。

今後も、この計画の着実な推進に向け、事業を実施していきます。

目次

１　「なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９名古屋市子どもに関する総合計画」の概要　１

２　令和７年度の実施状況の概要　６

３　令和７年度実施状況（個別事業の進行状況）　９

施策１　子どもの権利を守り生かすことへの支援　９

施策２　子どもの健康・いのちの支援　１１

施策３　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり　１５

施策４　多様な居場所と交流・体験の支援　１９

施策５　子ども中心の学びの支援　２６

施策６　子ども・若者の未来の応援　３０

施策７　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援　３２

施策８　経済的負担の軽減　３６

施策９　地域全体での子育て支援　３８

施策10　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援　４１

施策11　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供　４２

施策12　社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援　４６

施策13　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援　４８

施策14　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援　５２

施策15　社会的養育が必要な子どもへの支援　５６

施策16　ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援　５８

施策17　いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応　６１

施策18　外国につながる子どもとその家庭への支援　６３

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進　６５

施策20　子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり　７３

４　ご意見募集　７６

１　「なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９
名古屋市子どもに関する総合計画」の概要

１　策定の趣旨、位置づけ

■子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第２０条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定します。

■子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第１０条第２項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定します。

■こども基本法第１０条第２項に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。

■名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・ 若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進します。

２　計画の期間

■令和７年度から令和１１年度までの５年間

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっち

３　計画の対象

■すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

４　めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちをつくります。

（１）子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
（２）子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
（３）子どもの発達などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち
（４）子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち

５　めざす姿

本計画における対象それぞれの１０、２０年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向け計画を推進していきます。

（１）子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

（２）若者

自分の居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者

（３）子育て家庭

保護者が仕事と家庭生活のバランスをはかりながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

（４）社会

子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

６　計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

（１）子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
（２）当事者参画の視点
（３）一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点
（４）支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点
（５）多様な民間主体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点
（６）将来への希望の形成と実現をはかる視点

７　成果指標

本計画の計画期間である令和７年度から令和１１年度までの５年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「令和５年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「令和５年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と５年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

（１）子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
①　自分のことを好きと答える子どもの割合	75.6%	86.0%
②　いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	69.5%	77.0%
③　まわりの子の意見を大切にしながらも、自分の意見を言える子どもの割合	55.1%	66.0%
④　今の生活に満足している子どもの割合	83.7%	95.0%以上

（２）若者にかかる成果指標

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
①　ほっとできる場所、居心地のよい場所がある若者の割合	93.9%	97.0%
②　５年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	46.1%	60.0%
③　他の人に必要とされていると感じる若者の割合	68.5%	71.0%
④　社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	93.2%	96.0%

（３）子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
①　保護者が子育てを通じて幸せを感じた割合	80.3%	85.0%
②　子育てに関する悩みや困りごとを相談する相手や場所がある保護者の割合	87.9%	91.0%
③　仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	47.3%	35.0%
④　仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	34.4%	24.0%

（４）社会にかかる成果指標

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
①　子どもにとって大切な権利が保障されていると感じる子どもと保護者の割合	78.1%	81.0%
②　子ども・子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	35.9%	47.0%
③　地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合	26.7%	36.0%
④　名古屋市の子ども・子育て支援策に満足していない保護者の割合（１０項目の平均）	29.5%	23.0%

８　施策及び主な事業

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを２０の施策として体系化し、各施策を推進する事業を下表のとおり掲載します。

	施策	事業数
施策１	子どもの権利を守り生かすことへの支援	「なごや子どもの権利条例の推進」 はじめ 12 事業
施策２	子どもの健康・いのちの支援	「乳幼児健康診査」 はじめ 23 事業
施策３	安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	「地域における青少年育成活動への支援 はじめ 28 事業
施策４	多様な居場所と交流・体験の支援	「子どもの体験活動の推進」 はじめ 33 事業
施策５	子ども中心の学びの支援	「男女平等参画出張講座」 はじめ 21 事業
施策６	子ども・若者の未来の応援	「子どもの体験活動の推進」 はじめ 6 事業
施策７	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	「不妊・不育にかかる支援」 はじめ 22 事業
施策８	経済的負担の軽減	「保育所等の利用者負担額の軽減」 はじめ 9 事業
施策９	地域全体での子育て支援	「子育て応援拠点事業」 はじめ 14 事業
施策 10	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	「子育て支援企業認定・表彰制度」 はじめ 5 事業
施策 11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	「保育所等待機児童対策の取り組み推進」 はじめ 23 事業
施策 12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	「ひきこもり・不登校児童対策事業」 はじめ 11 事業
施策 13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	「地域療育センター等の充実」 はじめ 19 事業
施策 14	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	「名古屋市児童を虐待から守る条例の推進」 はじめ 23 事業
施策 15	社会的養育が必要な子どもへの支援	「里親等委託の推進･里親等への支援の充実」 はじめ 6 事業
施策 16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	「ひとり親家庭等医療費助成」 はじめ 24 事業
施策 17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	「教育支援センターでの不登校対応事業」 はじめ 7 事業
施策 18	外国につながる子どもとその家庭への支援	「家庭支援推進保育事業」 はじめ 11 事業
施策 19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	「中学生の学習支援事業」 はじめ 47 事業
施策 20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	「子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成」 はじめ 12 事業

※この表に掲載している事業数は、複数の「施策」に重複掲載している事業、1 つの事業名で複数の進行状況を管理している事業（「小児科救急医療体制の充実」など）、計画策定後に進行状況を管理する事業として追加した事業も含んだ数のため、各施策の事業数の合計は、実際の事業数とは異なります。

９　進捗管理

本計画は、ＰＤＣＡの観点に基づき、毎年度、事業の実施状況等について把握し、なごや子ども・子育て支援協議会に報告し意見聴取するとともに、パブリックコメントなど子どもを含めた市民の方に広くご意見をお聴きする取り組みを行い、点検・評価した上で、次年度以降の事業実施にいかしていきます。

本計画の期間終了後には、成果指標の目標値や、事業の計画目標の達成状況を評価することにより、本計画を総括します。

なお、本計画に包含する子ども・子育て支援事業計画については、事業の実施状況等についての点検・評価を本計画で行うとともに、確保方策の達成状況は別途進捗管理を行います。

２　令和７年度の実施状況の概要

１　個別事業の進行状況の自己評価

個別事業の実施状況欄別に、令和７年度の実績が、事業の方向性やこれまでの状況を踏まえてどのように進んでいるかを、次の５種類の区分で自己評価しています。

区分	基準
☆☆☆	順調に事業が進んでいる
☆☆	順調に事業が進んでいるが、今後の事業実施にあたり、具体的な課題や改善点がある
☆	課題や改善点があり、事業が順調に進んでいない
目標達成	計画目標を達成した
見直し	統廃合などにより事業を見直した

《進行状況の取扱い》

事業の方向性を「継続」としている事業であれば、具体的な課題や改善点が見受けられず、継続的に事業が実施できていれば「☆☆☆」としています。

事業の方向性を「拡充」としている事業で、実施施設等が前年度に比べて拡充できている場合でも、十分な量に至っていないなど、課題や改善点がある場合は「☆☆」としていることがあります。反対に、前年度に比べて拡充できていない場合でも、計画の最終年度に向けて計画目標を達成できる見込みがある場合は「☆☆☆」にすることがあります。

事業の方向性が「新規」の事業は、その事業の性質によって進行状況を判断しています。

「目標達成」は計画目標に掲げた目標を達成したため、事業自体が終了となる場合のみ該当します。計画目標を達成したものの、事業自体は継続して実施していく場合は☆による評価を行っています。

２　施策ごとの評価結果

個別事業の進行状況の評価結果を施策単位でまとめると以下のとおりです。

令和７年度の実施状況は、17 事業が「☆☆」で課題や改善点が見受けられますが、その他は１事業が「見直し」、それ以外は「☆☆☆」となっています。

施　策	評価別事業数					
	☆☆☆	☆☆	☆	目標達成	見直し	合　計
１　子どもの権利を守り生かすことへの支援	12	0	0	0	0	12
２　子どもの健康・いのちの支援	22	1	0	0	0	23
３　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	28	0	0	0	0	28
４　多様な居場所と交流・体験の支援	32	1	0	0	0	33
５　子ども中心の学びの支援	21	0	0	0	0	21
６　子ども・若者の未来の応援	6	1	0	0	0	7
７　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	22	0	0	0	0	22
８　経済的負担の軽減	8	0	0	0	1	9
９　地域全体での子育て支援	14	0	0	0	0	14
１０　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	5	0	0	0	0	5
１１　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	21	2	0	0	0	23
１２　社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	10	1	0	0	0	11
１３　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	19	0	0	0	0	19
１４　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	22	1	0	0	0	23
１５　社会的養育が必要な子どもへの支援	6	0	0	0	0	6
１６　ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	19	5	0	0	0	24
１７　いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	0	0	0	0	7
１８　外国につながる子どもとその家庭への支援	11	0	0	0	0	11
１９　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	42	5	0	0	0	47
２０　子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	12	0	0	0	0	12
合　計	339	17	0	0	1	357

※この表に掲載している事業数について、「☆☆」の 17 事業のうち 5 事業は重複掲載しています。

３　個別事業の進行状況表の見方

個別事業の進行状況表の見方は以下のとおりです。

①　②　③　④　⑤　⑥　⑦

事業番号	(複)施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和７年度の実施状況			令和８年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
001	20		なごや子どもの権利条例の推進	なごや子どもの権利条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	●さまざまな機会を捉えた啓発活動による条例認知度の向上 ●子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催	●赤ちゃん訪問の際にリーフレットを配布 ●イベントでの啓発活動の実施　3回 ●対象者に応じたパンフレット4種（大人版・くわしい版・ティーン版・かんたん版）を使用し、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催　3回	●各種イベント等において啓発グッズを配布したほか、子ども等の意見を取り入れて作成した年代別パンフレットを活用し、子どもの権利の普及啓発に努めた。	☆☆☆	●引き続き、さまざまな機会をとらえた啓発活動や、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施	子ども青少年局

①　「事業番号」「(複) 施策」「全力応援」「事業名」欄

・わくわくプランに掲載している 3 桁の事業番号と事業名をそのまま掲載します。
・令和 7 年度以降に追加した事業は事業番号の後に「【R7追加】」のように、追加した年度を掲載します。
・複数の施策に掲載されている事業については、掲載されている施策番号を掲載します。
・「子どもの未来全力応援」に位置づける事業については、「★」を掲載します。
・当初掲載していた事業名から変更があった場合は、事業名の後に「(令和7年度に「○○事業」から名称変更)」のように、事業名称を変更した年度と、名称変更前の事業名を掲載します。
・統廃合により、事業が廃止・見直しとなった場合は、事業名の後に「(令和7年度に事業廃止)」、「(令和7年度に○○○「○○事業」に統合)」のように、統廃合した年度と、統合した事業の場合は統合先の事業番号、事業名を掲載します。

②　「事業概要」欄

・わくわくプラン 2029 掲載の「事業の概要」欄をそのまま掲載しています。「継続」、「拡充」、「新規」の事業の方向性も計画策定時の方向性をそのまま掲載しています。

③　「計画目標」欄

・わくわくプラン 2029 掲載の「計画目標」欄をそのまま掲載しています。

④　「実績」欄

・講演会等の開催回数や、参加人数、拡充した内容などを具体的に掲載します。

⑤　「評価」欄

・個別事業の進行状況の自己評価結果を掲載するとともに、実績欄に掲載した内容の考え方や、自己評価に関する補足説明などを掲載します。

⑥　「令和 8 年度の実施方針」欄

・令和 8 年度の実施方針を掲載します。

⑦　「所管局」欄

・事業を所管する局室名を掲載します。複数の局が所管する事業は、局名を併記します。

３　令和７年度実施状況（個別事業の進行状況）

施策1　　子どもの権利を守り生かすことへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
001	20		なごや子どもの権利条例の推進	なごや子どもの権利条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	●さまざまな機会を捉えた啓発活動による条例認知度の向上 ●子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催	●赤ちゃん訪問の際にリーフレットを配布 ●イベントでの啓発活動の実施　3回 ●対象者に応じたパンフレット4種（大人版・くわしい版・ティーン版・かんたん版）を使用し、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催　3回	●各種イベント等において啓発グッズを配布したほか、子ども等の意見を取り入れて作成した年代別パンフレットを活用し、子どもの権利の普及啓発に努めた。	☆☆☆	●引き続き、さまざまな機会をとらえた啓発活動や、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施	子ども青少年局
002	—		子どもの社会参画の推進	子どもが、会議やイベントなどの企画実施を通して、自分の意見を表明し、他者の考えを認め、尊重し合うことができる機会を提供するなど、子ども青少年局を始め本市の様々な部局で、子どもの意見を反映させることに取り組めるよう社会参画を推進するとともに、その状況を広く情報発信することで、市民の子どもの権利への理解・協力を促進	●子どもワークショップの実施 ●子どもアンケートの実施 ●「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の市職員への普及啓発・取組状況の情報発信（市民への啓発） ●子どもの社会参画の推進懇談会の開催	●なごっちフレンズワークショップの実施　1回　19人参加 ●なごっちサミットの実施　1回　10人参加 ●なごや子どもアンケートの実施　9件 ●子どもの社会参画の推進懇談会の開催 1回	●子どもが主体的に参画し、意見を表明する機会となる、なごっちフレンズワークショップ、なごっちサミットを実施した。 ●子どもを対象としたウェブアンケートを集約するなごや子どもアンケートの実施により子どもの意見を聴く取り組みを推進した。 ●子どもの社会参画の推進懇談会を開催し、「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」の見直しに取り組んだ。	☆☆☆	●子どもが主体的に参画し、意見を表明する機会となるワークショップ等の実施 ●子ども施策の評価に子どもの意見を反映する仕組みの検討	子ども青少年局
003	—		子どもの権利擁護機関の運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもや幅広い層の大人に対し子どもの権利に関する普及啓発を推進。運営や普及啓発にあたっては子どもから意見を聞き一緒に活動する「てつなぎなごもんず」等を通じ、子どもの権利擁護機関として子どもの参加する権利を保障	●運営 ●子どもの権利に関する普及啓発の推進の推進 ●より相談しやすい相談方法の検討・実施	●初回相談件数　444件 ●延べ相談対応件数　3,178件 ●てつなぎなごもんず登録者数　126人 ●講師派遣件数　61件	●教育委員会事務局と連携し、事前に動画を視聴し、その後に対話形式で意見交換を行う教職員向けの研修会を、令和7年度より新たに実施した。 ●なごもっか公式ウェブサイトを改修し、新たに大人向けウェブサイトのページも開設して、総合的に子どもの権利保障にかかる情報提供の充実を図った。 ●子どもが利用する施設へ職員が出向きイベントを行う等普及啓発を強化し、子どもの権利保障を図った。 ●相談方法について、なごもっかの相談しやすいところ、しにくいところ等の項目で小学生以上の子どもを対象にアンケートを実施した。	☆☆☆	●公式X、YouTube、地下鉄広告等による広報活動の充実及び子どもの権利学習に関する研修の実施拡大を通じて、子どもの権利に関する理解促進と普及啓発を広く推進 ●アンケート結果を踏まえ、子どもが気軽に相談できる環境や相談方法について検討	子ども青少年局
004	—		学校内サロン推進事業	高校生が身近で安心できる学校という場において、さまざまな大人が関わりながら、自己開示や意見表明ができる取り組みを推進	●実施	●実施　4校 ▸利用者数　延べ3,331人 ▸実施回数　延べ63回 ▸1回あたりの利用者数　約53人	●高等学校において、居場所となるサロンを設置し、他者との交流を促すことで、自己開示しやすい空間を提供した。	☆☆☆	●実施　4校	子ども青少年局
005	—		[～R6] 高校生社会参画アクション事業 [R7～] なごや高校生アクションプロジェクト	高校生世代が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる大人の育成をはかるとともに、社会参画への意義や必要性を学ぶ機会を提供	●モデル事業の検証を踏まえて本格実施（年6回程度）	●23名が事業に参加し、全6回学校外で講座を実施	●高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる大人の育成をはかるとともに、社会参画への意義や必要性を学ぶ機会を提供した。	☆☆☆	●高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる担い手の育成及び社会参画の意義や必要性を学ぶ機会の充実に向け検討	子ども青少年局

施策1　　子どもの権利を守り生かすことへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
006	—		多様な生き方への理解促進	誰もが性別・性自認・性的指向に関わりなく人権が尊重される社会の実現をめざすため、多様な生き方や性のあり方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広め、当事者の生きづらさを解消することを目的として、意識啓発、SNSを含めた専門相談のほか、名古屋市ファミリーシップ制度を実施	●講座、セミナーの開催 ●性的少数者に関する専門相談の実施 ●名古屋市ファミリーシップ制度の実施	●講座、セミナー　2回 ●性的少数者に関する専門相談 ▸電話相談　12回　17件 ▸LINE相談　36回　109件 ●名古屋市ファミリーシップ制度の実施	●講座、セミナーを実施した。 ●専門相談を実施した。	☆☆☆	●講座、セミナーの開催 ●性的少数者に関する専門相談の実施 ●名古屋市ファミリーシップ制度の実施	スポーツ市民局
007	—		なごや人権啓発センターの運営	子どもの人権をはじめとする各人権分野についてのパネルやタッチパネルPCを使用した展示のほか、図書・視聴覚資料の閲覧・貸出や人権相談などを実施するとともに、小・中学校などの社会見学や、市民・企業・団体向けの研修を実施	●なごや人権啓発センターの運営 ▸利用者数　45,000人	●なごや人権啓発センターの利用者数　50,846人 ▸来館者数　29,068人 ▸社会見学　7,083人 ▸イベント　14,695人	●イベント内容の見直しにより、利用者数が増加した。	☆☆☆	●なごや人権啓発センターの運営 ▸展示 ▸図書・視聴覚資料の閲覧・貸出 ▸人権相談 ▸小・中学校などの社会見学 ▸市民・企業・団体向けの研修	スポーツ市民局
008	—		メディアや啓発資料などによる人権啓発の推進	広報なごやなどのメディアや各種啓発資料の作成・提供を通じた人権啓発を実施	●人権啓発広告の掲載 ●人権啓発冊子の購入・配付	●啓発冊子購入数　10,300冊 ●啓発品の購入数　36,950個	●啓発事業等において人権啓発冊子等の配布を行った。	☆☆☆	●人権啓発冊子の購入・配付	スポーツ市民局
009	—		講演会・研修会などによる人権啓発の推進	人権週間や人権強調月間などにおいて、人権に関してさまざまな視点からテーマを設定したイベント、映画会などの啓発事業を実施	●イベント・映画会及び人権セミナーの開催などの人権啓発事業の実施	●啓発事業の参加者数 ▸憲法週間人権啓発映画会 217人 ▸みんなで楽しむ映画会 845人 ▸ソレイユフェスタ　6,000人 ▸人権セミナー　421人 ▸人権スポーツ教室・車いすバスケ体験教室　81人	●屋外イベントとして、初めてソレイユフェスタを開催した。	☆☆☆	●啓発事業の実施 ▸イベント ▸講演会 ▸映画会 ▸人権スポーツ教室	スポーツ市民局
010	—		人権尊重のまちづくり事業	人権意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを実施	●16区において実施	●16区において実施 参加人数　計1,668人	●参加体験型のワークショップ、コンサートの実施など事業の実施形態にも工夫を凝らしながら、16区すべてで事業を実施することができた。	☆☆☆	●人権意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを実施	スポーツ市民局
011	—		若年層に向けた人権啓発イベントの実施	人権啓発が届きにくい世代である若年層等の人権意識の向上をはかるため、市内の大学生等が直接、企画等に関わる若年層等向けの人権啓発イベントを実施するとともに、事業に携わった学生のネットワークを構築し、人権啓発サポーターとして同世代等へ広く発信	●実施	●参加人数　6名 ●ミーティング実施回数　12回	●令和8年度に市内の大学で講義を行うことを目標に、ミーティングを実施。参加者同士が人権について考えを深めるとともに、講義内容につき大学へのプレゼンテーションを実施することができた。	☆☆☆	●令和7年度の取り組みを踏まえ、市内の大学にて、事業参加者が大学生向けの講義を実施	スポーツ市民局
012	—		学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもを育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施	●実施 ▸人権教育　全校（園） ▸教職員の人権教育研修	●実施　全校（園）	●あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施した。 ●職務（校園長・教頭・人権教育担当者等）や経験年数（初任者・5年目【教職経験者】・10年目【中堅教諭等】）に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施した。	☆☆☆	●あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもを育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施	教育委員会

施策2　　子どもの健康・いのちの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
013	－		乳幼児健康診査	乳幼児の身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進をはかるため、総合的な健康診査を実施	●実施	●3か月児健康診査受診率　97.4% ●1歳6か月児健康診査受診率　97.2% ●3歳児健康診査受診率　97.9%	●受診率は、3か月児健康診査と1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査すべて97%以上であった。 ●未受診者に対して訪問、電話、はがきの送付により受診勧奨を行った。	☆☆☆	●乳幼児の身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進をはかるため、総合的な健康診査を実施	子ども青少年局
014	－		新生児乳児等訪問指導	健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに母親の疾患、多胎児世帯等継続支援が必要な乳児及び妊婦への訪問を実施	●実施	●新生児乳児訪問率　96.3% ●延べ訪問者数 ▸新生児・乳児等　17,001人 ▸妊産婦　15,864人	●健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに母親の疾患等継続支援が必要な乳児及び妊産婦への訪問の充実をはかることができた。	☆☆☆	●健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに母親の疾患等継続支援が必要な乳児及び妊産婦への訪問の充実にむけ検討	子ども青少年局
015	－		子ども医療費助成	子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、18歳に達する日以後の最初の年度末までの通院・入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	●実施	●対象者数　304,744人（月平均）	●通院・入院共に18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもにかかる医療費の自己負担分を助成し、子どもの福祉の増進と子育て家庭の経済的負担の軽減をはかった。	☆☆☆	●18歳に達する日以後の最初の年度末までの通院・入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	子ども青少年局
016	－		子どもに関する公費負担医療	小児慢性特定疾病はじめ、子どもに関する各種医療給付事業等を実施	●実施	●小児慢性特定疾病医療 対象者数　1,509人 ●未熟児養育医療 対象者数　560人 ●自立支援医療（育成医療） 対象者数　65人	●子どもに関する各種医療給付事業等の実施。 ▸小児慢性特定疾病医療 ▸未熟児養育医療 ▸自立支援医療（育成医療）	☆☆☆	●子どもに関する各種医療給付事業等の実施 ▸小児慢性特定疾病医療 ▸未熟児養育医療 ▸自立支援医療（育成医療）	子ども青少年局
017	－		思春期保健事業	思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを支援するため、保健センターが学校や関係機関と連携をはかり、健康教育や相談を実施	●実施	●思春期セミナー ▸開催回数　271回 ▸参加者数　22,923人	●思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを支援するため、保健センターが学校や関係機関と連携をはかり、健康教育や相談を実施することができた。	☆☆☆	●思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを支援するため、保健センターが学校や関係機関と連携をはかり、健康教育や相談を実施	子ども青少年局
018	7		食育実践支援	妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着をはかるとともに、食事に対する不安を軽減するため保健センターにおいて栄養指導や相談を実施	●実施	●妊産婦食教室　242回 ●離乳食教室　952回 ●幼児食教室　133回	●妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着のため、集団指導を実施した。加えて養育者の食事に対する不安軽減のため個別相談を手厚く実施した。	☆☆☆	●妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着のため、集団指導を実施。加えて養育者の食事に対する不安軽減のため個別相談を手厚く実施	子ども青少年局
019	－		新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育がはかられるよう、新生児聴覚検査にかかる経費の公費負担を実施	●実施	●受診件数　13,669件	●聴覚障害の早期発見・早期療育がはかられるよう、新生児聴覚検査にかかる経費の公費負担を実施した。	☆☆☆	●聴覚障害の早期発見・早期療育がはかられるよう、新生児聴覚検査にかかる経費の公費負担を実施	子ども青少年局
020	－		多胎児家庭支援事業	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ多胎児家庭を対象とした支援を実施	●実施	●健診同行　14件 ●電話相談　22件 ●訪問支援　39件 ●オンラインプレファミリー教室 4回開催　27組参加	●多胎児の妊娠・出産育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした支援を実施することができた。	☆☆☆	●多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ多胎児家庭を対象とした支援を実施	子ども青少年局

施策2　　子どもの健康・いのちの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
021	—		子育て支援訪問事業	保健センターに子育て支援訪問員を配置し、乳幼児健康診査未受診者や乳児家庭全戸訪問未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境に課題がある家庭の早期発見、早期支援を実施	●実施	●乳幼児健康診査未受診者への訪問 520件 ●乳児家庭全戸訪問事業未実施家庭への訪問　28件	●乳幼児健康診査未受診者、乳児家庭全戸訪問事業未実施者に対して訪問を実施することで、子どもの健康状態や養育環境に課題がある家庭の早期発見、早期支援につなげることができた。	☆☆☆	●乳幼児健康診査未受診者や乳児家庭全戸訪問未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境に課題がある家庭の早期発見、早期支援を実施	子ども青少年局
022	—		小児科救急医療体制の充実	市域における医療ニーズに応え、患者サービスの向上をはかるため、特に必要性の高い小児科救急医療体制を実施	●東部医療センター・西部医療センターにおいて、「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施 ●みどり市民病院において、小児救急外来を実施	●東部医療センター 「小児救急ネットワーク758」 に参加し、毎週火曜日に小児科二次救急医療を実施、毎週月・木曜日にも夜間の救急医療を実施 二次救急受診者数　136人 ●西部医療センター 「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施（月・火・金・土・日・祝日） 二次救急受診者数　1,478人 ●みどり市民病院 小児救急外来患者数　182人	●東部医療センターにおいて、「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児救急医療体制の充実をはかることができた。 ●西部医療センターにおいて、小児医療センターにおける医療の提供、および「小児救急ネットワーク758」へ参加し、小児科救急医療体制の充実をはかることができた。 ●みどり市民病院において、地域における小児科救急医療体制の拡充に貢献した。	☆☆☆	●東部医療センター、西部医療センターにおいて、「小児救急ネットワーク758」に参加し、小児科二次救急医療を実施 ●みどり市民病院において、小児救急外来を実施継続	総務局
(022)	—		(小児科救急医療体制の充実)	平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、特に必要性の高い小児科救急医療体制を含む第二次救急輪番制などへ参加する医療機関への運営・整備補助等を実施	●名古屋市医師会急病センターにて診察を実施 ▸土曜・休日準夜帯 小児科医　1名 ▸休日昼間 小児科医　1名 （年末年始2名） ●「小児救急ネットワーク758」 ▸毎日準夜帯　4病院 ▸深夜帯　1病院	●名古屋市医師会急病センターでは土曜・休日準夜帯に、小児科医1人による診察を実施し、休日昼間にも小児科医1人（年末年始は2人）による診察を実施 小児科受診者数　6,093人 ●「小児救急ネットワーク758」として、毎日準夜帯4病院、深夜帯1病院の体制を確保 小児科受診者数　17,304人	●平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、運営・整備補助等を実施した。 ●名古屋市医師会急病センターにおいては、土曜・休日準夜帯に小児科医1名を、休日昼間に小児科医1名（年末年始2名)を配置し運営した。 ●「小児救急ネットワーク758」においては、毎日準夜帯に4病院、深夜帯に1病院が当番制で運営した。	☆☆☆	●平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、運営・整備補助等を実施 ●名古屋市医師会急病センターにおいては、土曜・休日準夜帯に小児科医1名を、休日昼間に小児科医1名（年末年始2名)を配置し運営 ●「小児救急ネットワーク758」においては、毎日準夜帯に4病院、深夜帯に1病院が当番制で運営	健康福祉局
023	—		成育医療の取り組み（小児・周産期医療の提供）	西部医療センターにおいて、周産期医療、小児医療を充実し、妊娠・胎児から始まり、出生、新生児、小児、思春期を経て次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとする医療を提供するとともに、市立大学病院においては、周産期母子医療センターを設置し、産科部門、新生児部門、周産期麻酔部門が連携して周産期医療を提供	●西部医療センターに設置した周産期医療センター・小児医療センターにおいて、医療を提供 ●市立大学病院に設置した周産期母子医療センターにおいて、医療を提供	●市立大学病院 周産期母子医療センターにおいて医療を提供 ▸MFICU入院患者数　179人 ▸NICU入院児数　316人 ▸GCU入院児数　251人 ●西部医療センター 周産期医療センター・小児医療センターおよび12月より設置したこどもアレルギーセンターにおいて医療を提供 ▸産婦人科 外来患者　31,818人 入院患者　17,690人 ▸小児科 外来患者　18,878人 入院患者　16,539人	●市立大学病院において、専門スタッフによる妊娠・出産・新生児の一貫した管理を行い、退院後も各診療科が連携し、次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとする医療に取り組むことができた。 ●西部医療センターにおいて、専門スタッフによる妊娠・出産・新生児の一貫した管理を行い、退院後も各診療科が連携し、次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとする医療に取り組むことができた。	☆☆☆	●市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、医療を提供 ●西部医療センターに設置した周産期医療センター・小児医療センター・こどもアレルギーセンターにおいて、医療を提供	総務局

施策2　　子どもの健康・いのちの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
024	－		食育の総合的推進	市民・関係機関・団体・行政などがそれぞれの役割のもと連携し、食育に関する啓発や食生活改善に向けた取り組みなどの事業が円滑に行われるよう、情報の収集・発信、活動機会の提供、協働事業などの総合調整を行うことにより、食育を総合的に推進	●食育に関する啓発の推進 ●食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	●各種広報媒体での広報や食育講演会をはじめとするさまざまなイベントの機会を活用した普及啓発 ●株式会社中日ドラゴンズ及び株式会社ナゴヤドームと連携した動画制作・SNS広報等の配信 ●名古屋市食育推進計画（第五次）の策定・推進	●各種広報媒体や食育講演会などのイベントの活用、プロスポーツチームと連携した動画制作・SNS広告の配信など多角的な普及啓発を行うことができた。 ●名古屋市食育推進計画（第五次）の策定をすることができた。	☆☆☆	●食育に関する啓発の推進 ●食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	健康福祉局
025	－		思春期の精神保健相談	精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施	●実施	●思春期の精神保健相談 相談件数　延42件 ●思春期精神保健福祉関係者研修 ▸研修　1回 ▸参加者数　105人 ▸動画視聴者数　237人	●相談や関係者等の研修等の実施により、思春期における精神的健康の保持増進を推進し、子どもたちの健やかな育ちを支援した。	☆☆☆	●精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施	健康福祉局
026	－		任意予防接種費用の助成	予防医療の推進の一環である予防接種に関する事業として、後遺障害・重症化のおそれのある疾病予防をはかるため、おたふくかぜなどの任意予防接種について助成を実施	●国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施	●予防接種費用助成 おたふくかぜ　13,717件	●予防接種を安心して接種いただけるよう周知に努め、任意予防接種費用の助成を実施した。	☆☆☆	●国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施	健康福祉局
027	－		4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業	幼稚園・保育所の園児及び保護者を対象に、歯科口腔保健指導を実施するとともに、各保健センターにおいて講習会等を実施し、幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口を推進	●実施	●実施者数　17,719人 ●講習会開催回数　16回 ●フッ化物洗口実施数 212か所　7,663人	●幼稚園・保育所等の歯科口腔保健指導及びフッ化物洗口については、積極的な実施により、実績をのばすことができた。 ●歯科講習会については、すべての保健センターにて各1回ずつ実施できた。	☆☆☆	●引き続き、幼稚園・保育所等の園児及び保護者を対象に、歯科口腔保健指導を実施するとともに、各保健センターにおいて講習会等を開催及び幼稚園・保育所等におけるフッ化物洗口を推進	健康福祉局
028	－		お口の発達支援事業	乳幼児とその保護者を対象に、口腔機能の発達状況の確認、健康教育（口腔機能発達、う蝕予防等）、個別指導を実施	●実施	●実施者数　5,626人	●保健センターにおいて、健康教育や歯科口腔保健指導を積極的に実施することができた。	☆☆☆	●引き続き、必要に応じて実施方法を工夫して実施	健康福祉局
029	－		子ども・若者の自殺危機対応チームの設置	子ども・若者の自殺対策を推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺防止対策の検討や自殺リスクの高い子ども・若者への危機介入の強化につながる取り組みを実施	●実施	●実施	●チームを設置し、運営できた。	☆☆☆	●子ども・若者の自殺危機対応チームの運営 ●危機対応ガイドブック等の作成	健康福祉局
030	－		スマイル！こころの絆創膏デー	子ども・若者へこころの健康に関する啓発メッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催	●実施	●スマイル！こころの絆創膏デー ▸キャンペーンサイト公開期間 令和7年7月14日～令和8年3月31日 ▸ページビュー数　177,432 ●マンガコンテスト応募作品数　213	●子ども・若者に相談窓口の情報が届くようにSNS等の活用や、インフルエンサーなどを起用した啓発動画の作成、ウェブ広告など包括的に実施した。	☆☆☆	●オンラインを活用した普及啓発	健康福祉局

施策2　　子どもの健康・いのちの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
031	—		児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	自殺予防教育に活用するため、児童・生徒用こころの健康に関する啓発パンフレット、解説書及び相談窓口一覧を作成し、市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、教員、関係機関等に配布するとともに、児童・生徒が発するSOSの受け止め方について大人が理解を深めるための啓発パンフレットを作成し、保護者へ配布	●実施	●子ども・若者向けのこころの健康に関する啓発冊子の配布 ▸チェックリスト（小学生版） 69,669部 ▸チェックリスト（中学生版） 56,980部 ▸チェックリスト（高校生版） 16,570部 ▸解説書 14,579部 ▸大人用パンフレット 140,489部 ●相談窓口一覧「ひとりで悩みを抱えていませんか？」の配布 市内学校 138,520部	●継続してパンフレットの配布ができた。 ●パンフレット等を電子化したことで、いつでも閲覧可能になった。	☆☆☆	●啓発パンフレット等の配布	健康福祉局
032	—		若者向け自殺対策セミナー（こころの絆創膏セミナー）	地域内の大学・短期大学関係者等を対象に、大学組織や学生に関する自殺対策等についての情報共有及び意見交換を行うセミナーを開催し、関係機関の連携をはかり、若者の自殺対策を推進	●年1回開催	●実施日 令和7年12月9日（火） ●参加者数 86人（うちWEB参加38人）	●継続して実施できた。	☆☆☆	●年1回開催	健康福祉局
033	—		地産地消講師の派遣	児童の地産地消への理解と地元農産物への関心を深めてもらうことを目的として、学校給食の「みんなで食べる！なごや産」の日等に使用される名古屋の農産物や名古屋コーチンを教材とした地産地消講師の派遣を小学校や特別支援学校を対象に実施	●地産地消講師派遣 年40回	●地産地消講師派遣 年45回実施	●地産地消講師派遣 ▸目標数値の達成 ▸前年比2回増 ▸児童に親しみのあるキャラクターや話題を用いて興味を深めてもらうよう工夫した。	☆☆☆	●地産地消講師派遣 児童からの質問やフィードバックをもとに、より興味を持ち、理解が深まるような内容へ修正を検討	緑政土木局
034	—		元気いっぱい子どもの育成事業	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現をめざして、体力・運動能力の向上に向けた活動に取り組み、健康な体と運動習慣を形成	●運動大好きなごやっ子育成推進校の実施 小・中学校全体で 6校指定 ●体力アップ一校一運動の実施 小学校4校	●運動大好きなごやっ子育成推進校の実施 小・中学校全体で 5校指定 ●体力アップ一校一運動の実施 小学校8校指定	●運動大好きなごやっ子育成推進校については、小・中学校全体で6校予定のところを、5校を指定した。 ●体力アップ一校一運動については、小学校全体で4校予定のところを、8校指定した。	☆☆☆	●運動大好きなごやっ子育成推進校の実施 小・中学校全体で 6校指定 ●体力アップ一校一運動の実施 小学校4校指定	教育委員会
035	—		魅力ある学校給食の推進	子どもの心身の健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、なごや独自の食文化の魅力を伝えるなごやめしの提供や地産地消の推進、新しい献立の考案など、子どもたちが楽しめる魅力ある学校給食を実施	●実施 ▸「だいすき！なごや♥めし」の日 3回 ▸市内産米と市内産野菜（1品目）を使用したなごや産の日 16回 ▸新たな献立の開発 ▸学校給食費のあり方検討	●市内産米と市内産野菜（1品目）を使用したなごや産の日 9回実施 ●新たな献立の開発 実施 ●学校給食費のあり方検討 実施	●昨年度に引き続きなごや産の日を実施した。 ●新たな献立の開発を実施した。 ●国の方針に基づき、8年度からの給食費無償化に向け給食費のあり方を検討した。	☆☆	●プレミアム小学校給食の提供 ●市内産米と市内産野菜（1品目）を使用したなごや産の日の実施 ●新たな献立の開発 ●学校給食費のあり方検討	教育委員会

施策3　　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
036	―		地域における青少年育成活動への支援	青少年の健全育成をはかるため、地域団体と連携して声かけや見守り等を実施する「地域の世話やき活動」などの青少年育成市民会議の活動を推進し、青少年育成地域活動ガイドの作成や、青少年をまもる運動のリーフレットやポスター等の配布により、各区での広報啓発運動を支援	●実施	●啓発物を配布 ▸青少年育成地域活動ガイド 12,200冊 ▸リーフレット　28,350部 ▸ポスター　1,965部 ●広報啓発運動を各区で実施 ●世話やき活動を全学区で実施 ●青少年育成市民会議へ補助金等を支給	●青少年育成地域活動ガイドや各種啓発資材により、地域活動を推進した結果16区全てでキャンペーン等の啓発活動が実施される等青少年育成地域活動の充実をはかった。 ●青少年育成に関わる行政機関や団体などで構成する青少年育成市民会議の活動により、市民総ぐるみでの青少年健全育成活動を推進した。	☆☆☆	●啓発物を配布 ●広報啓発運動を各区で実施 ●世話やき活動を全学区で実施 ●青少年育成市民会議へ補助金等を支給	子ども青少年局
037	―		家庭の防災リーダー育成事業	子どもを通じて家庭における防災意識の向上をはかるため、家庭の防災リーダーとして家庭での防災対策を率先して考え、行動することができる子どもたちを育成するプログラムを実施し、「なごやっ子防災レンジャー」として認定	●実施	●「なごやっ子防災レンジャー」育成プログラム ▸計8回(4会場×1日×2回) ▸参加人数：計257人	●開催時期を夏休み期間に変更することより多くの方に参加いただき、防災意識の向上に寄与した。	☆☆☆	●家庭の防災リーダー育成事業の効果的な手法について検討 ▸家庭の防災リーダー育成事業のあり方検討会 ▸検討会の内容を踏まえたプログラムの試行実施	防災危機管理局
038	―		交通安全に関する広報・啓発	小学生の登下校時の交通安全指導や、幼児・児童等を対象とした交通安全教室を実施するなど、子どもを交通事故から守るための交通安全教育・啓発を推進	●交通安全教室の実施　100%（全学区）	●交通安全教室の実施 98.5%（263学区）	●ほぼすべての学区において、交通事故の防止に向けた交通安全教室を実施することができた。	☆☆☆	●継続実施	スポーツ市民局
039	―		青色回転灯車によるパトロール活動などの実施	安心・安全で快適なまちづくりを推進するため、不審者情報に対応してパトロールを実施	●パトロール活動の実施	●不審者情報に基づくパトロール実施率100%（9件）	●不審者情報に対応したパトロールを実施した。	☆☆☆	●継続実施	スポーツ市民局
040	―	★	バリアフリーのまちづくりの推進	高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進	●福祉都市環境整備指針に基づく本市の都市施設整備の推進 ▸福祉のまちづくり推進会議の開催　2回 ●名古屋市バリアフリー情報発信サイトの運営 ●本市の施設整備における当事者参画の仕組みづくりの実施 ▸事業開始（令和7年度）	●福祉のまちづくり推進会議の開催 2回 ●「なごやバリアフリーお出かけナビ」掲載内容の充実 ●バリアフリー整備相談支援事業を開始	●高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活できるまちづくりに向けた福祉のまちづくり推進会議を開催した。 ●令和6年3月開設した市内の施設等のバリアフリー情報を発信するサイトの掲載内容を充実させた。 ●本市の施設整備における当事者参画の仕組みとして、バリアフリー整備相談支援事業を開始した。	☆☆☆	●福祉のまちづくり推進会議の開催 ●「なごやバリアフリーお出かけナビ」掲載内容の充実 ●バリアフリー整備相談支援事業の実施	健康福祉局
041	―		重点整備地区のバリアフリー化の推進	すべての人が安全で快適に移動できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	●5地区 ▸事後検証や継続的な発展に向けた検討	●重点整備地区のバリアフリー化の推進	●重点整備地区のバリアフリー化について、事後検証を行い、バリアフリー化の推進を図るとともに、新たに選定した瑞穂公園陸上競技場地区の整備を推進した。	☆☆☆	●重点整備地区のバリアフリー化の推進	健康福祉局

施策3　　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
042	—		民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーター、転落防止のための可動式ホーム柵や内方線付き点状ブロックなどの設置を推進	●推進 ▸可動式ホーム柵　完了 JR中央本線名古屋駅 近鉄名古屋駅	●民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助　3駅	●民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助を実施した。	☆☆☆	●民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助の実施	健康福祉局
043	—		ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	障害などへの理解や思いやりのある行動を促すため、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」や、コミュニケーションをとることが困難な障害者などが必要な支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布するとともに、市民や事業者に対する啓発を実施	●実施	●実施　19,455個配布	●希望者へ配布した。 ●広報啓発のため、名古屋ダイヤモンドドルフィンズの試合でチラシ配布や市バスラッピング、地下鉄中吊り広告などを実施した。	☆☆☆	●希望者へ配布 ●広報啓発のため、名古屋ダイヤモンドドルフィンズの試合でチラシを配布	健康福祉局
044	—		ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	観光客、高齢者、障害者だけでなく、妊産婦や子ども連れの人など、すべての人が利用しやすいタクシーを普及させるため、アジア・アジアパラ競技大会に向け、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するための費用の一部を補助	●実施 ▸補助件数　200台	●ユニバーサルザインタクシー導入補助　165台	●ユニバーサルザインタクシー導入補助を実施した。	☆☆☆	●ユニバーサルザインタクシー導入補助の実施	健康福祉局
045	19		多家族・多子世帯向入居者募集の実施	市営住宅における多家族・多子世帯に対する優先枠として、多家族・多子世帯向入居者募集を実施	●実施	●多家族・多子世帯向入居者募集戸数　65戸	●多家族世帯向け募集を継続的に実施することにより、多家族世帯の入居を促進した。	☆☆☆	●引き続き多家族・多子世帯向入居者募集を実施	住宅都市局
046	19		子育て・若年世帯向入居者募集の実施	市営住宅における子育て・若年世帯に対する優先枠として、子育て・若年世帯向入居者募集を実施	●実施	●子育て・若年世帯向入居者募集戸数　520戸	●子育て世帯向け募集を継続的に実施することにより、子育て世帯の入居を促進した。	☆☆☆	●引き続き子育て・若年世帯向入居者募集を実施	住宅都市局
047	—		多世代交流のための交流スペースの提供	既設の市営住宅において、小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースを提供	●実施	●既設の市営住宅において、小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースを提供	●既設市営住宅で経常的に提供できるスペースを確保し、子育てしやすい住宅環境を促進した。	☆☆☆	●小さな子どもから高齢者までが交流できるスペースを提供	住宅都市局
048	19		住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進	●実施	●民間賃貸住宅入居相談　128件 ●入居等支援に係る相談(関係機関等と連携した相談）676件	●子育て世帯等の住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居支援を継続して実施した。	☆☆☆	●民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進	住宅都市局

施策3　　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
049	—		住まいに関する情報提供	子育て世帯を含む市民の方々への住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付を実施	●実施	●利用件数　4,868件	●子育て世帯を含む市民の方々への住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付を実施した。	☆☆☆	●子育て世帯を含む市民の方々への住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付を実施するとともに、令和6年度から開始したなごや子ども住まいるプロジェクトについても情報提供	住宅都市局
050	19	★	なごや子ども住まいるプロジェクトの推進	子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助、良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給、市公社賃貸住宅に対する家賃減額補助、定住促進住宅の家賃減額などを実施	●実施	●住まいの安全性の向上に関する改修費等補助 ▸業務委託等　1件 ▸改修費等補助　1,364件 ●セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助　4件 ●良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給　63件 ●市公社賃貸住宅家賃減額補助　71件	●なごや子ども住まいるプロジェクトとして、子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施した。	☆☆☆	●子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施	住宅都市局
051	—		通学路等安全対策の実施	通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路等を点検し、交通安全対策を実施	●歩道の整備、防護柵の設置、路肩・横断歩道のカラー化等の実施	●歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	●事業を着実に実施した。	☆☆☆	●歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	緑政土木局
052	—		道路のバリアフリーの推進	子どもをはじめ誰もが安心・安全で歩きやすい道をめざし、歩道などの段差解消、勾配改善などを実施	●改善の必要な箇所について実施	●歩道の交差点部段差解消　234か所 ●歩道の勾配改善　2,389m	●事業を着実に実施した。	☆☆☆	●歩道の交差点部段差解消 ●歩道の勾配改善	緑政土木局
053	20	★	地域に身近な公園の再生	地域に身近な公園を子育てや交流の場として、子どもが元気いっぱい遊び楽しめ、憩いと潤いのある空間とするため、計画的な再整備等を推進	●実施	●地域に身近な公園の再整備　4公園	●事業を着実に実施した。	☆☆☆	●地域に身近な公園の再整備 4公園	緑政土木局
054	—		登下校時における子どもの安全対策の推進	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施	●巡回指導の実施 ●見守り活動の実施 ▸子ども安全ボランティア ●なごやっ子あんしんメールを活用した不審者情報の共有	●巡回指導の実施 ●見守り活動の実施 子ども安全ボランティア 登録者数　91,006人 ●緊急情報メール配信システムの運用 登録数　331,482人	●子ども安全ボランティア対象に講習会を開催し、見守り活動を充実させた。 ●子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施した。	☆☆☆	●巡回指導の実施 ●見守り活動の実施 子ども安全ボランティア ●なごやっ子あんしんメールを活用した不審者情報の共有	教育委員会
055	—		幼児児童生徒への交通安全教育	市立全校（園）において交通安全教育を実施するとともに、小・中学校における通学路の安全対策を実施	●実施 ▸交通安全教育 全校（園） ▸体験型交通安全訓練 全校（園） ▸通学路安全点検 全小・中学校	●実施 ▸交通安全教育　全校（園） ▸体験型交通安全訓練　小学校260校 ▸通学路安全点検　全小・中学校	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策3　　安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
056	—		学校における防災教育	児童生徒の防災に対する意識を高めるため、なごやっ子防災ノートを活用した家庭とも連携した防災教育や、より実践的な防災訓練を実施するとともに、防災教育の充実をはかるための教職員向けの講習会を実施	●なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 ●なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 ●実践的な防災訓練の実施 ●防災教育講習会の実施 ●防災用ヘルメットの配備 小学校・特別支援学校小学部	●なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 ●なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 ●実践的な防災訓練の実施 ●防災教育講習会の実施 ●防災用ヘルメットの配備 小学校・特別支援学校小学部	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
057	—	★	地下鉄駅のエレベーターの整備	誰もが利用しやすい環境とするため、地上へのエレベーターが1つ整備されている駅のうち、高齢者や障害者の方をはじめ多くの利用者が向かう方面にエレベーターがない駅の中から整備を進め、バリアフリールートの充実をはかるとともに、既存のバリアフリールートの改善を実施	●整備完了 伏見駅、御器所駅、 本山駅、新瑞橋駅、 瑞穂運動場西駅、 本郷駅 ●整備中 池下駅、六番町駅、 黒川駅、大須観音駅、 ナゴヤドーム前矢田駅	●整備完了 ▸伏見駅 ▸御器所駅（一部） ●工事 御器所駅、本山駅、新瑞橋駅、 瑞穂運動場西駅、本郷駅 ●調査 池下駅、黒川駅、 ナゴヤドーム前矢田駅、 六番町駅、大須観音駅	●伏見駅、御器所駅（一部）については整備を完了することができた。 ●御器所駅、本山駅、新瑞橋駅、瑞穂運動場西駅、本郷駅については計画通り工事を進めることができた。 ●池下駅、黒川駅、ナゴヤドーム前矢田駅、六番町駅、大須観音駅については予定通り調査を行うことができた。	☆☆☆	●工事 御器所駅、本山駅、新瑞橋駅、 瑞穂運動場西駅、本郷駅 ●設計 ナゴヤドーム前矢田駅、 大須観音駅 ●調査 黒川駅	交通局
058	—		地下鉄駅のホームと車両の段差・隙間の改善	車いすやベビーカー利用者をはじめ誰もが乗降しやすくなるよう、ホーム先端部のかさ上げ（スロープ化）やくし状ゴムの設置などを行い、ホームと車両の段差・隙間を改善	●名城・名港線 令和8年度整備完了	●工事 名城・名港線　11駅 ●設計 桜通線	●令和8年度の整備完了に向け、名城・名港線の11駅において整備を実施した。 ●令和8年度の桜通線の整備に向け、桜通線の設計を実施した。	☆☆☆	●名城・名港線の整備を令和8年度に着実に完了 ●桜通線の整備を新たに実施	交通局
059	20	★	地下鉄駅への「子ども・子育てサポートベンチ」の設置	親子で使いやすいベンチなどを地下鉄駅構内に設置	●設置拡大の検討	●試行導入 名古屋駅、名城公園駅、新瑞橋駅 ●設置拡大の検討	●名城公園駅リニューアル工事並びに名古屋駅及び新瑞橋駅におけるトイレリニューアル工事において、「子ども・子育てサポートベンチ」を試行導入した。 ●設置拡大の検討を行った。	☆☆☆	●設置拡大の検討	交通局
060	20	★	地下鉄駅への授乳室の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置	●3駅程度設置	●設置拡大の検討	●設置拡大の検討を行った。	☆☆☆	●設置 東山公園駅	交通局
061	20		地下鉄車両への「子ども・子育てサポートスペース」の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、導入予定の地下鉄の新型車両にベビーカー利用者や子どもが利用しやすいスペースを設置	●導入	●設置内容の検討	●他都市事例の調査や設置範囲・箇所数などについて関係部署と調整した。	☆☆☆	●既存車両への導入の検討	交通局
062	20	★	地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入	●試行導入（令和7年度） ●導入拡大の検討	●試行導入 栄駅	●栄駅で試行導入を実施した。	☆☆☆	●試行実施・今後の方向性の検討	交通局
063	20		市バス・地下鉄「子ども向け特設サイト」による情報提供	市バス・地下鉄に親しんでもらうための子ども向けコンテンツや、授乳室の案内、ベビーカーで利用しやすいルートなど子育て世帯向けの情報をウェブサイトにより提供	●運用	●運用 ●コンテンツ追加（地下鉄運転ゲームの路線追加、おしごと紹介動画の追加） ●令和7年度サイト表示回数 445,984回	●コンテンツ追加により、サイトへのアクセスが増加した。 ●コンテンツ追加を周知するため、市内小学2年生を対象にノベルティとして自由帳を配布した。	☆☆☆	●運用 ●コンテンツ追加予定	交通局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
064	6	★	子どもの体験活動の推進	ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討	●子どもの体験活動拠点 ▸モデル実施、設置、運営 ●体験活動にかかる交通費への助成 ▸検討、試行実施	●子どもの体験活動プログラムのモデル実施　延べ103人 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業 ▸モニター人数　6,004人 ▸1人あたりの金額　1,404円 ▸1人あたりの利用日数　4.1日 ▸1人あたりの乗車回数　10.1回 ▸1人・1日あたりの乗車回数　2.5回	●子どもの体験活動プログラムのモデル実施及び他都市の先行事例の調査を行った。 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業について、夏季休業中の交通費としてマナカチャージ券3,000円分を配布する手法で事業を実施した。	☆☆☆	●子どもの体験活動拠点 体験活動プログラムのモデル実施 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業 ▸実施対象時期と対象交通機関を変更し、償還払いによる手法での助成を行う。 ▸期間：9月から11月までの土日祝日とあいちウィークの平日 ▸助成額：期間を通じて2,000円／人 ただし、1日あたりの上限額は310円／日（あいちウィークの平日は430円／円） ▸助成方法：事前登録した交通系ICカードにより、市営交通を利用した額の実費を、上限額の範囲内で償還払い	子ども青少年局
065	19		子ども食堂等への支援	子ども食堂の開設を支援し、さまざまな子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、地域で子どもたちを見守る取り組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助	●実施	●子ども食堂開設助成　13件 ●子ども食堂フォーラム開催 1回　参加者　76人 ●子ども食堂等運営費補助　68件	●名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施した。また、子ども食堂等に対し運営費を補助し、地域で子どもたちを見守る取組みの促進をはかった。	☆☆☆	●名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施。また、地域で子どもたちを見守る取組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助	子ども青少年局
066	—		繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業	家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり安心して過ごせる居場所を屋外型で提供	●モデル事業の検証を踏まえて本格実施	●栄地区において、年19回実施	●家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、気軽に集まり安心して過ごせる居場所を提供した。	☆☆☆	●本格実施	子ども青少年局
067	—		「わくわくキッズナビ」による情報提供	子どもの体験活動を促進するため、イベントや施設などの情報をウェブサイト等により提供	●実施	●ウェブサイトアクセス件数 1日平均151件	●わくわくキッズナビHPを周知するチラシを、市内各施設に配架した。	☆☆☆	●子どもの体験活動を促進するため、イベントや施設などの情報をウェブサイト等により提供するとともに、内容の充実や情報発信の強化	子ども青少年局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
068	―	★	子ども会活動への支援	異年齢の子どもの交流や多様な体験活動を行う子ども会の活性化をはかるため、ICT活用等による保護者負担の軽減を重点とした「子ども会活動振興策の方向性」に基づき、さまざまな支援を実施	●地域子ども会への小学生加入率　40%以上 ●子ども会活動をかなり負担に感じる子ども会役員の割合　17%以下 ●子ども会活動を楽しいと感じる子どもの割合　80%以上 ●子ども会活動振興策の方向性に基づく支援の実施 ▸ICTツールの活用促進 ▸子ども会運営情報の集約・発信ができるプラットフォームの整備 ▸子ども会活動アシストバンク事業の拡充 ▸子どもが主体となって企画・運営する子ども会活動の推進等	●子ども会への助成 ▸対象団体数 16区・112学区・1,292単位 ▸実績　16区・112学区・1,292単位 ●リーダー養成事業への助成 ▸対象団体数　16区 ▸実績　16区	●スポーツ・レクリエーション活動、奉仕的活動、季節行事、指導者養成事業及びリーダー養成事業を行う各子ども会に対し補助金を支給した。 ●子ども会活動の振興に向けて、さまざまな支援を実施した。 ▸子ども会運営プラットフォームの構築 ▸企業・NPO法人等が主体となって企画・運営を行う新たな形のモデル事業等を実施	☆☆☆	●各子ども会に対し補助金を支給 ●子ども会活動の振興に向けて、新たな支援を実施 ▸子ども会事例発信及び参加者による魅力発信支援を実施 ▸多様な支え手の確保に向けて大学・学生やNPO法人に向けたアンケート調査を実施 ▸企業・NPO法人等が主体となって企画・運営を行う新たな形のモデル事業等を実施	子ども青少年局
069	―	★	児童館における子どもの育成	18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むため、各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、中高生の居場所づくり、留守家庭児童クラブ、移動児童館等を実施。また、子育て世帯向け及び中高生の居場所としての環境整備をはかるなど、利用者ニーズにあわせたリニューアル改修等を実施	●利用者満足度調査にて、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成 （「満足」は80%以上）	●利用者数　539,690人 ●各区児童館における利用者満足度 ▸子ども　92.2%～100.0% ▸保護者　96.2%～100.0% ●「中高生の居場所づくり事業」を拡充したモデル事業の実施 ●中川児童館リニューアル改修工事等を実施	●利用者数は昨年度から約3%増加した。 ●利用者満足度調査にて、ほぼすべての館で「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成した。	☆☆☆	●各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、移動児童館等を実施 ●「中高生の居場所づくり事業」を拡充したモデル事業の実施 ●児童館のリニューアル改修等を実施	子ども青少年局
070	―		とだがわこどもランドにおける子どもの育成	18歳未満の子どもを対象に、子どもたちが日常的には経験できない水、緑、土といった自然の中で、遊びを通して健康増進や情操を育むため、遊び場の提供を行うほか、工作や食育講座などの企画事業や、社会性・協調性を育む定期的なクラブ活動、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助等を実施	●利用者満足度調査にて、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成 （「満足」は80%以上）	●利用者数 409,240人 ●とだがわこどもランドにおける利用者満足度 ▸子ども　93.1% ▸保護者　95.1%	●利用者数は昨年度から約6%減少した。 ●利用者満足度調査にて、保護者は「満足」と「ほぼ満足」を合わせて95%以上を達成した。	☆☆☆	●遊び場の提供を行うほか、工作や食育講座などの企画事業や、社会性・協調性を育む定期的なクラブ活動、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助等を実施 ●屋外遊具等の改修を実施	子ども青少年局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
071	－		青少年交流プラザにおける青少年の育成	社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるため、青少年交流プラザ及び分館である青少年宿泊センターが一体となって、活動・交流の場や情報を提供するほか、青少年の育成をはかる総合的な支援プログラムに基づいた事業を行い、自立の支援や社会参加・参画活動を促す取り組みを実施。また、青少年宿泊センターにおいて市内唯一の宿泊型青少年施設として、青少年のニーズにあわせたリニューアル改修を実施	●利用者満足度調査にて、「とても満足」と「満足」を合わせて95%以上を達成 （「とても満足」は60%以上） ●青少年宿泊センターのリニューアル改修を実施	●利用者数 ▸本館　172,602人 ▸分館　93,837人 ●利用者満足度 ▸本館　99.1% ▸分館　94.9%	●本館・分館ともに利用者数は増加傾向である。 ●総合的な支援プログラムに基づいた事業を展開し、青少年育成に努めた。 ●青少年のニーズを踏まえ、リニューアル改修の基本調査を実施した。	☆☆☆	●青少年交流プラザ及び分館である青少年宿泊センターが一体となって、活動・交流の場や情報提供を実施 ●青少年の育成をはかる総合的な支援プログラムに基づき、自立の支援や社会参加・参画活動を促す取り組みを実施	子ども青少年局
072	－		子どもが主体的に参画する場づくり	各児童館等で、子どもたちが視野を広げ、社会性を育み、自信を深め、参画への意欲を高めるとともに、主体的に社会参画する子どもの育成につなげていくことを目的として「子どものまち」事業等を実施。また、各児童館で実施する「子どものまち」事業等で中心となって活動している子どもたちが意見を交わす「子どものまちミーティング」を実施	●実施	●全館で「子どものまち」事業等を実施 ●子どものまちミーティングを年2回実施	●「子どものまち」など子ども企画事業を児童館全館で実施するとともに、子ども自らが各館での取り組み内容を報告し、意見交換を行う「子どものまちミーティング」を実施するなど、子どもの自主性や社会性を育成した。	☆☆☆	●各児童館等で「子どものまち」事業等を実施 ●各児童館において実施する「子どものまち」事業等で中心となって活動している子どもたちが意見を交わす「子どものまちミーティング」を実施（年2回） 　令和8年度は、運営方法を刷新し、より主体的な意見交換の促進	子ども青少年局
073	12 19		ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施	●実施	●相談者数　945人 ●相談件数　延べ9,786件 ●子ども・若者の自立に向けた支援の実施	●さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じて、一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施した。	☆☆☆	●困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を実施 ●自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施 ●オープン型スペースやSNS相談を実施	子ども青少年局
074	12 19		ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施	●実施	●居場所利用者数　延べ2,923人 ●カウンセリング　延べ757人 ●電話相談　延べ1,166件	●就労に対し困難を有する若者に対し、社会との繋がりや生活習慣の改善、就労意欲の醸成をはかるため安心して過ごせる居場所を提供し、カウンセリングを実施するなど、自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を実施した。	☆☆☆	●市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施 ●電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会等の親支援サービスを実施	子ども青少年局
075	7	★	留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	●実施 　国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施	●実施　217か所	●国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施した。	☆☆☆	●国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施	子ども青少年局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
076	7	★	トワイライトルーム	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	●実施 通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区においてトワイライトスクールから移行	●実施　54校 ▸参加者数　延べ895,374人 ▸1日1校あたり参加者数　56.8人 ▸参加申込率　51.6% ▸選択事業登録者数(参加申込数）（17時以降の利用登録）　2,623人	●継続実施した。 ●通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区よりトワイライトスクールから移行調整を行った。	☆☆☆	●継続実施（54校） 通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区や利用ニーズの高い学区より、順次トワイライトスクールからトワイライトルームへ移行	子ども青少年局
077	―	★	トワイライトスクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	●実施　全小学校（トワイライトルームを含む） ●長期休業中の昼食受け取り ▸モデル事業の検証を踏まえて実施	●実施　206校 ▸参加者数　延べ2,410,510人 ▸1日1校あたり参加者数　40.8人 ▸参加申込率　50.3%	●継続実施した。	☆☆☆	●全小学校（トワイライトルーム含む）で実施	子ども青少年局
078	―		文化センターにおける子育ての支援および児童福祉の増進	地域の子育て世帯の交流を進めるとともに、児童の福祉増進をはかるため、学習相談や「親子で楽しむおはなし会」など児童・親子向け事業を実施	●実施	●実施　556回　2,780人	●より多くの方に参加いただけるよう、事業内容に工夫を凝らした各種教室や映画会、学習相談などを実施するとともに関係機関などと連携を推進した。	☆☆☆	●地域の子育て世帯の交流を進めるとともに、児童の福祉増進をはかるため、関係機関などと連携し学習相談や「親子で楽しむおはなし会」など児童・親子向け事業を実施	スポーツ市民局
079	―		スポーツ実施機会の提供	市民のスポーツ振興や子どもの体力の向上・健全な青少年の育成をはかるため、トップスポーツチーム等の関係団体と連携した各種体験イベント等を実施	●でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ●スポーツ体験事業の実施	●でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ▸アリーナ　240人 ▸スタジアム　143人 ●スポーツ体験事業の実施 ▸開催種目　計11種目 ▸開催日数　計14日間	●でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムについて、SNS等での発信により定員を超える申込者を獲得できた。 ●様々なスポーツ体験事業を実施することができた。	☆☆☆	●でらスポ☆アリーナ、でらスポ☆スタジアムの開催 ●スポーツ体験事業の実施	スポーツ市民局
080	―		少年少女発明クラブの運営	ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象にものづくり教室など創作活動の場を提供する「名古屋少年少女発明クラブ」を運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施	●実施 ▸工作・プログラミング教室の開催　15件	●工作・プログラミング教室の実施 ▸開催数　18件 ▸参加者数　9,683 人 ●ロボカップジュニア名古屋大会、ロボカップジュニア東海ブロック大会の開催	●ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象に計画どおり教室を開催することができた。	☆☆☆	●小・中学生を対象とした工作・プログラミング教室の開催 ●ロボカップジュニアへの参画	経済局 教育委員会
081	6	★	小中高生起業家人材育成事業	起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	●実施	●起業家入門プログラム 参加者数　713人 ●IT・AI活用起業体験プログラム 参加者数　307人 ●高校生ディープテックプログラム 参加者数　136人 ●起業家教育授業 参加校数　11校	●成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施した。	☆☆☆	●起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	経済局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
082	―		イノベーション拠点の運営等	企業の新たな価値の創出を促進するため、経済団体等との連携により、交流・対流のプラットフォームとなるイノベーション拠点を運営するとともに、名古屋駅近隣のなごのキャンパスに入居するスタートアップ企業に対しての賃料の一部を助成	●ナゴヤ・イノベーターズ・ガレージの運営 ●なごのキャンパス入居者への補助	●ナゴヤ・イノベーターズ・ガレージの運営 ●なごのキャンパス入居者への補助 ▸補助企業　13社 ▸補助金額　7,391,000円	●イノベーション拠点を運営し、企業の新たな価値の創出を促進することができた。 ●なごのキャンパス入居者への賃料補助について、計画的に毎年実施することができた。	☆☆☆	●ナゴヤ・イノベーターズ・ガレージの運営 ●なごのキャンパス入居者への補助	経済局
083	―		環境学習の推進	自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む環境学習を環境学習センターやなごや環境大学において実施	●環境学習センター利用者数　40,000人 ●なごや環境大学子ども向け講座数　90講座	●環境学習センター来館者（利用者）　37,157人 ●なごや環境大学子ども向け講座数　70講座	●小中学校による施設利用の促進を図った。 ●小学校向けの出前授業など館外事業を実施した。 ●子ども向け講座を実施した。	☆☆	●自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む環境学習を環境学習センターやなごや環境大学において実施	環境局
084	―		なごやエコキッズの推進	幼稚園・保育所において、園児の環境に対する感性を育むとともに、園児の家庭のライフスタイルを環境にやさしいものへ転換するための、園と家庭が一体となって環境保全に取り組む仕組みづくりを推進	●なごやエコキッズ認定園における環境学習プログラム ▸実施件数　200件	●名古屋市内の幼稚園・保育所で実施 実施件数　223件	●市立幼稚園・保育園及び私立幼稚園・民間保育園の市内全園を「なごやエコキッズ実施園」に認定した。 ●なごやエコキッズメッセージシートなどによる環境学習情報の提供を行った。 ●環境サポーターを派遣し環境学習プログラムを実施した。	☆☆☆	●幼稚園・保育所において、園児の環境に対する感性を育むとともに、園児の家庭のライフスタイルを環境にやさしいものへ転換するための、園と家庭が一体となって環境保全に取り組む仕組みづくりを推進	環境局
085	―		なごやエコスクールの推進	学校において、児童生徒の主体的な環境保全に関する取り組みの実践と、児童生徒自ら振り返り改善していこうとする姿勢を育むための仕組みづくりを推進	●なごやエコスクール認定校における環境学習プログラム ▸実施件数　450件	●名古屋市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等で実施 実施件数　516件	●市立の小・中・高・特別支援学校の全校を「なごやエコスクール」に認定した。 ●環境サポーターを派遣し環境学習プログラムを実施した。	☆☆☆	●学校において、児童生徒の主体的な環境保全に関する取り組みの実践と、児童生徒自ら振り返り改善していこうとする姿勢を育むための仕組みづくりを推進	環境局
086	―		なごや環境大学SDGs人づくりプロジェクトの推進	持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学において、環境と経済・社会の統合的向上のための取り組みとしてSDGs人づくりプロジェクトを実施することにより、子どものSDGsへの理解と行動を促進	●なごやSDGsフィールドスタンプラリー 参加者数　3,000人	●なごやSDGsフィールドスタンプラリー 参加者数　3,453人	●「SDGs学習プログラム」を学校等で展開した。	☆☆☆	●持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学において、環境と経済・社会の統合的向上のための取り組みとしてSDGs人づくりプロジェクトを実施することにより、子どものSDGsへの理解と行動を促進	環境局
087	―		なごや生物多様性センターの運営	自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む事業をなごや生物多様性センターにおいて実施	●調査・保全活動の実施 ●生物多様性に関する講座等の実施	●調査・保全活動の実施 参加者数　1,776人 ●生物多様性に関する講座等の実施 参加者数　5,186人	●計画目標の通り、継続して実施した。	☆☆☆	●自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にする心を育む取り組みを実施	環境局

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
088	—		子どもの運動・文化活動の振興	子どもの豊かな心と健やかな体を育成するため、小学生の放課後における教員が指導しない運動・文化活動及び中学校、高等学校において部活動外部顧問・外部指導者の派遣などを実施するとともに、中学校部活動の地域の活用も含めた見直しを実施	●部活動外部顧問の派遣 中学校において拡充 ●部活動外部指導者の派遣 中学校・高校 ●各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 中学校・高校 ●民間委託による新たな運動・文化活動の実施 小学校全校 ●中学校部活動の見直し 中学校全校	●部活動外部顧問の派遣 中学校　401部 ●部活動外部指導者の派遣 中学校・高校　100%(261部) ●中学校部活動の見直し 土日クラブ活動登録団体数　159 土日クラブ活動生徒アカウント登録数　4,629人	●各種大会を開催したほか、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助を引き続き実施するなどして、部活動の振興に務めた。 ●全ての市立小学校で民間委託による新たな運動・文化活動を実施した。 ●令和7年10月より、土・日曜日の部活動を見直し、活動は大会参加等のみとした。併せて、学校施設を開放し、様々な主体による土日クラブ活動を開始した。	☆☆☆	●部活動外部顧問の派遣 ▸中学校　411部 ●部活動外部指導者の派遣 ▸中学校・高校　311部 ●各種大会の開催、全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助 ▸中学校・高校 ●民間委託による新たな運動・文化活動の実施 ▸小学校全校 ●中学校部活動の見直し	教育委員会
089	—		土曜日の教育活動の推進	子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域や大学、民間事業者等の協力のもと体験活動等を実施	●実施 ▸運営委託する地域団体数の増 ▸名古屋土曜学習プログラム数の増	●運営委託した地域団体数　17団体 ●名古屋土曜学習プログラム数　103種類	●名古屋土曜学習プログラムを継続実施した。 ●運営委託拡大に向けた働きかけを行い、17団体に運営委託をした。（前年度より2団体増） ●103種類のプログラムを実施した。（前年度より3種類増）	☆☆☆	●名古屋土曜学習プログラムの実施 ▸運営委託拡大に向けた働きかけ ▸プログラム数増加に向けた新規団体の参入促進の働きかけ	教育委員会
090	5		インクルーシブ教育システムの構築の推進	子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を実施し、インクルーシブ教育システムを推進	●交流及び共同学習の実施 ●有識者会議の実施	●交流及び共同学習の実施 ●有識者会議の実施　3回	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
091	—		SDGs達成の担い手づくり推進事業	SDGs達成の担い手を育成するため、推進校（園）において、環境学習や国際理解学習、防災学習、エネルギー学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習などの多様な学習活動を実施	●実施 幼・小・中・高等学校・特別支援学校のうち、希望する6校（園）	●実施 幼・小・中・高等学校・特別支援学校のうち、希望する6校（園）	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
092	—		コミュニティ・スクールの導入	地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入を推進	●コミュニティ・スクールの導入 全校園	●「なごやコミュニティ・スクール会議」を、全校園（405校園）に導入・実施	●「なごやコミュニティ・スクール会議実施等基準」を施行し、学校評議員制に代わり、全校園で「なごやコミュニティ・スクール会議」を導入した。	☆☆☆	●「なごやコミュニティ・スクール会議」の取組を充実させるために、学校園向けの研修複数回実施	教育委員会

施策4　　多様な居場所と交流・体験の支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
093	—	★	子どもの読書活動の推進	生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力して子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施	●子どもを対象とした読書イベントの開催 ●図書館での読み聞かせの実施　1,900回 ●図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施　500回 ●教育基金を活用した子ども向け図書の充実　160冊 ●図書館における赤ちゃんへの絵本プレゼント事業の実施	●読書イベントの開催 ●図書館での読み聞かせの実施　2,055回 ●図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施　282回 ●学習支援図書セット、特別支援教育資料の貸出 ●教育基金を活用した子ども向け図書の充実　279冊 ●図書館における赤ちゃんへの絵本プレゼント事業の実施	●令和7年10月13日になごやっ子読書イベントを実施した。 ●図書館での読み聞かせについては、乳幼児と保護者対象に895回、幼児・小学生と保護者対象に1,160回行った。 ●図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせについては、282コマ、323クラス、6,858人に行った。 ●子ども向け図書については、97校216件の貸出をした。 ●学習支援図書セット貸出用図書はじめ279冊購入した。 ●赤ちゃんへの絵本プレゼント事業については、5,244冊贈呈した。	☆☆☆	●令和7年度と同様に、なごやっ子読書イベントの開催予定 ●今年度も引き続き、乳幼児、幼児、小学生及びその保護者を対象に、おはなし会を定期的に実施し、親子で触れ合い、絵本等を楽しんでもらう機会を提供 ●学校図書館研究部会等、機会をとらえPRを実施 ●利用の少ないセットを中心に、広報を実施 ●「学習支援図書セット」については、「バリアフリー」のセットを近年の動向や新しいキーワードを盛り込んだ資料へ買い替えを実施 ●初めて来館する方や、館外イベント開催時などに広報を実施	教育委員会
094	—		「みんなで覚えよう応急手当」講習の実施	夏休み期間中に、小中学生を対象にした普通救命講習等を開催	●救命講習の実施（小中学生） ▸小学生　年5回 ▸中学生　年5回	●救命講習の実施（小中学生） ▸小学生　5回、受講者数　58人 ▸中学生　5回、受講者数　36人	●計画のとおり、小中学生を対象とした救命講習を実施することができた	☆☆☆	●継続実施	消防局
095	—		アメンボクラブ（ジュニア会員）の活動	施設見学や学習会を通して上下水道事業に関する理解を深める機会を提供するとともに、協働してイベント等における情報発信を実施	●上下水道学習会・水源地保全活動・広報活動の実施	●イベント従事　4回、19人 ●学習活動　3回、20人	●前年度に引き続き活動を継続した。	☆☆☆	●令和7年度実施内容に加え、オンライン施設見学を実施	上下水道局
096	—		水源地探検隊	名古屋の水源地である徳山ダム周辺を訪れ、体験活動や講義を通して、水源地の自然の豊かさや保全の大切さを学ぶ機会を提供	●実施	●水源地探検隊の実施　50名参加	●令和7年6月1日から職場での熱中症対策が義務化されたことを受け、参加者の安全確保と熱中症予防を目的として塩飴の配布や冷却シートの配備を行い、事故なく実施することができた。 ●上下水道局公式ウェブサイトやSNSの活用により、募集人数を大きく上回る倍率7.78倍の申し込みがあった。	☆☆☆	●参加者の水源地保全に対する意識の向上	上下水道局

施策5　　子ども中心の学びの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
090	4		インクルーシブ教育システムの構築の推進	子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を実施し、インクルーシブ教育システムを推進	●交流及び共同学習の実施 ●有識者会議の実施	●交流及び共同学習の実施 ●有識者会議の実施　3回	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
097	―		男女平等参画出張講座	若年層を対象としたデートDVに関する講演会や研修などを開催する場合に、講師を派遣	●若年層を対象としたデートDVに関する講演会や研修などを開催する場合に、職員を講師として派遣	●男女平等参画出張講座 ▸回数　1回 ▸参加者数　130人	●依頼を受けて講師を派遣し、若年層に対してデートDVに関する講義を実施した。	☆☆☆	●男女平等参画出張講座の実施	スポーツ市民局
098	―		消費者教育の推進	発達段階に応じて、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者、社会の発展に積極的に関与する消費者を育成する教育を推進	●大学へのエシカル消費の普及・啓発委託事業　実施 ●こども消費者教室　実施 ●消費者教育コーディネーターを設置、小中学校等への派遣実施	●大学等への消費者教育・啓発委託事業　11校 ●こども消費者教室　4回 ●消費者教育コーディネーターを設置、小中学校等への派遣　103回	●前年度に引き続き事業を実施した。 ●子ども消費者教室では、幼稚園や保育園に出向き、お金の使い方や買い物の仕方についての教室を実施した。 ●消費者教育コーディネーターを小中学校等へ派遣し、消費者教育に関連する教科の担当教員とともに授業を実施した。	☆☆☆	●大学生を中心とした若者世代を対象に、消費者力UPプロジェクトを実施 ●こども消費者教室の実施 ●消費者教育コーディネーターを設置し、小中学校等への派遣を実施	スポーツ市民局
099	―		学校における働き方改革の推進	教職員が心身ともに健康に、笑顔で子どもと向き合い、よりよい教育活動を実現するため、学校における働き方改革を推進	●学校徴収金システムの導入 ▸小・中・特別支援学校　全校 ●教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置 ▸全校園 ●デジタル採点システムの活用 ▸中学校・高校　全校 ●災害共済給付金支給の委託化の継続	●学校徴収金システムの導入 調査実施 ●教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置 ▸全校園への配置方針を継続し、413校(園)（100%）へ配置を実施 ▸大規模校（小学校26校、中学校15校）及び特別支援学校6校へ、週当たり30時間を1人又は週当たり15時間を2人配置 ●デジタル採点システム 全中学校及び高校で運用継続 ●災害共済給付金支給の委託化を継続	●学校給食費の抜本的な負担軽減等の国の動向を踏まえ、給食費以外の学校徴収金の実態調査や他都市調査、学校徴収金を公会計化する場合の手法等を検討し、費用対効果等を詳細に分析した。 ●教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校園への配置を実施した。 ●デジタル採点システムについて、全中学校及び全高校で継続して運用した。 ●災害共済給付金支給の委託化により、学校における働き方改革に寄与した。	☆☆☆	●学校徴収金システムの導入 学校徴収金システムの導入について引き続き検討 ●教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置 全校園 ●デジタル採点システム 全中学校及び全高校で継続して運用 ●災害共済給付金支給の委託化の継続	教育委員会
100	―		少人数教育の推進	一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行うための小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導を実施	●少人数学級編制の実施 小・中学校　全校 ●少人数指導の実施 小・中学校　全校	●少人数学級編制の実施 小・中学校　全校 ●少人数指導の実施 小・中学校　全校	●小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制を継続実施した。 ●個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導を継続実施した。	☆☆☆	●中学校1年生だけでなく、2年生におけても35人学級を全校で実施	教育委員会
101	―		子どもの未来応援講師の配置	基礎基本の定着を中心とした学習指導の支援を行うとともに、学級担任・教科担任とは異なる立場で子どもと関わり、気軽に相談できる関係を築くことで子どもを支援	●子どもの未来応援講師の配置 ▸小学校　81校 ▸中学校　71校 ▸特別支援学校　3校	●子どもの未来応援講師の配置 小・中・特別支援学校　152校	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策5　　子ども中心の学びの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
102	―		新学習指導要領の着実な実施	新学習指導要領に対応し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、カリキュラム・マネジメントの充実や学校段階間の円滑な接続をはかるとともに、キャリア教育、プログラミング教育等の新しい教育を推進	●「ナゴヤ学びのコンパス」の趣旨を踏まえた授業改善の促進 ●学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の活用	●「ナゴヤ学びのコンパス」の趣旨を踏まえた授業改善の促進 ●学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の活用	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
103	―		小・中学校における国語教育の推進	子どもたちの学習の基礎となることばの力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施	●学校図書館司書の配置 ▸中学校110校 ▸小学校260校 （学校司書110人） ●本の帯コンクールの実施	●学校図書館司書の配置 ▸中学校　111校 ▸小学校　260校 （学校司書110人） ●本の帯コンクールの実施	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
104	―		小・中学校における理数教育の推進	小・中学校における理数教育の充実に向けて、児童生徒の科学への興味・関心を高めるとともに、論理的な思考力を養うため、ICTを活用した学習やプログラミング教育を推進	●ロボットプログラミング教育用の教材活用 ▸小・中・特別支援学校　20校 ●双方向性コンテンツに対応したデジタル教材活用 ▸中学校　全学年	●ロボットプログラミング教育用の教材活用 小・中・特別支援学校　20校 ●双方向性コンテンツに対応したデジタル教材活用 中学校　全学年	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
105	―		外国語教育の充実	グローバル人材を育成するため、英語授業において外国人材を活用するとともに、英語に堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施	●外国語指導アシスタントの派遣 ▸小学校　全校 ●外国人英語指導助手の派遣 ▸小学校　全校 ▸中学校　全校 ▸高校　9校 ●特例を設けた教員採用選考試験の実施	●外国語指導アシスタントの派遣 小学校　全校 ●外国人英語指導助手の派遣 ▸小学校　全校 ▸中学校　全校 ▸高校　9校 ●特例を設けた教員採用選考試験の実施	●概ね予定通り実施した。 ●特例を設けたことにより、英語の教員免許取得者や英検等の資格取得者等、英語に堪能な教員を一定数確保することができた。	☆☆☆	●今後も継続的に実施 ●特例を設けた教員採用選考試験の実施	教育委員会
106	―		ICTを活用した教育の推進	すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、1人1台端末の更新をはじめとするICT環境の整備をはかるとともに、その活用を推進	●1人1台端末等の更新・整備 ▸小・中・特別支援学校　活用・検証 ▸高校等　活用・検証 ●幼稚園におけるICT環境の充実 ●さらなるICT活用のための取り組みの研究・推進	●1人1台端末等の更新・整備 ▸小・中・特別支援学校　調達 ▸高校等　運用 ●幼稚園におけるICT環境の充実 ●さらなるICT活用のための取り組みの研究・推進	●小・中・特別支援学校の1人1台端末の更新に向けて、事業者選定及び環境構築に取り組んだ。 ●高等学校において、授業支援アプリを利用し、ICTの活用に取り組んだ。 ●市立幼稚園全園で保育アプリを運用し、保護者の利便性向上と業務削減を図った。 ●各学校のICT活用状況を把握し、さらなるICT活用に向けた取り組みを促した。	☆☆☆	●1人1台端末等の更新・整備 ▸小・中・特別支援学校　活用・検証 ▸高校等　活用・検証 ●幼稚園におけるICT環境の充実 ●さらなるICT活用のための取り組みの研究・推進	教育委員会
107	―		市立高等学校における学びのあり方改革	グローバル化が進む新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、探究学習やSTEAM教育、国際理解教育を推進するとともに、産業界・大学・地域との連携に取り組み、市立高等学校における学びのあり方改革を推進	●探究的な学び ●STEAM教育の推進 ●向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有 ●デュアルシステムの実施　3校	●特色ある理数教育の推進 ▸英語をツールとした理数教育の実施 ▸大学・企業と連携した理数教育の実施 ●向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有 ●デュアルシステムの実施　3校	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策5　　子ども中心の学びの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
108	—		市立高校生の海外派遣	グローバルな視野を持つ人材を育成するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかるため、市立高校生の海外派遣を実施	●実施 180人	●実施　9か国（地域）180人	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
109	—		グローバル・エデュケーション・センターの運営	グローバル社会において活躍することができる人材を育成するため、国内外の企業や大学、研究機関等と連携し、グローバル環境の実体験等ができるグローバル・エデュケーション・センターを運営	●実施 ▸グローバルワークショップ ▸グローバルスタディ ▸グローバルコミュニケーション	●実施 ▸グローバルワークショップ ▸グローバルスタディ ▸グローバルコミュニケーション	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
110	6	★	ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進	●実践校の拡大	●授業改善等の推進 ▸学校における授業改善の推進 ▸学校間の連携推進 ▸学校運営改善の推進 ▸選抜した教員による実践研究 ▸学習会の開催などを通じた教員の意識改革 ●広報・啓発 インターネット上での情報発信等	●ナゴヤ学びのコンパスを各学校の教育目標等に設定し、授業改善等を促進した。 ●ウェブサイトやSNSを活用し、情報発信を実施した。	☆☆☆	●授業改善等の推進のため、引き続き学習会等を開催 ●ウェブサイトやSNSを活用し、情報発信を継続実施	教育委員会
111	6	★	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を実現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実践するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネートをするキャリアナビゲーター（キャリアの専門家）の活用により、キャリア教育を推進	●カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施 ●キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート ●キャリアナビゲーターの配置 ▸中学校　全校 ▸高等学校・特別支援学校　全校 ●キャリア支援アドバイザーの配置	●カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施 ●キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート ▸小学生向けキャリア教育プログラムの実施 ▸中学生向けキャリア教育プログラムの実施 ▸高校生向けキャリア教育プログラムの実施（拡充） ●キャリアナビゲーターの配置 ▸中学校　全校 ▸高等学校・特別支援学校　全校 ●キャリア支援アドバイザーの配置	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
112	17		教育支援センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・学習指導及び生活指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施	●教育支援センターの運営 ●タブレット端末を活用した学習支援の実施	●教育支援センターの運営 通所者数　791人 ●タブレット端末(30台)を活用した学習支援の実施	●教育支援センターの運営を行った。 ●タブレット端末を活用した学習支援を実施した。	☆☆☆	●引き続き教育支援センターの運営 ●引き続きタブレット端末を活用した学習支援を実施	教育委員会

施策5　　子ども中心の学びの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
113	17		民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを提供	●民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	●民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	●不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムにより支援した。	☆☆☆	●引き続き民間オンライン学習プログラムによる学習支援を実施	教育委員会
114	―		教育データ利活用とEBPMの推進	教育データの利活用とEBPMの推進により子どもの学習面や生活面での支援等を行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、ネットワーク再構築と各種システムのクラウド移行を実施	●ネットワーク再構築 ●全国学力・学習状況調査の活用 ▸報告書の作成と学校への配布　全校 ▸保護者用リーフレットの作成・配信　全校	●ネットワーク再構築 構築・運用 ●全国学力・学習状況調査の活用 報告書の作成と学校への配布　全校	●教育データの利活用促進及び教員の働き方改革等に資するため、校務系システムのクラウド移行を行い、運用を開始した。 ●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●ネットワーク運用 ●全国学力・学習状況調査の活用 報告書の作成と学校への配布　全校 ●今後も継続的に実施	教育委員会
115	17	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進	●校内の教室以外の居場所づくり ▸中学校　全校 （夜間中学を除く） ▸小学校　実施	●専任の教員を各校に配置し、余裕教室等を活用して、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な学習指導や生活指導を実施 ▸小学校　5校 ▸中学校　110校	●中学校全校(夜間中学を除く)での実施目標を達成した。	☆☆☆	●校内の教室以外の居場所づくりについて、中学校での継続実施と小学校への対象校拡大の検討	教育委員会
116	―		上下水道訪問授業	市内の小学校4年生を対象に、水道・下水道の仕組みや役割、水循環などを学ぶ訪問授業を実施	●実施	●訪問授業　177校、182教室 ●資料提供　4校	●上下水道訪問授業が広く学校に認知されたことや、これまでの評判が実績の増加につながった。	☆☆☆	●名古屋市下水道科学館において授業を実施 ●実験備品の配送を実施	上下水道局

施策6　　子ども・若者の未来の応援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
064	4	★	子どもの体験活動の推進	ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設を設置するほか、子どもの体験につながる機会を創出するため、子どもの公共交通の負担を軽減する制度について検討	●子どもの体験活動拠点 ▸モデル実施、設置、運営 ●体験活動にかかる交通費への助成 ▸検討、試行実施	●子どもの体験活動プログラムのモデル実施　延べ103人 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業 ▸モニター人数　6,004人 ▸1人あたりの金額　1,404円 ▸1人あたりの利用日数　4.1日 ▸1人あたりの乗車回数　10.1回 ▸1人・1日あたりの乗車回数　2.5回	●子どもの体験活動プログラムのモデル実施及び他都市の先行事例の調査を行った。 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業について、夏季休業中の交通費としてマナカチャージ券3,000円分を配布する手法で事業を実施した。	☆☆☆	●子どもの体験活動拠点 体験活動プログラムのモデル実施 ●子どもの体験活動交通費助成モデル事業 ▸実施対象時期と対象交通機関を変更し、償還払いによる手法での助成を行う。 ▸期間：9月から11月までの土日祝日とあいちウィークの平日 ▸助成額：期間を通じて2,000円／人 ただし、1日あたりの上限額は310円／日（あいちウィークの平日は430円／円） ▸助成方法：事前登録した交通系ICカードにより、市営交通を利用した額の実費を、上限額の範囲内で償還払い	子ども青少年局
081	4	★	小中高生起業家人材育成事業	起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	●実施	●起業家入門プログラム 参加者数　713人 ●IT・AI活用起業体験プログラム 参加者数　307人 ●高校生ディープテックプログラム 参加者数　136人 ●起業家教育授業 参加校数　11校	●成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施した。	☆☆☆	●起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	経済局
110	5	★	ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進	●実践校の拡大	●授業改善等の推進 ▸学校における授業改善の推進 ▸学校間の連携推進 ▸学校運営改善の推進 ▸選抜した教員による実践研究 ▸学習会の開催などを通じた教員の意識改革 ●広報・啓発 インターネット上での情報発信等	●ナゴヤ学びのコンパスを各学校の教育目標等に設定し、授業改善等を促進した。 ●ウェブサイトやSNSを活用し、情報発信を実施した。	☆☆☆	●授業改善等の推進のため、引き続き学習会等を開催 ●ウェブサイトやSNSを活用し、情報発信を継続実施	教育委員会
111	5	★	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりの自分らしい生き方を実現する力を育てるため、体系的・系統的にキャリア教育を実践するキャリアタイムの実施、キャリア教育実践をサポートするキャリア教育推進センター機能の構築、学校のニーズに応じたコーディネートをするキャリアナビゲーター（キャリアの専門家）の活用により、キャリア教育を推進	●カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施 ●キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート ●キャリアナビゲーターの配置 ▸中学校　全校 ▸高等学校・特別支援学校　全校 ●キャリア支援アドバイザーの配置	●カリキュラムを踏まえたキャリアタイムの実施 ●キャリア教育推進センターによるキャリア教育実践のサポート ▸小学生向けキャリア教育プログラムの実施 ▸中学生向けキャリア教育プログラムの実施 ▸高校生向けキャリア教育プログラムの実施（拡充） ●キャリアナビゲーターの配置 ▸中学校　全校 ▸高等学校・特別支援学校　全校 ●キャリア支援アドバイザーの配置	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策6　　子ども・若者の未来の応援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
117	－	★	出会いや結婚の希望をかなえる支援	若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見いだし、希望どおり結婚し子どもを持てる社会づくりを推進するため、婚活イベント、ライフデザインセミナーなどを開催	●結婚支援の検討・実施 ▸婚活イベント、ライフデザインセミナー、結婚新生活支援　等	●結婚新生活支援事業 交付決定世帯数　642世帯 ●婚活イベント ▸実施回数　計3回（大規模2回、小規模1回） ▸参加人数　計498名（大規模448名、小規模50名） ●ライフデザインセミナー ▸セミナーの開催 高校生世代向け2回、大学生世代向け2回、新社会人世代向け3回 ▸参加人数　396名（高校293名、65名、38名） ●若者の意識等調査 若者の意識等に関する実態調査の実施　回答数　3,534人（23.6%）	●結婚新生活支援事業 新規事業であるため、他都市事例を参考にしつつ、本市独自の要素も取り入れて実施した。 ●婚活イベント 個人によって参加したいイベントの規模や内容は様々なので、個々の希望に応じて選択できるように、大規模イベントに加えて、新たに小規模イベントも開催した。 ●ライフデザインセミナー 開催回数を増加、対象の世代を広げてセミナーを開催。また、イフデザインセミナー動画及びセミナー開設マニュアルを作成した。 ●若者の意識等調査 市内在住の18歳から39歳15,000人を対象に、若者の意識等に関する実態調査を実施した。	☆☆☆	●結婚新生活支援事業を実施 ●婚活イベント（八結びキャンペーンを含む）及びライフデザインセミナーを開催 ●若者の意識等調査 子どもの未来全力応援プロジェクトチーム作業部会の中で、調査報告書を基に検討	子ども青少年局
118	14 17 19		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探すことができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　全校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▸事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 ▸幼稚園、小学校、高校、特別支援学校　全校（園） ●規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　110校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学　全校（園） ●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置 夜間中学 ●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配	●新設中学校も含め、スクールカウンセラー等の配置を行い、幼稚園から高校まで途切れない支援を実施した。 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤スクールカウンセラーの加配を行った。	☆☆☆	●職員の更なる能力向上をはかるため研修等を実施 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤カウンセラーの加配を実施	教育委員会
令7 追加 272	－	★	子ども・若者への文化体験提供事業	民間企業等の法人が地方自治体へ寄附を行う際の税控除制度を活用し、本市発のスタートアップ企業と連携しながら本市内の次世代を担う子どもたちに対して様々な文化体験機会を無償で提供	●調達額・体験提供数（延べ） 200,000千円・173,400人	●民間企業から調達した寄附金を財源として、市内の子どもたちに様々な文化体験機会を提供 調達額・体験提供数（延べ） 72,200,000円・19,056人	●調達資金は上振れしたが、体験提供数は目標に届かなかった。（目標設定時の体験提供に係る単価設定が甘かった）	☆☆	●継続実施	観光文化交流局

施策7　　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
018	2		食育実践支援	妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着をはかるとともに、食事に対する不安を軽減するため保健センターにおいて栄養指導や相談を実施	●実施	●妊産婦食教室　242回 ●離乳食教室　952回 ●幼児食教室　133回	●妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着のため、集団指導を実施した。加えて養育者の食事に対する不安軽減のため個別相談を手厚く実施した。	☆☆☆	●妊産婦や子どもの望ましい食習慣の定着のため、集団指導を実施。加えて養育者の食事に対する不安軽減のため個別相談を手厚く実施	子ども青少年局
119	―		不妊・不育にかかる支援	不妊・不育に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不育症・不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発するとともに、不育症検査費用の助成を実施	●実施	●不育症・不妊症相談の実施 相談件数　59件 ●不育症検査費用助成 助成件数　28件	●不妊・不育に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不育症・不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発するとともに、不育症検査費用の助成を実施することができた。	☆☆☆	●不妊・不育に関する心理的・経済的負担を軽減するため、不育症・不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不妊・不育に関する正しい知識を広く啓発するとともに、不育症検査費用の助成を実施	子ども青少年局
120	―		両親学級（パパママ教室）	妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施	●実施	●共働きカップルのためのパパママ教室 ▸開催回数　74回 ▸参加者数　1,444人	●妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産、育児に関する健康教育、相談等を実施することができた。	☆☆☆	●妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施	子ども青少年局
121	―		妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、14回分の健康診査について公費負担	●実施	●助成回数　14回分／人 （多胎児を妊娠した場合は19回分／人） ●受診件数　195,303件	●妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、14回分の健康診査について公費負担した。	☆☆☆	●妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、14回分の健康診査について公費負担	子ども青少年局
122	14		産婦健康診査	産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担	●実施	●受診件数　28,778件	●産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担した。	☆☆☆	●産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担	子ども青少年局
123	―		妊産婦歯科診査	妊娠中に1回、出産後1年以内に1回、歯科診査を行い、妊産婦の健康の保持増進を支援	●実施	●受診件数 ▸妊婦　7,748件 ▸産婦　5,816件	●歯科審査を実施（妊娠中に1回、出産後1年以内に1回）した。	☆☆☆	●歯科審査の実施（妊娠中に1回、出産後1年以内に1回）	子ども青少年局
124	―	★	産前・産後ヘルプ事業	妊娠中または出産後の体調不良等により、家事または育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事または育児の援助を実施	●制度の拡充	●実利用人数　932人 ●延べ派遣時間数　27,967時間	●妊娠中または出産後の体調不良等により、家事または育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事または育児の援助を実施した。 ●単胎の利用者の利用期間を「妊娠中から産後6か月まで」から「妊娠中から産後1年まで」に拡充した。	☆☆☆	●妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事又は育児が困難で、かつ昼間に介助者がいない場合に、ヘルパーを派遣し、家事又は育児の援助の実施	子ども青少年局
125	―		子育て総合相談窓口	子育ての不安を軽減するため、保健センターにおいて、子育てに関するさまざまな相談と育児支援を実施	●実施	●相談件数　61,579件 ●妊娠・出産期サポーターによる支援 14,890件 （電話・郵送・訪問・その他）	●子育ての不安を軽減するため、保健センターにおいて、子育てに関するさまざまな相談と育児支援を実施することができた。	☆☆☆	●保健センター子育て総合相談窓口での電話や来所での相談	子ども青少年局

施策7　　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
126	―		子どもあんしん電話相談事業	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師などによる電話相談を実施	●実施	●相談件数　4,054件	●夜間の急な発熱や事故などの場合に、看護師などによる電話相談を実施し、子育ての不安の軽減を図った。	☆☆☆	●夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師などによる電話相談を実施	子ども青少年局
127	―		子育て講座	子どもの発達や健康課題、保護者の育児困難感等に応じた子育て支援の教室や地域の子育て活動の育成及び地域づくりのための活動支援を実施	●実施	●子育て講座 ▸開催回数　1,552回 ▸参加者数　18,091人	●子どもの発達や健康課題、保護者の育児困難感等に応じた子育て支援の教室や地域の子育て活動の育成並びに地域づくりのための活動支援を実施することができた。	☆☆☆	●子どもの発達や健康課題、保護者の育児困難感等に応じた子育て支援の教室や地域の子育て活動の育成及び地域づくりのための活動支援を実施	子ども青少年局
128	14		なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	●実施	●相談回数　233回	●思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール・LINEによる相談を実施することができた。	☆☆☆	●思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	子ども青少年局
129	14	★	産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合に、産婦及び新生児･乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施	●利用者数の増加	●利用実績 ▸宿泊型　1,046組延べ3,910日 ▸日帰り型　609組延べ1,319日 ▸訪問型　674組延べ1,386日	●利用要件を緩和し、出産後1年以内の産後ケアを必要とするすべての方を対象に、宿泊型、通所型、訪問型によるケアを実施することができた。	☆☆☆	●出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とするすべての方に、宿泊型、通所型、訪問型によるケアを実施	子ども青少年局
130	―		ナゴヤわくわくプレゼント事業	名古屋市で生まれ育つ子どもたちに対し、子育て家庭が子どもの誕生を喜び、笑顔や希望を持って子育てをスタートできるよう、子育てに必要なギフトを届ける事業を実施	●実施	●対象者数　16,282人	●出生児等に対し、子育てに必要なモノやサービスが掲載されたギフトを届ける事業を実施した。	☆☆☆	●出生児等に対し、子育てに必要なモノやサービスが掲載されたギフトを届ける事業を実施	子ども青少年局
131	―	★	妊婦タクシー利用支援事業	妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減をはかるため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付	●実施	●タクシー利用券送付者数　17,125人	●妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券の交付を実施した。 ●令和7年7月より、妊娠8か月頃から妊産婦健康診査等で利用できるよう、利用要件を拡充した。	☆☆☆	●妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付 ●タクシー利用券の金額を10,000円から11,000円に拡充（R8.4～） ●タクシー利用券の電子化を予定（R8.9～）	子ども青少年局

施策7　　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
132	―		名古屋市妊婦・子育て家庭応援金の支給	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の実施体制を強化するとともに、一体的に実施する経済的支援として妊娠・出生届出後に相談支援を受けた妊産婦等に2回各5万円を支給	●実施	●支給人数 ▸妊婦応援金　16,484人 ▸子育て家庭応援金　15,322人	●全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の実施体制を強化するとともに、一体的に実施する経済的支援として妊娠・出生届出後に相談支援を受けた妊産婦等に2回各5万円の支給を実施した。	☆☆☆	●全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として支給 ▸妊婦1人あたり5万円 ▸妊娠している胎児1人あたり5万円	子ども青少年局
133	―		子どものインフルエンザ予防接種費用の助成	進学や就職等を控える子どもを応援するため、12歳、15歳、18歳を迎える子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を実施	●実施	●接種者数 ▸12歳　1回目接種　8,586人 2回目接種　7,291人 ▸15歳　10,176人 ▸18歳　7,796人	●進学や就職等を控える子どもを応援するため、12歳、15歳、18歳を迎える子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を実施した。	☆☆☆	●進学や就職等を控える子どもを応援するため、12歳、15歳、18歳を迎える子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を実施	子ども青少年局
134	14		子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施	●児童養護施設、乳児院及び里親で実施	●児童養護施設13施設、乳児院4施設、里親123世帯で実施 ▸延べ人員　546人 ▸延利用日数　2,493日	●利用対象者の拡充とともに、ショートステイ里親登録数増により受け皿が拡充され、利用者の増へとつながった。	☆☆☆	●児童養護施設、乳児院及び里親で実施 ●ショートステイ専従職員の配置	子ども青少年局
135	14		なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成。その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣	●実施	●登録者数　395人 ●派遣回数　735回 ●派遣人数　延べ1,332人	●派遣回数・延べ人数ともに前年度より減少したものの、登録人数は増加した。	☆☆☆	●地域における子育て支援として、名古屋市すくすくサポーターを登録・派遣	子ども青少年局
136	14		子育て学び支援事業	子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機運を醸成し、子育て世代やこれから親になる人を対象とした講座の開催等により、子育てを学ぶ機会を提供	●実施 ▸子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ▸子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	●支援スタッフ向け ▸実施回数　2回 ▸参加者数　84人 ●トレーナー養成講座 ▸実施回数　1回 ▸参加者数　14人 ●企業等と連携した子育て学び機会の提供 実施個所数　3社 ●出前講座 ▸実施回数　9回 ▸参加者数　757人 ●オンライン講座の開催 実施回数　2回	●継続して講座を開催することで受講者数は増加しており、虐待発生のリスク軽減や支援スタッフの相談対応能力の向上を図ることができた。	☆☆☆	●子育て練習講座の実施	子ども青少年局

施策7　　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
137	―		成育医療の取り組み（不育・不妊治療に係る医療の提供）	市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、不育症の診断・治療や男性不妊症、着床前診断といった高度な医療を提供するとともに、西部医療センターに設置した生殖医療センターにおいて、男性不妊症や女性不妊症、不育症といった幅広い不妊治療に対応できる医療を提供	●市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、医療を提供 ●西部医療センターに設置した生殖医療センターにおいて、医療を提供	●市立大学病院 不育・不妊センターにおいて医療を提供 不育症カウンセリング受診数 24人 ●西部医療センター 生殖医療センターにおいて医療を提供 外来患者数　4,582人	●市立大学病院において、男性不妊症や女性不妊症、不育症といった幅広い不妊治療に対応できる医療に取り組むことができた。 ●西部医療センターにおいて、男性不妊症や女性不妊症、不育症といった幅広い不妊治療に対応できる医療に取り組むことができた。	☆☆☆	●市立大学病院に設置した不育・不妊センターにおいて、医療を提供 ●西部医療センターに設置した生殖医療センターにおいて、医療を提供	総務局
138	―		幼児期の子と親の育ち支援の推進	幼児教育の質の向上推進と子育ての支援充実のため、幼児教育に関する調査研究や教職員・保育士等の指導力や資質の向上に資する研修を実施するとともに、子育てを支援する取り組みを実施	●幼児の育ち応援ルームの増設 ●専門家による子育て相談の実施 ●今日的な課題や現場の課題に対応した研修の実施 ●幼保小接続の調査研究	●幼児の育ち応援ルームの運営 3か所 ●専門家による子育て相談の実施 14回 ●今日的な課題や現場の課題に対応した研修の実施 ●幼保小接続の調査研究	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
139	―		家庭教育支援の推進	各家庭での家庭教育の促進をはかるため、家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深めるための取り組みを実施するとともに、毎月第3日曜日に定めている「家庭の日」が広く認知され、家庭の大切さや家庭の役割の素晴らしさについて改めて考えを深める機会を設定	●実施 ▸家庭教育セミナー ▸家庭教育の推進に関わる協力企業制度 ▸「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）の募集 ▸ファミリーデーなごや	●家庭教育セミナーの開設委託 354団体 ●家庭教育の推進に関わる協力企業制度の実施 238企業・団体（R8.3.31時点） ●「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）の募集 小・中学校・幼稚園（私立幼稚園含む）全校（園） ●「ファミリーデーなごや」の開催 （延べ17,000人参加）	●家庭教育セミナーを開設委託した。 ●「家庭教育支援事業」として、「子育てフォーラム」を実施した。 ●親学推進協力企業制度を継続実施した。 ●「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）を募集した。 ●ファミリーデーなごやを開催した。	☆☆☆	●実施 ▸家庭教育セミナー ▸家庭教育の推進に関わる協力企業制度 ▸「家庭の日」普及啓発作品（ポスター・図画作品）の募集 ▸ファミリーデーなごや	教育委員会

施策8　　経済的負担の軽減

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
140	19		保育所等の利用者負担額の軽減	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施するほか、さらなる負担軽減について、継続的に検討	●実施	●幼児教育・保育の無償化を実施 ●国の定める保育料に対して36.6%を軽減（令和7年度予算）	●3歳以上児の幼児教育・保育に係る利用者負担額の無償化を実施している。 ●3歳未満児の保育料を国の定める保育料の63.4%の負担に抑える市独自負担軽減策を実施した。	☆☆☆	●幼児教育・保育の無償化を実施 ●国の定める保育料に対して、利用者負担割合が6割程度になるよう、本市独自に保育料を軽減	子ども青少年局
141	19		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	●実施	●生活保護受給世帯等への教材費・行事費等に係る助成　491件 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するにあたり医療機関に支払った文書料に係る助成　51件	●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成した。 　1人当たり月額補助限度額を2,700円 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成した。	☆☆☆	●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成 　1人当たり月額補助限度額を2,800円 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成	子ども青少年局
(141)	19		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成	●実施	●助成件数　811件	●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部（上限月額4,800円）を助成した。	☆☆☆	●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成 　月額補助上限5,100円	子ども青少年局
142	19		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付	●実施	●給付件数　91件	●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付（最大月2万円）した。	☆☆☆	●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付 　補助額：1人あたり月額上限2万円	子ども青少年局
143	―		児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給	●実施	●延べ支給対象児童数　3,635,897人 ●支給対象児童数　308,567人 （令和8年3月末時点）	●児童手当の支給をした。	☆☆☆	●児童手当の支給	子ども青少年局
144	19	★	[～R6] 就学援助 [R7～] 未来まなび応援金（就学援助）	経済的に困窮している市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助	●実施	●対象者数　26,508人	●経済的に困窮している国公立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助した。	☆☆☆	●経済的に困窮している国公立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助	教育委員会

施策8　　経済的負担の軽減

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
145	－	★	私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない一定の所得階層の世帯に対する授業料補助を実施 [R7～] 下線部を削除	●実施	●対象者数（認定者数） 10,147人 ●対象単位数（認定単位数） 829単位	●授業料補助を実施した。 ▸所得制限を撤廃した。 ▸通信制への補助を新設した。	見直し	●国の就学支援金制度の拡充に伴い廃止	教育委員会
146	19	★	高等学校等入学支援金	経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資を支給	●実施	●支給者数　3,147人	●学資を支給した。	☆☆☆	●学資の支給	教育委員会
147	19		市立高等学校入学料などの減免	市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施	●実施	●対象者数　211人	●市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施した。	☆☆☆	●市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施	教育委員会
148	19		[～R6] 名古屋市奨学金（高等学校給付型奨学金）の支給 [R7～] 名古屋市奨学金（高等学校給付型奨学金）	教育の機会均等をはかるため、経済的理由によって就学が困難な生徒に対して、高校等において就学に必要となる学資の支給を実施	●実施	●対象者数　2,217人	●高校等において修学するために必要な学資を支給した。	☆☆☆	●経済的理由によって修学が困難な生徒に対して、高校等において修学するために必要な学資を支給	教育委員会

施策9　　地域全体での子育て支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
149	—	★	子育て応援拠点事業	支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置	●拠点機能の充実	●子育て応援拠点の設置 15か所→16か所 ▸うちアウトリーチ事業実施 4か所→8か所	●支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供することができた。 ●アウトリーチ事業実施拠点を8か所に拡充し、支援の場に出向くことが困難な子育て家庭への支援を実施した。	☆☆☆	●支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供	子ども青少年局
150	—		地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点を設置	●拠点機能の充実	●地域子育て支援拠点 46か所→45か所（1か所は応援拠点へ移行） ●子育て応援拠点　15か所→16か所 ●子ども・子育て支援センター　1か所 ●地域子育て支援センター 18か所（公立） 32か所（民間） ●児童館等　17か所での実施	●乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点を全中学校区で実施した。	☆☆☆	●乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施	子ども青少年局
151	—		子ども・子育て支援センターの運営	子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進	●拠点機能の充実	●キッズパーク利用者数　23,871人 ●サイトへのアクセス数（トップページ） 46,098件 ●講座参加者数　2,406人 ●相談件数　1,643件（※） ※令和6年度から、継続が必要な相談や保健センター等につないだものを計上	●子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進した。 ●令和7年4月からSNS相談の実施時間等を拡充した。 火・木・日　10:30～14:30 →祝日と年末年始除く毎日　10:30～17:30	☆☆☆	●子育て支援の拠点施設として、子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、情報発信、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進	子ども青少年局
152	—		地域子育て支援ネットワークの推進	地域における子育て支援のネットワーク体制の強化や活動・事業の活性化を推進	●実施	●補助金交付団体 ▸区域事業　16事業 ▸広域事業　4事業	●子育て支援関係機関等の連携を強化することにより、地域における子育て家庭への支援を促進した。	☆☆☆	●ネットワークの充実をはかることにより、子育て家庭への支援を促進	子ども青少年局
153	—		のびのび子育てサポート事業	地域の中での市民同士の助け合いによる子育て支援機能の充実をはかるため、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）を紹介し、会員同士お互いに助け合う相互援助活動を実施	●実施	●会員数　8,230人 ●活動件数　21,899件	●会員の募集や講習会を実施するとともに、活動の仲介を行い、地域での子育てを支援した。	☆☆☆	●地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介などを実施 ●提供会員の質を確保するため、講習会を本部で一括で実施 ●既提供会員に対し、フォローアップ研修を実施 ●提供会員確保のため、保育士資格のある方を対象とした短時間の講習会を開催 ●区役所等での出張会員登録受付を実施	子ども青少年局

施策9　　地域全体での子育て支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
154	20		なごや未来っ子応援制度（ぴよか）	企業、地域、行政の連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、子育て家庭優待カード事業等を実施	●実施	●協賛店舗・施設　2,441か所、68商店街（令和8年3月末）	●制度の認知度を高めるため、イベントを実施した。	☆☆☆	●制度の認知度を高めるため、イベント等を実施	子ども青少年局
155	－		赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児童委員、区域担当児童委員が第1子を出生した家庭を訪問	●実施	●訪問対象世帯　8,271人 ●訪問実績　7,362人 ●訪問率　89.0%	●地域の主任児童委員や区域担当児童委員が、乳児のいる子育て家庭を訪問し、子育てに対する不安感や負担感を軽減した。	☆☆☆	●地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児童委員、区域担当児童委員が第1子を出生した家庭を訪問	子ども青少年局
156	－		一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所の一時保育事業等において一時的に預かり、必要な保護を実施	●実施	●一時保育事業 ▸民間保育所　67か所 利用人数　42,106人 ▸公立保育所　4か所 利用人数　3,689人 ●24時間緊急一時 ▸民間保育所　2か所 延べ利用人数　1,308人 ●リフレッシュ預かり保育事業 ▸公立保育所 79か所 利用人数　3,172人	●補助の希望のあったすべての保育所等に補助を実施した。	☆☆☆	●家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所の一時保育事業等において一時的に預かり、必要な保護を実施	子ども青少年局
157	－	★	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	すべてのこどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施	●令和8年度から本格実施	●乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ▸23か所 ▸延べ利用人数3,530人 （10月～3月）	●事業開始（10月～） 23か所で事業を開始した。	☆☆☆	●45施設で実施	子ども青少年局
158	11		私立幼稚園での子育て支援事業	地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかるため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費等の補助を実施	●実施	●実施 ▸私立幼稚園預かり保育への補助 59園 ▸私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助 109園	●補助の希望のあったすべての保護者及び幼稚園に補助を実施した。	☆☆☆	●実施 ▸私立幼稚園預かり保育への補助 ▸私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助	子ども青少年局
159	11		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	●実施　78エリア	●実施エリア数の増 61エリア→66エリア（＋5エリア）	●実施エリアを拡充した。	☆☆☆	●実施エリアの拡充	子ども青少年局
160	－		高齢者による子育て支援事業への補助	シルバー人材センターが実施する子育て支援事業へ助成	●実施	●利用件数　3,710件 ●「子育て支援会員育成研修」による会員従事者の養成　参加者数 18人	●子育て世帯の家庭内の家事援助を継続実施した。	☆☆☆	●子育て世帯の家庭内の家事援助を実施	健康福祉局

施策9　　地域全体での子育て支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
161	11		幼稚園心の教育推進プラン	幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施	●芸術鑑賞の実施 ●自然体験、社会体験の実施 ●預かり保育の実施 ●子育て支援事業の実施	●芸術鑑賞の実施　10園 ●自然体験、社会体験の実施　全園 ●長期休業中も含めた預かり保育の実施　全園 ●子育て支援事業の実施　全園	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
162	―		PTA活動活性化への支援	子どもの健やかな成長に向けた取り組みを進めるPTAの活動活性化をはかるため、実態調査を行い、効果的な支援を実施	●団体調査による実態把握・分析 ●PTAの課題に関する調査・結果の共有 ●PTA活動の活性化に向けた提案・支援	●団体調査による実態把握・分析 ●PTAの課題の分析 ●PTA活動の活性化に向けた実態調査・支援策の検討 ●教員へのPTAに対する理解促進に向けた研修	●団体調査を継続実施した。 ●「PTAの概要」等で調査結果の共有を行った。 ●PTA活動の活性化に向けた実態調査を行い、集約結果を分析し、今後の支援の方向性を検討した。 ●教員へのPTAに対する理解促進に向けた研修を継続実施した。	☆☆☆	●団体調査による実態把握・分析 ●PTA活動活性化に向けた支援の試行実施 ●教員へのPTAに対する理解促進に向けた研修	教育委員会

施策10　　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
163	20	★	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、男性の育児参画を促進する制度を導入するなど、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰するとともに、子育て支援企業の情報を発信	●子育て支援企業認定数　345社 ●SNS等を活用した広報の実施	●16社新規認定（うち2社表彰） ●289社認定（令和8年3月末時点）	●広報等の効果もあり認定企業数は順調に増加している。	☆☆☆	●広報の拡充 （SNS等を活用した広報の実施、若者向け情報発信を拡充）	子ども青少年局
164	20	★	雇用等における女性の活躍推進	企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も家事・育児に参画するなど、ともに働きやすい社会の実現に向けた意識啓発を実施	●企業における女性の活躍支援 ▸認定(認証)企業数　345社 ▸企業向け意識啓発 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発 ●若年層のライフプランに関する意識啓発	●企業における女性の活躍支援の実施 ▸新規認定　17社　累計 218社 新規認証　8社　累計 52社 ▸企業向け意識啓発1回 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発の実施 2回　参加者数 延べ34人 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発の実施 3回　参加者数 158人 ●若年層のライフプランに関する意識啓発の実施 3大学　参加者数 365人	●企業における女性の活躍支援に関する企業向け意識啓発を実施した。 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発を実施した。 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発を実施した。 ●若年層のライフプランに関する意識啓発を実施した。	☆☆☆	●企業における女性の活躍支援 ▸認定(認証) ▸企業向け意識啓発 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発 ●若年層のライフプランに関する意識啓発	スポーツ市民局
165	―		仕事と家庭の両立支援のセミナーなどの開催	育休取得者を対象に、職場復帰の不安を軽減し意欲を高めるためのセミナーを実施	●職場復帰準備セミナーの実施	●職場復帰準備セミナーの実施 講座数　2回	●育休取得者のスムーズな職場復帰を支援するためのセミナーを実施した。	☆☆☆	●職場復帰準備セミナーの実施	スポーツ市民局
166	―		女性の職業継続・再就職支援の促進	男女平等参画推進センターにおいて再就職等に役立つ資格取得講座やコミュニケーションスキルアップ講座等を実施	●資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座の実施	●資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座の実施 講座数　3回	●資格取得やスキルアップにつながる講座を実施した。	☆☆☆	●資格取得講座及びコミュニケーションスキルアップ講座の実施	スポーツ市民局
167	20		ワーク・ライフ・バランス推進事業	働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	●実施	●実施 ▸ワーク・ライフ・バランス推進企業認証数　324社（令和8年3月31日時点） ▸セミナーの開催　1回	●企業の就労環境整備に関する取組みの認証により、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進できた。 ●企業の経営者・人事担当者等に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を実施することができた。	☆☆☆	●働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証 ●ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	経済局

施策11　　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
158	9		私立幼稚園での子育て支援事業	地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかるため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費等の補助を実施	●実施	●実施 ▸私立幼稚園預かり保育への補助　59園 ▸私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助　109園	●補助の希望のあったすべての保護者及び幼稚園に補助を実施した。	☆☆☆	●実施 ▸私立幼稚園預かり保育への補助 ▸私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業・地域子育て支援事業への補助	子ども青少年局
159	9		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	●実施　78エリア	●実施エリア数の増　61エリア→66エリア（＋5エリア）	●実施エリアを拡充した。	☆☆☆	●実施エリアの拡充	子ども青少年局
161	9		幼稚園心の教育推進プラン	幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施	●芸術鑑賞の実施 ●自然体験、社会体験の実施 ●預かり保育の実施 ●子育て支援事業の実施	●芸術鑑賞の実施　10園 ●自然体験、社会体験の実施　全園 ●長期休業中も含めた預かり保育の実施　全園 ●子育て支援事業の実施　全園	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会
168	―		保育所等待機児童対策の取り組み推進	局地的な保育ニーズの増加について保育所等の新設等により対応するとともに、既存保育所等の改築等により利用枠の維持・確保を実施。あわせて、将来的な保育ニーズを把握し、動向を見据えた取り組みを実施	●利用枠の維持・確保	●利用枠の拡充　125人 ▸民間保育所等の新設　1か所 ▸既存保育所等を活用した整備等　5か所	●民間保育所等の新設整備や既存保育所等を活用するなど、待機児童が発生しないよう利用枠の拡充を実施した。	☆☆☆	●利用枠の維持・確保	子ども青少年局

施策11　　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
169	－		保育士確保支援事業	保育士確保支援として、処遇改善、就職支援、就業継続及び離職防止等に資する事業を実施	●取り組み内容の充実	●保育所等運営費補給金 補助継続 ●保育士宿舎借上げ支援 実施　380戸 ●保育士等奨学金返済支援 利用人数　150人 ●就職準備金貸付事業 利用人数　8人	●保育士宿舎借上げ支援について、施設に研修等で周知を行った。 ●保育士等奨学金返済支援について、独自運用のウェブサイトに交付案内を掲載したり、就活イベントでチラシを配布した。 ●就職準備金貸付事業について、実施主体の関係団体において、独自運用のウェブサイトに交付案内を掲載したり、就活イベントでチラシを配布した。	☆☆☆	●保育所等運営費補給金 補助継続 ●保育士宿舎借上げ支援 引き続き保育士採用の際に活用できることを施設に周知を実施 ●保育士等奨学金返済支援 引き続きウェブサイトへの掲載や就活イベントでチラシを配布に加えて、養成校における制度説明を実施 ●就職準備金貸付事業 実施主体の関係団体において、引き続きウェブサイトへの掲載や就活イベントでチラシを配布に加えて、養成校における制度説明を実施	子ども青少年局
170	－		保育案内人の配置	保育所等の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即してきめ細やかな支援を実施	●実施	●22か所（全区役所・支所）において、2名を配置	●22か所（全区役所・支所）に複数配置することにより、保育にかかる丁寧な相談や案内、待機児童にかかるアフターフォロー等を行った。また、引き続き出張相談体制の強化に加え、区役所の開庁時間中の切れ目ない対応を確保できるよう努めた。	☆☆☆	●22か所（全区役所・支所）において、2名を配置	子ども青少年局
171	－		保育所等関係手続きの電子申請の推進	保護者が区役所等に来庁しなくても、保育所等にかかる各種手続きの申請ができるよう、電子申請を実施するとともに、保護者にとって必要な情報の提供を実施	●対象手続きの拡大	●実施　対象手続き　4手続き	●毎月随時申込みに電子申請を導入した。 ●毎月募集枠を掲載し情報提供の拡充を図った。	☆☆☆	●対象手続きの拡大として一時保育申込みへの電子申請導入 ●保育業務オンライン申請等事務処理センターを開設し、電子申請利用率向上に向けた取組みを実施	子ども青少年局
172	－		延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を行う事業を実施	●か所数増	●実施　496か所 ▸公立保育所　69か所 ▸民間保育所等　427か所	●新規実施施設は増加した一方で、従来実施していた園の事業廃止により、施設総数は全体として1か所減少した。	☆☆	●500か所で実施 ▸公立保育所　67か所 ▸民間保育所等　433か所	子ども青少年局
173	－		夜間保育事業	保護者の深夜就労に対応するため、午後10時以降に保育を行う事業を実施	●実施	●実施　4か所 利用人数　79人（令和8年3月1日）	●継続して事業を実施しており、昨年度よりも利用者数が2名増加した。	☆☆☆	●保護者の深夜就労に対応するため、午後10時以降に保育を行う事業を実施	子ども青少年局
174	－		病児・病後児デイケア事業	病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども（生後6か月から小学生まで）を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かる事業を実施	●か所数増	●実施　22か所	●昨年度から継続して22か所で実施した。	☆☆	●実施施設1か所増の23か所で実施	子ども青少年局

施策11　　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
175	－		休日保育事業	日曜、祝日の保護者の就労により、保育を必要とする保育所等利用児童の保育を行う事業を実施	●実施	●実施　16か所（各区1か所） 利用人数　延べ8,418人	●昨年同様、16か所で実施を行い、利用者数も増加している。	☆☆☆	●日曜、祝日の保護者の就労により、保育を必要とする保育所等利用児童の保育を行う事業を実施	子ども青少年局
176	－		産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	●か所数増	●実施　119か所 ▸民間保育所等（6人型）　83か所 ▸民間保育所等（3人型）　29か所 ▸公立保育所　7か所	●実施か所数を2か所拡充して実施した。	☆☆☆	●産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	子ども青少年局
177	－		幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型）、私立幼稚園における預かり保育拡充事業）	子育て支援の充実をはかるため、幼稚園または認定こども園において、預かり保育事業を実施	●実施	●実施 ▸一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）　114か所（施設型給付幼稚園：15か所、認定こども園：92か所、市外施設：7か所） ▸一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）　8か所 ▸私立幼稚園における預かり保育拡充事業　市内19か所	●補助の希望のあったすべての幼稚園に補助を実施した。	☆☆☆	●子育て支援の充実をはかるため、幼稚園または認定こども園において、預かり保育事業を実施	子ども青少年局
178	13		認定こども園特別支援教育・保育事業	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	●実施	●実施　23か所 利用人数　40人	●継続して事業を実施しており、昨年度よりも実施個所は1か所減少したが、利用者数は1名増加した。	☆☆☆	●認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	子ども青少年局
179	13		障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進	●取り組み内容の充実	●実施　488か所 利用者数　2,746人（令和8年3月1日）	●障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの受入を進め、前年度から受入か所数は2か所、受入人数は59人増加した。	☆☆☆	●障害児にかかる受け入れ体制の拡充	子ども青少年局
180	13		医療的ケア児保育支援事業	保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施	●取り組み内容の充実	●実施　35か所 児童数　41人（令和8年3月1日）	●医療的ケア児を受け入れる保育施設数及び保育施設にて受け入れている医療的ケア児数の拡充をはかり、前年度から受入か所数は5か所、受入人数は6人増加した。	☆☆☆	●医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備の拡充	子ども青少年局
181	18		家庭支援推進保育事業	外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施	●実施	●実施　10か所 利用人数　168人 （外国につながる子ども）	●外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを行った。	☆☆☆	●外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施	子ども青少年局
182	－		公立保育所の移管等	保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後78か所まで集約化	●移管（統合を含む） 46か所（累計）	●保護者等への説明を実施　6か所 ●整備を実施　5か所 ●引継ぎ共同保育を実施　2か所	●保護者等への丁寧な説明に努めた。 ●移管に向けて必要な整備とともに、引継ぎ共同保育を実施した。	☆☆☆	●3か所の引継ぎ共同保育を実施	子ども青少年局

施策11　　質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
183	―		公立保育所の改修等	子どもにとって安心・安全で良好な環境を整備するとともに、施設の長寿命化をはかるため、公立保育所のリニューアル改修等を計画的に実施	●実施	●調査を実施　6か所 ●設計を実施　5か所 ●改修工事を実施　6か所	●計画的なリニューアル改修に向けて、調査、設計、改修工事を実施した。	☆☆☆	●リニューアル改修に係る調査、設計、改修工事を実施	子ども青少年局
184	―		新規参入施設等への巡回支援	新規参入施設を含めた家庭的保育事業等を実施する事業者に対し、巡回指導を実施するなど、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営を支援	●実施	●実施　202施設 巡回支援　延べ2,339回	●定期的な巡回支援を行うことが出来た。	☆☆☆	●地域型保育事業等を実施する事業者に対し、巡回指導を実施するなど、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営を支援	子ども青少年局
185	―		教育・保育施設等における教育・保育の質の向上に資する取り組みの推進	「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画（参考）」等の活用や研修を実施するとともに、評価制度の活用や指導監査の改善、研修体制の充実・整備等について検討を進め、教育・保育施設等における教育・保育の質の向上に資する取り組みを推進	●実施	●保育の質の向上のための研修 ▸研修数　51回 ▸参加人数　10,080人	●「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画（参考）」等の活用や研修を実施するとともに、評価制度の活用や指導監査の改善、研修体制の充実・整備等について検討を進め、教育・保育施設等における教育・保育の質の向上に取り組んだ。	☆☆☆	●保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児教育・保育の質の向上等に資する取り組みを実施	子ども青少年局
186	―		未就学児の小学校生活への円滑な接続の推進	未就学児の小学校生活への円滑な移行に向け、幼児教育・保育施設と小学校のそれぞれの取り組みの相互理解や子ども同士の交流をはかるため、園児や職員の交流会や職員向けの研修などを実施	●実施	●保育所見学、保育所等と小学校との連絡懇談会 各保育所毎で実施 ●幼保小接続の視点を取り入れた研修 ▸研修数　2回 ▸参加人数　685人	●未就学児の小学校生活への円滑な移行に向け、幼児教育・保育施設と小学校のそれぞれの取り組みの相互理解や子ども同士の交流をはかるため、園児や職員の交流会や職員向けの研修などを実施した。	☆☆☆	●幼児教育・保育施設と小学校のそれぞれの取り組みの相互理解や子ども同士の交流をはかるため、園児や職員の交流会や職員向けの研修などを実施	子ども青少年局
187	―		保育所等における食育の推進	乳幼児が食に対する興味を持てるよう、保育所等における食体験や家庭への情報提供を実施	●実施	●園児自らが栽培した野菜を給食で提供したり、給食だよりで家庭への情報提供を行う等、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培うため、食育を全か園で実施	●乳幼児が食に対する興味を持てるように、食育を全か園で継続して実施するとともに、職員の研修を充実することにより、食育を推進した。	☆☆☆	●乳幼児が食に対する興味を持てるよう、保育所等における食体験や家庭への情報提供を継続して実施	子ども青少年局

施策12　社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
073	4 19		ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施	●実施	●相談者数　945人 ●相談件数　延べ9,786件 ●子ども・若者の自立に向けた支援の実施	●さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じて、一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施した。	☆☆☆	●困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を実施 ●自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施 ●オープン型スペースやSNS相談を実施	子ども青少年局
074	4 19		ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施	●実施	●居場所利用者数　延べ2,923人 ●カウンセリング　延べ757人 ●電話相談　延べ1,166件	●就労に対し困難を有する若者に対し、社会との繋がりや生活習慣の改善、就労意欲の醸成をはかるため安心して過ごせる居場所を提供し、カウンセリングを実施するなど、自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を実施した。	☆☆☆	●市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施 ●電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会等の親支援サービスを実施	子ども青少年局
188	－		ひきこもり・不登校児童対策事業	児童相談所において、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや友達づきあいが苦手な子ども等にボランティアを派遣したり、宿泊や通所指導におけるグループワーク等を実施	●実施	●あそびっこボランティア登録　29人	●各種事業を着実に実施し、対象児童の自主性や社会性の伸長や家族機能の回復をはかることができた。 ●令和6年度に比べボランティア登録人数が若干数減少したことから、累計派遣児童数や累計派遣回数についても若干数減少した。	☆☆☆	●児童相談所において家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや友達づきあいが苦手な子ども等にボランティアを派遣 ●宿泊や通所指導におけるグループワーク等を実施	子ども青少年局
189	19		ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	●ヤングケアラーに関する啓発の実施 ●関係機関向け研修の実施 ●相談窓口等の運営	●LINE相談窓口の運営 ●オンラインサロンの開催　1回、5人 ●関係機関向け職員研修　3回、973人 ●啓発チラシの作製・配付	●ヤングケアラーが気軽に悩みを相談をできる場を提供するとともに、ヤングケアラーに関する理解や認識を高めるため、啓発チラシを作成し、関係機関向け研修会を開催した。	☆☆☆	●ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施 ●ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	子ども青少年局
190	19		家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	●実施	●子どもとその保護者への家庭訪問支援を実施　762人	●依頼元機関をはじめとした関係機関と連携して重奏的な支援を実施し、子どもと保護者の悩みや不安の軽減をはかった。	☆☆☆	●不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	子ども青少年局
191	19		子ども・若者支援地域協議会	各支援機関等が行うさまざまな支援を組み合わせることにより、ニートやひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者一人ひとりに応じた、適切で効果的な支援を実施するためのネットワークを構築	●代表者会議の開催 年1回 ●実務者会議の開催 年10回	●子ども・若者支援地域協議会の開催 ▸代表者会議 1回 ▸実務者会議 10回	●代表者会議及び実務者会議ともに、通常通り実施した。	☆☆☆	●代表者会議の開催　年1回 ●実務者会議の開催　年10回	子ども青少年局

施策12　社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
192	19		ナゴヤ型若者の就労支援 ③若者自立支援ジャンプアップ事業	就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要となるコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施	●実施	●国のメニューに加え、本市として次の事業を実施 ▸臨床心理士によるカウンセリング 延べ101人 ▸保護者勉強会 参加者数　延べ54人 ▸社会体験 協力事業者数　101社 体験者数　延べ103人	●就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用し、社会体験機会の提供やセミナーの開催、カウンセリングを実施した。	☆☆☆	●臨床心理士によるカウンセリング ●保護者勉強会の開催 ●社会体験の提供	子ども青少年局
193	19		ナゴヤ型若者の就労支援 ④若者・企業リンクサポート事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援	●実施	●利用者数（新規）　120人 ●支援件数　延べ5,064件	●就労に対し困難を有する若者に対し、若者本人の特性等に合った企業をマッチングしたり、就職後も職場定着がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援した。	☆☆☆	●若者本人の特性等に合った企業とのマッチング ●就職後の職場定着に向け、若者と企業の双方を支援	子ども青少年局
194	19		就労支援の推進	就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方と、人材を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、個別一貫した継続的な就労支援を実施するとともに、学生向けに労働法出前講座を実施	●実施	●なごやジョブマッチング事業 ▸10代～30代支援対象者数　594人 ▸10代～30代就職者数　245人 ●労働法出前講座　3回、304人	●就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方に、個々に合わせたきめ細かな就職相談を行うなど、就労支援を推進することができた。 ●学生等に、労働法令等に関する理解の増進をはかることができた。	☆☆☆	●就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方と、人材を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、個別一貫した継続的な就労支援を実施 ●学生向けに労働法出前講座を実施	経済局
195	13		障害者就労支援センター等への運営補助	障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	●障害者雇用支援センター運営補助の実施　1か所 ●障害者就労支援センター運営補助の実施　2か所	●障害者雇用支援センター運営補助の実施　1か所 ●障害者就労支援センター運営補助の実施　2か所	●障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施した。	☆☆☆	●継続実施	健康福祉局
196	―		ひきこもり支援の推進	ひきこもりで悩む本人及び家族等に対する支援のため、メタバースの活用など相談支援体制の充実をはかるとともに、さまざまな関係機関との一層の連携強化を推進	●ひきこもり地域支援センターの運営 ▸相談件数　7,000件 ▸家族教室参加者数　100人 ●ひきこもり支援関係団体連絡会議の開催 ●ひきこもり支援方針の推進 ●メタバースを活用した支援の推進 ▸アクセス数　10,000件	●ひきこもり地域支援センターの運営 ▸相談件数　7,850件 ▸家族教室参加者数　64人 ●ひきこもり支援関係団体連絡会議の開催　1回 ●ひきこもり支援方針の推進 ●メタバースを活用した支援の推進 アクセス数　1,433件	●相談件数については前倒しで計画目標を達成することができた。 ●一方で、メタバースを活用した支援の推進については、メタバース自体をめぐる環境の厳しさもあり、効果的な支援手段とすることができなかった。	☆☆	●ひきこもり地域支援センターの運営 ●ひきこもり支援関係団体連絡会議の開催 ●ひきこもり支援方針の推進 ●メタバースを活用した支援の推進	健康福祉局

施策13　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
178	11		認定こども園特別支援教育・保育事業	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	●実施	●実施　23か所 利用人数　40人	●継続して事業を実施しており、昨年度よりも実施個所は1か所減少したが、利用者数は1名増加した。	☆☆☆	●認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	子ども青少年局
179	11		障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進	●取り組み内容の充実	●実施　488か所 利用者数　2,746人（令和8年3月1日）	●障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの受入を進め、前年度から受入か所数は2か所、受入人数は59人増加した。	☆☆☆	●障害児にかかる受け入れ体制の拡充	子ども青少年局
180	11		医療的ケア児保育支援事業	保育職・看護職等が協働して保育を提供し、医療的ケア児一人ひとりの心身の成長発達を保障するとともに、医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備を実施	●取り組み内容の充実	●実施　35か所 児童数　41人（令和8年3月1日）	●医療的ケア児を受け入れる保育施設数及び保育施設にて受け入れている医療的ケア児数の拡充をはかり、前年度から受入か所数は5か所、受入人数は6人増加した。	☆☆☆	●医療的ケア児の受入れを促進するための体制整備の拡充	子ども青少年局
195	12		障害者就労支援センター等への運営補助	障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	●障害者雇用支援センター運営補助の実施　1か所 ●障害者就労支援センター運営補助の実施　2か所	●障害者雇用支援センター運営補助の実施　1か所 ●障害者就労支援センター運営補助の実施　2か所	●障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施した。	☆☆☆	●継続実施	健康福祉局
197	―		地域療育センター等の充実	発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターのサテライトの設置を含めた支援体制を整備	●地域療育センター6か所目増設に向けた整備 ●地域支援・調整部門の拡充 ●サテライト拠点の設置・運営	●地域支援・調整部門の設置・運営　3か所 ●児童発達支援提供時間前の見守り一時支援の実施　1か所	●令和7年7月から、北部地域療育センターよつばに地域支援・調整部門を設置し、事業を開始した。 ●令和7年4月から、東部地域療育センターぽけっとにて、児童発達支援提供時間前の見守り一時支援を実施した。	☆☆☆	●地域支援・調整部門の設置・運営3か所 ●公立センターにおける地域支援・調整機能の強化 ●児童発達支援提供時間前の見守り一時支援の実施	子ども青少年局
198	―		障害児通所支援事業	障害児がより身近な地域で支援を受けることができるよう障害児通所支援サービスを実施	●より身近な地域で支援を受けることができるよう実施	●児童発達支援 利用回数　462,683回 ●放課後等デイサービス 利用回数　1,150,483回 ●保育所等訪問支援 利用回数　6,706回 ●居宅訪問型児童発達支援 利用回数　162回 ●医療型児童発達支援 利用回数　33回	●各事業において利用者、利用日数ともに増加している。	☆☆☆	●障害児通所支援サービスが必要と認められた児童に向けた障害児通所支援の実施 （法定制度で内容に変更無し）	子ども青少年局

施策13　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
199	－		いこいの家事業	発達の特性や不安がある子どもを育てる保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談したり、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できるほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達を促す場を提供	●市内16か所で実施	●実施か所数　16か所	●発達の遅れや不安がある子どもを育てる保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談したり、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できるほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達を促す場を提供することができた。	☆☆☆	●市内16か所で実施 ●発達に特性や不安がある子どもの保護者への発達相談 ●同じ悩みを抱える保護者同士が交流	子ども青少年局
200	－		障害児相談支援事業	障害児通所支援サービスなどを利用する障害児について、児童・家庭の状況に応じた的確なサービス利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を促進	●実施	●障害児相談支援 計画作成数　延べ17,863回	●障害児通所支援の利用児童の増加につれて、障害児相談支援の利用も増加している。	☆☆☆	●障害児通所支援サービスの利用児童に向けた障害児相談支援の実施（法定制度で内容に変更無し）	子ども青少年局
201	－		発達障害児とその保護者への支援	発達障害児の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児本人やその保護者に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を実施	●実施	●発達障害者支援センターの運営 相談件数　1,052件 ●発達障害者支援体制整備検討委員会の実施 ●ペアレントプログラムの実施・普及 ●サポートリレーシートの実施 ●発達障害者地域支援マネジャーの配置　配置　2人	●発達障害者地域支援マネジャーの配置を行い、発達障害に係る困難ケースを抱える障害福祉サービス事業所等に対するコンサルテーションや研修を行った。	☆☆☆	●発達障害者支援センターりんくすの運営 ●発達障害児本人やその保護者に対する相談の実施 ●発達障害に関する啓発、情報提供及び研修の実施等	子ども青少年局
202	－		子ども発達支援に関する体系的研修の実施	子ども発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を目的とした体系的な研修を実施	●実施 研修内容を拡充	●発達支援研修の実施 参加者　計125人 ●家族支援研修の実施 参加者　計90人 ●多職種連携支援研修の実施 参加者　計89人 ●医療的ケア児・重症心身障害児支援研修の実施　参加者　計123人 ●研修動画配信・制作	●研修プログラムを前年度までのレベル別からテーマ別へ再編し、医療的ケア児・重症心身障害児支援に関する研修を追加した。 ●医療的ケア児・重症心身障害児支援にかかる動画を新規制作し、配信を行った。	☆☆☆	●多職種・多機関の参加促進 ▸研修案内パンフレット作成 ▸研修ニーズ把握・受講促進に向けた関係機関との連携強化	子ども青少年局
203	－		子ども発達支援の情報発信	発達に特性やアンバランスがある子どもの保護者や子どもの発達に不安を感じる保護者に対して発達支援施策の情報をわかりやすく提供	●実施	●紙媒体冊子の作成・発行 ●ウェブサイトの運営	●しおりやパンフレットの配布、ウェブサイトの運営により支援制度や相談先の提供等、必要な情報の周知を実施した。	☆☆☆	●紙媒体冊子の作成・発行 ●ウェブサイトの運営	子ども青少年局

施策13　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
204	－		軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部を助成	●実施	●助成件数 ▸購入　62件 ▸交換等　50件	●身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部助成を実施した。	☆☆☆	●身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部助成を実施	子ども青少年局
205	－		包括的な医療的ケア児支援ネットワークの構築	医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して日常生活を送ることができるよう、行政機関や事業者などで構成される協議の場を設置し、支援者のネットワークを構築するとともに、個別のケースに対して、多職種によるサポートチーム体制を構築し、切れ目のない伴走型の支援を推進	●医療的ケア児支援ネットワーク会議の実施　2回 ●コーディネーターの養成及びサポートチームによる支援体制の構築 ●医療的ケア児支援スーパーバイザー事業の実施 ●医療的ケア児の子育てサロンの実施 ●実態把握調査の実施	●スーパーバイザー4人及びシニアスーパーバイザー1名の配置 ●子育てサロンの開催 4回、参加者37人 ●医療的ケア児の実態調査の実施	●市内の4人のスーパーバイザー及びスーパーバイザーを統括するシニアスーパーバイザーによるスーパーバイザーチームを構成した。 ●医療的ケア児の保護者同士が交流したり悩みを共有することができる医療的ケア児の子育てサロンを実施した。 ●医療的ケア児等の対象者数や生活状況、支援ニーズ等を把握するため実態調査を実施した。調査にあたっては協議会を開催し、実態把握の方法等の検討を行った。	☆☆☆	●サポートチームによる支援体制 ●医療的ケア児の子育てサロンの実施	子ども青少年局
206	－		在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業	障害児者及び難病患者等が災害発生時においても安心して在宅で生活を送ることができるよう、人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入にかかる費用の全部又は一部について補助を実施	●実施	●補助件数　49件	●非常用電源装置等を必要とする方に購入にかかる費用を補助することができた。	☆☆☆	●非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部について補助を実施	子ども青少年局 健康福祉局
207	－		名古屋市立大学と連携した発達障害児者への支援	発達障害児者が各ライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施	●名古屋市立大学における寄附講座及びこころの発達診療研究センターの運営 ●連携事業の実施	●名古屋市立大学における寄附講座及びこころの発達診療研究センターの運営 ●連携事業の実施 ●発達障害医療コーディネーターの配置 ●セラピスト体制の強化	●地域で発達障害診療が実施できる医師を養成するための「こころの発達診療医研修プログラム」を開始した。 ●研修プログラムの企画広報や、患者・家族に対する医療機関紹介や診察前アセスメントを実施する発達障害医療コーディネーターを2名配置した。 ●地域へのアウトリーチ等を実施するセラピストとして作業療法士1名を増員した。	☆☆☆	●名古屋市立大学における寄附講座及びこころの発達診療研究センターの運営 ●連携事業の実施 ●発達障害医療コーディネーターの配置 ●医師の体制の強化	子ども青少年局 総務局 健康福祉局 教育委員会

施策13　障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
208	－		こどもホスピスへの支援	小児がんなどの病気や、重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族が、安心して楽しい時間を過ごすことができるよう、こどもホスピスの設立に向けた支援を実施	●実態調査の実施 ●支援策の検討・実施	●協議会の開催　2回 ●実態調査の実施	●病気や障害等により生命を脅かされる状況にある子ども（LTCの子ども）の人数や生活状況、支援ニーズ等を把握するため実態調査を実施した。 ●調査にあたっては協議会を開催し、実態把握の方法等の検討を行った。	☆☆☆	●協議会の開催 ●普及啓発事業の実施 ●こどもホスピス支援事業の実施	子ども青少年局 健康福祉局
209	－		重症心身障害児者施設の運営	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療的ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を運営	●運営	●年度末における入所者数　74人 ●R8.3月における短期入所平均利用者数 5.2人	●新型コロナウイルス感染症等から、入所者の安心安全な生活を守るため、短期入所を一部縮小し運営をしていたが、感染症対策を行いながらも、受入枠を緩和する等、ご家族の気持ちに寄り添った運営を行なった。	☆☆☆	●入所ニーズの把握や関係機関との連携により、スムーズな入所調整を実施 ●短期入所平均利用者数の拡大をはかるため、引続き施設との調整を実施	健康福祉局
210	－		特別支援教育に関する施設整備の推進	障害のある児童生徒の教育環境改善のため、特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を推進するとともに、国から示された「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を踏まえ、車いす使用者用トイレの整備、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒在籍校等へのエレベーターの整備を実施	●天白特別支援学校の増築 ▸供用開始 （令和8年度） ●西特別支援学校新校舎の整備 ●車いす使用者用トイレ整備 小・中学校　全校 ●スロープ等による段差解消 小・中学校　全校 ●要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備	●天白特別支援学校の増築 工事 ●西特別支援学校新校舎の整備 設計 ●車いす使用者用トイレ整備 工事 ●スロープ等による段差解消 工事 ●要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備 ▸設計　2校 ▸工事　2校	●特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を実施した。 ●肢体不自由児童生徒が円滑に学校生活を営めるよう、車いす使用者用トイレの整備およびスロープ等による段差解消を行い、また肢体不自由児童生徒対応エレベーターの整備に向けた設計・工事を実施した。 ●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●天白特別支援学校の増築 工事 ●西特別支援学校新校舎の整備 工事 ●要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備 ▸設計　3校 ▸工事　2校 ●要配慮児童生徒在籍校等へ階段昇降機整備 設計・工事　1校 ●今後も継続的に実施	教育委員会
211	－		特別なサポートが必要な子どもへの指導・支援の充実	特別な支援が必要な子どもに対して障害の種類や程度、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、環境整備や人的配置の充実とともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校（園）生活を送ることができるように早期に情報を把握し、関係機関と連携した多職種によるサポートチーム体制での切れ目のない支援を実施	●特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▸特別支援学級の設置 ▸通級指導教室の設置 ●通常の学級における指導支援 ▸発達障害対応支援講師の配置 ▸発達障害対応支援員の配置 ●特別支援学校における指導・支援 ▸学校運営・指導法アドバイザーの派遣 ▸職業指導・現場実習の調整 ●医療的ケア等が必要な子どもへの支援 ▸学校生活介助アシスタントの配置 ▸看護介助員の配置と通学支援 ▸医療的ケア連絡会議の運営 ▸サポートチームへの参画 ▸宿泊行事への介護ヘルパーの派遣 ●個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 ▸専門家チームの派遣	●特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 ▸特別支援学級の設置 ▸通級指導教室の設置　97教室 ●通常の学級における指導支援 ▸発達障害対応支援講師の配置　128校 ▸発達障害対応支援員の配置 ●特別支援学校における指導・支援 ▸学校運営・指導法アドバイザーの派遣　65回 ▸職業指導・現場実習の調整 ●医療的ケア等が必要な子どもへの支援 ▸学校生活介助アシスタントの配置 ▸看護介助員の配置と通学支援 ▸医療的ケア連絡会議の運営 ▸サポートチームへの参画（新規） ▸宿泊行事への介護ヘルパーの派遣 ●個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 専門家チームの派遣	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策14　　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
118	6 17 19		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探すことができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　全校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▸事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 ▸幼稚園、小学校、高校、特別支援学校　全校（園） ●規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　110校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学　全校（園） ●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置 夜間中学 ●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配	●新設中学校も含め、スクールカウンセラー等の配置を行い、幼稚園から高校まで途切れない支援を実施した。 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤スクールカウンセラーの加配を行った。	☆☆☆	●職員の更なる能力向上をはかるため研修等を実施 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤カウンセラーの加配を実施	教育委員会
122	7		産婦健康診査	産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担	●実施	●受診件数　28,778件	●産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担した。	☆☆☆	●産後うつの予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、2回分の健康診査について公費負担	子ども青少年局
128	7		なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	●実施	●相談回数　233回	●思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール・LINEによる相談を実施することができた。	☆☆☆	●思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施	子ども青少年局
129	7	★	産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調がある、育児不安がある、家族等から十分な援助が受けられない状況に該当する場合に、産婦及び新生児･乳児に対して、助産所等における宿泊、日帰りまたは訪問による支援を実施	●利用者数の増加	●利用実績 ▸宿泊型　1,046組延べ3,910日 ▸日帰り型　609組延べ1,319日 ▸訪問型　674組延べ1,386日	●利用要件を緩和し、出産後1年以内の産後ケアを必要とするすべての方を対象に、宿泊型、通所型、訪問型によるケアを実施することができた。	☆☆☆	●出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とするすべての方に、宿泊型、通所型、訪問型によるケアを実施	子ども青少年局
134	7		子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施	●児童養護施設、乳児院及び里親で実施	●児童養護施設13施設、乳児院4施設、里親123世帯で実施 ▸延べ人員　546人 ▸延利用日数　2,493日	●利用対象者の拡充とともに、ショートステイ里親登録数増により受け皿が拡充され、利用者の増へとつながった。	☆☆☆	●児童養護施設、乳児院及び里親で実施 ●ショートステイ専従職員の配置	子ども青少年局
135	7		なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成。その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣	●実施	●登録者数　395人 ●派遣回数　735回 ●派遣人数　延べ1,332人	●派遣回数・延べ人数ともに前年度より減少したものの、登録人数は増加した。	☆☆☆	●地域における子育て支援として、名古屋市すくすくサポーターを登録・派遣	子ども青少年局

施策14　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
136	7		子育て学び支援事業	子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機運を醸成し、子育て世代やこれから親になる人を対象とした講座の開催等により、子育てを学ぶ機会を提供	●実施 ▸子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ▸子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	●支援スタッフ向け ▸実施回数　2回 ▸参加者数　84人 ●トレーナー養成講座 ▸実施回数　1回 ▸参加者数　14人 ●企業等と連携した子育て学び機会の提供 実施個所数　3社 ●出前講座 ▸実施回数　9回 ▸参加者数　757人 ●オンライン講座の開催 実施回数　2回	●継続して講座を開催することで受講者数は増加しており、虐待発生のリスク軽減や支援スタッフの相談対応能力の向上を図ることができた。	☆☆☆	●子育て練習講座の実施	子ども青少年局
212	―		名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、関係機関向け児童虐待防止の講演会、「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発を実施	●実施	●条例に基づき、5月（本市独自）及び11月（全国共通）の児童虐待防止推進月間において、幅広く広報・啓発等を実施 ●名古屋市社会的養育施設協議会と共催で「オレンジリボンキャンペーン2025」を実施 ●一般市民向け啓発リーフレットのほか新小学校1・2年生向けリーフレット、小学校3年生～中学校3年生向け啓発カードを作製・配布 ●各区役所において5月・11月の児童虐待防止推進月間中の広報・啓発を独自に企画・実施 ●主に若い世代に向けて子育て支援アプリや名古屋市公式LINE等の各種電子媒体を活用した広報・啓発を実施	●民間企業の協力等により児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーン、子育て講座の動画作成などの広報・啓発等を継続的に実施したことにより、児童虐待の通告先の周知啓発を実施できた。	☆☆☆	●児童虐待防止推進月間(5、11月)に広報・啓発等の実施 ●リーフレットの作製・配布 ●各種電子媒体等を活用した広報・啓発の実施	子ども青少年局
213	―		特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	●実施	●訪問実施実人数　68人 ●訪問延べ件数　396件	●出産後の養育について支援を行うことが必要な妊婦に対し、助産師による継続的な家庭訪問を実施した。	☆☆☆	●出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦への家庭訪問を実施	子ども青少年局
214	―		妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供及び養育等にかかる情報提供を実施	●実施事業所数　2か所	●実施事業所数　1か所 ▸相談支援　32件 ▸同行支援　20件 ▸生活支援　入居3人（実人数、延べ共）、入居日数110日（延べ）、通所8人（延べ）	●家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいの提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携まで一貫的な支援を行った。	☆☆☆	●家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に、一時的な住まいの提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を実施 ●妊娠、出産について困りごとがある妊産婦に対し、電話、メール、LINEによる相談支援を実施	子ども青少年局
215	―		養育支援ヘルパー事業	本来児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象として、家事と育児支援とともに家庭状況の把握のためにヘルパーによる訪問支援を実施	●実施	●派遣世帯数　72世帯 ●派遣回数　2,012回	●養育支援が必要な世帯にヘルパーを継続して派遣することができた。	☆☆☆	●派遣実施	子ども青少年局

施策14　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
216	－		児童虐待発生予防等のための保護者支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、子育てへの意欲や希望を向上させるとともに、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者の心情に寄り添ったカウンセリングやペアレントトレーニングを実施	●実施	●受講者　103人	●子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対してペアレントトレーニングを提供することができた。	☆☆☆	●児童虐待発生予防等のためのペアレントトレーニングの実施	子ども青少年局
217	－		なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	●実施	●24時間365日体制の事業実施 相談件数　6,639件	●児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する電話相談に、24時間・365日の体制で対応した。	☆☆☆	●子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける相談事業を実施	子ども青少年局
218	－		親子のための相談LINE	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、SNSにより24時間・365日の体制で受け付ける親子のための相談LINE事業を実施	●実施	●24時間365日体制の事業実施 相談件数　1,973件	●児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関するSNS相談に、24時間・365日の体制で対応した。	☆☆☆	●子育てに関する悩みや不安に関する相談を、SNSにより24時間・365日の体制で受け付ける相談事業を実施	子ども青少年局
219	－		児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施	●実施	●児童相談所で相談支援を実施 ▸虐待相談　3,652件 ▸養護相談（虐待除く）　2,891件 ▸障害相談　127件 ▸非行相談　275件 ▸育成相談　386件	●児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施した。	☆☆☆	●児童虐待・養護・障害・非行・育成などに関する相談支援を実施	子ども青少年局
220	－		児童虐待を受けた子どもや家庭への支援	児童虐待の再発防止をはかるため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	●実施	●家庭復帰支援事業 家庭復帰児童数　40人 ●児童虐待再発防止のための保護者支援事業 実施件数　30件	●家庭復帰等に向けた施設等入所児童・保護者への支援を実施した。 ●暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援を実施した。	☆☆☆	●児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	子ども青少年局
221	－		児童相談所体制の強化	被虐待児や虐待をした親への十分な支援を実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性の向上をはかるなど児童相談所体制を強化	●児童相談所配置職員の拡充 ●職員の専門性向上	●児童福祉司(兼務児童福祉司除く)　114人 ●児童心理司　56人 ●職員の専門性向上	●被虐待児や虐待をした親への十分な支援を実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性の向上をはかるなど児童相談所体制を強化した。	☆☆☆	●被虐待児や虐待をした親への十分な支援を実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性の向上をはかるなど児童相談所体制を強化	子ども青少年局
222	－		区役所・支所における子どもや家庭への支援	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施	●こども家庭センターの設置・運営	●こども家庭センターの設置 3か所→8か所（＋5か所） ▸統括支援員の配置 3人→8人（＋5人） ▸兼務児童福祉司の増員 34→36人（＋2人） ▸児童虐待対応支援員の配置 46人	●児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施した。	☆☆☆	●こども家庭センターの設置 ▸統括支援員の配置 ▸兼務児童福祉司の増員 ▸児童虐待対応支援員の配置	子ども青少年局

施策14　虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
223	—		児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市レベル及び各区レベルの連絡調整・情報交換を実施するほか、児童虐待対応業務システムを活用した被虐待児の情報共有等、関係機関との連携を実施	●実施	●会議の開催 ▸なごやこどもサポート連絡協議会　2回 ▸なごやこどもサポート区連絡会議 ▸代表者会議　17回 ▸実務者会議　264回 ▸サポートチーム会議　160回	●定期的に実施する代表者会議や実務者会議に加え、個別事例に対応するサポートチーム会議を開催し、関係機関が連携して子どもや家庭を支援することができた。 ●電算システムを活用し、社会福祉事務所・児童相談所・保健センター等が迅速な情報共有を行い、早期対応を図るとともに、他機関との情報共有の強化等を図ることができた。	☆☆☆	●なごやこどもサポート連絡協議会の実施 ●なごやこどもサポート区連絡会議の実施	子ども青少年局
224	19	★	教育と福祉の連携による支援の充実	生きづらさを抱える学齢期の子どもを早期に発見し、支援していくため、区役所等関係機関との情報共有を迅速化するなど教育・福祉の連携を強化	●実施	●子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 ●スクリーニングの実施 小中学校　72校 ●区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	●教育と福祉の連携をはかるため、引き続きスクールソーシャルワーカーを全区役所・支所へ併任として配置した。 ●より効果的・効率的なスクリーニングの手法や実施体制の検討を行った。	☆☆☆	●教育・福祉の連携を強化していくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所へ併任として配置 ●実施状況を踏まえ、スクリーニングの手法や実施体制を検討しつつ、小・中学校におけるスクリーニングの取り組みを継続 ●区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども青少年局 教育委員会
225	—		一時保護所の環境整備	「一時保護所等のあり方調査」の報告書で示された課題及び令和6年4月施行の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に対応するため、多様な一時保護先の確保や既設一時保護所の個室化改修等を実施	●一時保護所の環境整備の検討・実施	●児童相談所及び一時保護所の環境整備の方針について検討を実施	●児童相談所及び一時保護所の環境整備の方針について、方向性を確認した。	☆☆	●児童相談所及び一時保護所の環境整備等について、内部検討会を開催し、整備内容の具体的な検討を実施	子ども青少年局
226	15		こどもの意見表明等支援事業	一時保護所や児童養護施設等に一時保護や入所措置されている児童等に対し、児童の福祉に関し知識または経験を有する者が、児童等の意見を聴取し、当該児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施	●実施	●実施施設 ▸一時保護所　3か所 ▸児童養護施設　4か所 ▸児童心理治療施設　1か所 ▸児童自立支援施設　1か所 ●訪問回数　138回 ●面接人数　371人	●定期訪問施設数を増やし社会的養護のもので生活する児童の意見形成・表明支援を実施した。	☆☆☆	●一時保護所や児童養護施設等の児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施 実施施設：一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設等	子ども青少年局
227	—		配偶者からの暴力被害者等とその子どもへの支援	配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施	●相談の実施 ●保護の実施 ●自立支援事業の実施	●相談延べ件数　15,887件 ●被害者支援庁内連絡会議　1回 ●DV対策関係連絡会議　1回 ●職務関係者研修　1回 ●児童虐待対応職員と女性福祉担当職員との合同研修　1回 ●配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定 ●若年女性アウトリーチモデル事業を実施	●配偶者から暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施した。 ●配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定した。 ●若年女性へのアウトリーチモデル事業を実施した。	☆☆☆	●配偶者から暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮し、関係機関と連携した、切れ目のない支援を実施するとともに、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等との協働による、相談・保護・自立支援等を実施 ●若年女性アウトリーチモデル事業を実施	子ども青少年局

施策15　社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
226	14		こどもの意見表明等支援事業	一時保護所や児童養護施設等に一時保護や入所措置されている児童等に対し、児童の福祉に関し知識または経験を有する者が、児童等の意見を聴取し、当該児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施	●実施	●実施施設 ▸一時保護所　3か所 ▸児童養護施設　4か所 ▸児童心理治療施設　1か所 ▸児童自立支援施設　1か所 ●訪問回数　138回 ●面接人数　371人	●定期訪問施設数を増やし社会的養護のもので生活する児童の意見形成・表明支援を実施した。	☆☆☆	●一時保護所や児童養護施設等の児童等の意見または意向を把握するとともに、これらの意見または意向を勘案して児童相談所等との連絡調整その他の必要な支援を実施 　実施施設：一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設等	子ども青少年局
228	―		里親等委託の推進・里親等への支援の充実	家庭と同様の養育環境での養育を推進するため、里親登録者の増加、ファミリーホームの増加をはかるとともに、児童相談所による支援や研修の実施、フォスタリング機関への委託、里親支援センターの設置等、里親等への支援により里親等委託を推進し、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を実施	●認定及び登録里親数の増加 ●ファミリーホームの拡充 ●里親委託率の向上	●登録里親数　414世帯 ●里親等委託児童数　214人 ●ファミリーホーム　15か所 ●里親等委託率　26.3%	●里親登録者数の増加やファミリーホームの設置増により受け皿が拡充するとともに、里親等委託児童数が増加し、里親等委託率の向上につながった。	☆☆☆	●里親等への委託の推進 ▸里親支援センターによる里親支援や研修等の活動（令和7年1月開始） ▸ファミリーホーム開設支援事業継続実施 ●里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援の実施 　ファミリーホーム体制強化事業継続実施	子ども青少年局
229	―		児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設及び乳児院において小規模グループケアの実施により施設の小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加による施設の地域分散化を推進	●小規模グループケア実施施設の拡充 ●地域小規模児童養護施設の拡充	●小規模グループケア実施施設数　15施設 ●地域小規模児童養護施設　27か所	●小規模グループケアの実施施設増による小規模化や、地域小規模児童養護施設による地域分散化をはかった。	☆☆☆	●小規模グループケア実施施設　15施設 ●地域小規模化の推進を継続	子ども青少年局
230	19		児童養護施設等入所児童のケアの充実	被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実	●心理療法担当職員の配置 ●小規模グループケア実施施設の拡充 ●障害児等受入調整員の配置	●心理療法担当職員の配置　24施設 ●小規模グループケア実施施設　15施設	●虐待等による心的外傷や障害、自立に向けてさまざまな困難を抱える子どもを手厚く支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアの充実をはかった。	☆☆☆	●心理療法担当職員の配置　24施設 ●小規模グループケア実施施設　15施設 ●児童入所施設等入所児童の生活環境向上のための寄附金活用	子ども青少年局
231	19	★	児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施	●児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施 ●自立支援担当職員の配置 ●社会的養育ステップハウス事業の実施 ●子どもの未来応援金の支給実施 ●社会的養護自立支援拠点事業の検討・実施	●児童養護施設等退所児童就労支援事業　就職者数　9人 ●自立支援担当職員の配置 　配置施設数　15施設 ●社会的養育ステップハウス事業 　定員数　8人	●児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援、社会的養育ステップ事業を継続して実施した。	☆☆☆	●退所児童の社会的自立のため支援 ▸児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施 ▸児童自立支援担当職員の配置の継続 ▸児童自立生活援助事業所Ⅰ型　4か所→7か所 ▸個別対応職員の配置　4人→6人 ▸社会的養育ステップハウス事業の継続 ▸子どもの未来応援金の支給の継続	子ども青少年局

施策15　社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
232	―		児童養護施設等の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助を実施	●玉野川学園の改築 （令和8年度運用開始予定） ●民間児童養護施設等への補助	●玉野川学園の改築工事（1年目）を実施 ●愛松学園の改築工事（1年目）を実施	●玉野川学園の改築工事（1年目）を実施した。 ●晴光学院の移転改築を検討した。 ●愛松学園の改築工事（1年目）を実施した。	☆☆☆	●「玉野川学園」の改築工事（2年目）を実施 ●「晴光学院」の移転改築に伴う国庫補助を要求 ●愛松学園の改築工事（2年目）の実施	子ども青少年局

施策16　ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
233	19		ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	●実施	●対象者数　32,108人（月平均）	●ひとり親家庭にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担額の助成を実施することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と経済的負担の軽減をはかった。	☆☆☆	●ひとり親家庭の医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成	子ども青少年局
234	19		中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施	●学習支援等の実施 ●サポート体制づくり	●実施か所数　150か所 ●参加児童数　1,261人	●150か所の会場において学習支援を継続実施した。	☆☆☆	●学習支援等の実施　市内150か所 ●会場運営のサポート	子ども青少年局 健康福祉局
235	19		高校生世代への学習・相談支援事業	原則、中学生の学習支援事業に参加していた高校生等に対し、高校生活への定着等を目的とした自主学習の場の提供及び現状への不安や、将来の進路などの悩みに対する相談支援を実施	●学習フォローの実施 ●将来等についての相談支援 ●サポート体制づくり	●実施か所数　150か所 ●参加児童数　464人	●150か所の会場において学習支援を継続実施した。 ●巡回支援を通じて、現状への不安や将来の進路などの悩みに対する相談支援を実した。	☆☆☆	●学習フォロー及び相談支援の実施 ▸市内150か所 ●会場運営のサポート	子ども青少年局 健康福祉局
236	19		ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相談支援を実施	●ジョイナス.ナゴヤにおける総合的な相談支援を実施 ●法律相談支援の実施 ●ポータルサイト開設に向けた検討 ●関係機関への情報展開を実施	●母子・父子自立支援員 ▸全区支所に配置 ▸相談件数　11,223件 ●ひとり親家庭応援専門員 ▸全区支所に配置 ▸相談件数 9,139件	●全区支所に相談員を配置し、自立に向けた相談を行った。 ●ジョイナス.ナゴヤにおいて、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を行った。	☆☆☆	●区支所に相談員を配置し、自立に向けた相談を実施	子ども青少年局
237	19		母子家庭等自立支援センター事業	ジョイナス.ナゴヤ（名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を推進するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	●実施	●就業支援講習会 ▸開催回数　49回 ▸受講者数　365人 ●情報提供件数　9,807件	●就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を行った。 ●生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施した。	☆☆☆	●ジョイナス.ナゴヤ（名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を推進するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	子ども青少年局
238	19		自立支援給付金事業	就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給	●高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充	●高等職業訓練促進給付金　164人 ●自立支援教育訓練給付金　56人	●高等職業訓練促進給付金の支給を164人の方へ行うことにより、ひとり親家庭の自立を支援することができた。 ●自立支援教育訓練給付金の支給を56人の方へ実施した。	☆☆☆	●高等職業訓練給付金の支給 ●自立支援教育訓練給付金の支給	子ども青少年局
239	19		児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援を実施	●実施	●支給対象児童数 ▸児童扶養手当　20,335人 ▸名古屋市ひとり親家庭手当　6,661人 （令和8年3月末）	●児童扶養手当の支給をした。 ●名古屋市ひとり親家庭手当の支給をした。	☆☆☆	●児童扶養手当の支給 ●名古屋市ひとり親家庭手当の支給	子ども青少年局

施策16　ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
240	19		母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	●実施	●母子父子寡婦福祉資金貸付　713件	●母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の生活の安定及び経済的自立をはかることができた。	☆☆☆	●母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施	子ども青少年局
241	19		寡夫世帯への貸付事業	寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	●実施	●名古屋市寡夫福祉資金貸付　2件	●令和5年1月から名古屋市寡夫福祉資金の貸付を行うことにより、寡夫世帯の生活の安定と向上をはかることができた。	☆☆☆	●名古屋市寡夫福祉資金の貸付を実施	子ども青少年局
242	19		養育費相談の実施等	養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助	●実施	●養育費相談件数　1,000件 ●公正証書作成費等補助件数　124件 ●養育費保証料補助件数　6件	●養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を行った。 ●養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助した。	☆☆☆	●養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助	子ども青少年局
243	19		養育費・親子交流等に関するセミナー	離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施	●実施	●セミナー実施　9回	●離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施した。	☆☆☆	●離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施	子ども青少年局
244	19		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげていくために、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給	●実施	●受講開始時給付金　0件 ●受講修了時給付金　0件 ●合格時給付金　0件	●区役所・支所の窓口にチラシを配架したり、市公式ウェブサイトに掲載するなどして広報に努めた。	☆☆	●ひとり親家庭の親子の学び直しを支援し、正規雇用を中心とした就業につなげていくために高卒認定試験のための受講費用の一部を支給	子ども青少年局
245	19	★	ひとり親家庭転居費用補助金	ひとり親家庭の住環境や家計の改善等のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用を補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	●実施に向けて検討した。	☆☆	●引き続き、実施に向けて検討	子ども青少年局
246	19		ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施	●実施	●実施か所数　4か所 ●参加児童数　97人	●4か所においてひとり親家庭の居場所づくり事業を実施した。	☆☆☆	●4か所で実施	子ども青少年局
247	19		ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成	●実施	●開催回数　5回 ●参加人数　182世帯、402人	●年5回実施をした。	☆☆☆	●年5回の実施	子ども青少年局
248	19		ひとり親家庭市有施設優待利用事業	ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供	●実施	●対象施設　6施設 ●利用者数　4,163人	●ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供した。	☆☆☆	●ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供	子ども青少年局

施策16　ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
249	—		ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、宿泊施設や日帰りで利用できる遊園地などを指定して、入場料金等を補助	●実施	●対象施設　9施設 ●利用者数　2,185人	●ひとり親家庭の親子を対象として、対象施設の使用料・入場料等を補助することで、親子のふれあいを深めるとともに、その心身の健康を保持し、生活の向上を図ることができた。	☆☆☆	●ひとり親家庭の親子を対象として、親子のふれあいを深めるとともに、その心身の健康を保持し生活の向上を図ることを目的とし、対象施設の使用料・入場料等を補助	子ども青少年局
250	19		ひとり親家庭職業体験事業	ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やライフプランについての講習会を実施	●実施回数増	●開催回数　4回 ●参加人数　32世帯、64人	●ひとり親家庭の親子を対象として、職業体験等の場を提供することにより、子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに、親子及び親同士の交流を促進することができた。	☆☆☆	●ひとり親家庭の親子を対象として、職業体験等の場を提供することで、子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに親子及び親同士の交流を促進	子ども青少年局
251	19		ひとり親家庭の子どもへのロールモデルに触れる機会の提供	進学や働くことにイメージを持つことができないひとり親家庭の子どもたちへ、かつてひとり親の子であった大人などから、進学や多様な働き方など様々な経験談に触れる機会の提供を検討	●実施	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
252	19		ひとり親家庭等への大学受験料等補助	ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	●実施	●大学等受験料補助　839件 ●模試費用補助　630件	●ひとり親家庭等の高校3年生世代に大学等受験料及び模試の補助を実施し、中学3年生に模試の補助を実施することで子どもの進学に向けたチャレンジを後押しした。	☆☆☆	●ひとり親家庭等の高校3年生世代に大学等受験料及び模試の補助を実施し、中学3年生に模試の補助を実施	子ども青少年局
253	19	★	ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助	ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用を補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
254	19	★	ひとり親家庭の高校生通学定期補助	ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用の補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
255	19		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施	●生活援助の実施事業者数の拡充 ●子育て支援の実施保育施設の拡充 ●対象の拡充（寡夫）	●生活支援事業利用者数　133人	●ひとり親世帯の方へ家庭支援員を派遣し、生活援助、子育て支援を実施した。	☆☆☆	●生活援助の実施事業者数の拡充	子ども青少年局
256	—		サマーとりっぷ in 木祖村	ひとり親家庭の子どもに、名古屋の水源地である長野県木祖村を訪れ、水を育む森林の大切さなどを学ぶ機会や現地の住民との交流する場を提供	●実施	●実施 ▸参加者数　27人	●若い世代の水環境保全への意識を高めるきっかけになった。	☆☆☆	●ひとり親家庭の小学4～6年生を対象に、長野県木祖村にて1泊2日の上下流交流を継続実施	上下水道局

施策17　いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
112	5		教育支援センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・学習指導及び生活指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施	●教育支援センターの運営 ●タブレット端末を活用した学習支援の実施	●教育支援センターの運営 通所者数　791人 ●タブレット端末(30台)を活用した学習支援の実施	●教育支援センターの運営を行った。 ●タブレット端末を活用した学習支援を実施した。	☆☆☆	●引き続き教育支援センターの運営 ●引き続きタブレット端末を活用した学習支援を実施	教育委員会
113	5		民間オンライン学習プログラム導入による学習支援	不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムを提供	●民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	●民間オンライン学習プログラムによる学習支援の実施	●不登校児童生徒がそれぞれの進度に合わせて自宅等での学習を進められるよう、民間事業者が提供するオンライン学習プログラムにより支援した。	☆☆☆	●引き続き民間オンライン学習プログラムによる学習支援を実施	教育委員会
115	5	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進	●校内の教室以外の居場所づくり ▸中学校　全校 （夜間中学を除く） ▸小学校　実施	●専任の教員を各校に配置し、余裕教室等を活用して、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な学習指導や生活指導を実施 ▸小学校　5校 ▸中学校　110校	●中学校全校(夜間中学を除く)での実施目標を達成した。	☆☆☆	●校内の教室以外の居場所づくりについて、中学校での継続実施と小学校への対象校拡大の検討	教育委員会
118	6 14 19		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探すことができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　全校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▸事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 ▸幼稚園、小学校、高校、特別支援学校　全校(園) ●規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　110校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学　全校(園) ●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置 夜間中学 ●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配	●新設中学校も含め、スクールカウンセラー等の配置を行い、幼稚園から高校まで途切れない支援を実施した。 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤スクールカウンセラーの加配を行った。	☆☆☆	●職員の更なる能力向上をはかるため研修等を実施 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤カウンセラーの加配を実施	教育委員会
257	－		教育相談事業	いじめや不登校など子どもの教育・養育上の問題の解決に向けた支援を行うため、子ども及びその保護者に寄り添い、状況に応じて関係機関と連携しながら、心理検査を含めた教育相談を教育センターにおいて実施	●実施	●「ハートフレンドなごや」で子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、電話・メール・来所・訪問による相談を実施 ▸電話相談　3,799回 ▸メール相談　182件　356回 ▸来所相談　616件　2,402回(うち心理検査447回) ▸訪問相談　31件　587回 ●必要に応じて、他の相談機関等と連携	●相談件数は、ほぼ前年度と同じであるが、メール相談はやや増加している。 ●訪問相談を実施した児童生徒の内、登校する又はできるようになった割合は、35.5%であり、本誌の不登校支援において児童生徒の児童生徒の社会的自立に向けて重要な役割を果たした。 ●総合相談窓口として、他の相談機関と連携することができた。	☆☆☆	●心理検査を含めた教育相談をハートフレンドなごやにおいて実施 ▸電話相談 ▸メール相談 ▸来所相談（心理検査を含む） ▸訪問相談	教育委員会

施策17　いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
258	—		いじめ、不登校対策の推進	いじめや不登校を未然に防止するとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を早期に行うため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じたきめ細かな対策を実施	●INGハンドブックの活用による予防教育の実施 ▸全小・中・特別支援学校 ●なごやINGキャンペーンの実施 ▸全校 ●夢と命の絆づくり推進事業の実施 ●インターネット上におけるいじめ対策の実施 ●関係機関による連絡会議 ●ウェブ版学校生活アンケートの実施 ●不登校対応支援講師の配置	●INGハンドブックの活用による予防教育の実施 全小・中・特別支援学校 ●なごやINGキャンペーンの実施 全校 ●夢と命の絆づくり推進事業の実施 ●インターネット上におけるいじめ対策の実施 ●関係機関による連絡会議 ●ウェブ版学校生活アンケートの実施 ●不登校対応支援講師の配置 69校	●学校生活に対する子どもの心の状態を把握し、いじめや不登校の防止及び早期発見などにつなげるため、ウェブ版学校生活アンケートの実施した。 ●概ね予定通り実施した。 ●不登校対応支援講師を引き続き69校に配置した。	☆☆☆	●いじめや不登校の防止及び早期発見などにつなげるため、引き続き、ウェブ版学校生活アンケートを実施するとともに、アンケート結果を活用した支援や学級経営の促進のため、活用研修を実施する。 ●引き続き不登校対応支援講師を配置 ●今後も継続的に実施	教育委員会
259	—		児童生徒に関わる相談・支援の充実	いじめや不登校など子どもの教育・養育に関する相談・支援体制のさらなる充実に向けて、子ども応援委員会や教育センター、教育支援センターなど関係する事業・組織間の連携をより密にし、子ども及びその保護者に寄り添った相談・支援を実施	●実施	●関係機関による連絡会議の開催	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策18　外国につながる子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
181	11		家庭支援推進保育事業	外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施	●実施	●実施　10か所 利用人数　168人 （外国につながる子ども）	●外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを行った。	☆☆☆	●外国につながる子ども等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる子どもが多数利用している保育所等に対し、職員加配の費用の補助などを実施	子ども青少年局
260	―		海外児童生徒教育相談	外国人児童生徒の教育に関わる相談や家族の海外勤務による出国・帰国時の編入学等に関する相談への対応を、専門の相談員が実施	●実施	●海外児童生徒教育相談 ▸毎週水曜日、金曜日、日曜日に予約制で実施 ▸相談件数　425件	●教育相談員による、個々のケースに合わせたきめ細やかな対応・助言 に努めたことにより、相談者満足度は100%と高かった。相談傾向の分析や事例をまとめた報告書や「よくある質問Q＆A」を名古屋国際センターHP（多言語）で掲載するなど情報発信にも務めた。相談にあたり、名古屋子ども応援委員会や若者サポート機関などの関係機関と連携を図りながら対応した。	☆☆☆	●来日時期、日本語能力、在留資格/期間、家庭環境と母語など外国人の子どもの個々の状況に応じた進路選択や教育資金の支援などを提供できるように最新の法制度や施策の動向の入手	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
261	―		高校生日本語教室の運営・キャリア支援プログラム	高校生または高校進学をめざす義務教育年齢を超えた外国人の若者を対象に、日常生活に必要な生活言語に加え、教科学習に必要な学習言語を指導するとともに、社会性を育み、将来へのキャリア形成につなげる支援プログラムを実施	●実施	●毎週日曜日に開催 ▸5月～7月　10回 ▸7月～8月　5回 ▸9月～11月　10回 ▸1月～3月　10回 ▸参加者数　延べ656名 ●キャリア支援プログラム ▸実施回数　3回 ▸参加者数　延べ39人	●学習者と綿密にコミュニケーションを図り、個々のニーズを把握し、必要に応じて当センターの教育相談に繋いだり、キャリア支援プログラムを実施した。また、大学生のインターンの受け入れや、新規ボランティアの登録を行い、受け入れ体制を強化した。	☆☆☆	●学習者との綿密なコミュニケーションによる個々のニーズの把握 ▸必要に応じて当センターの教育相談へ接続 ▸ニーズに即したキャリア支援プログラムの実施 ●大学生インターンの受け入れや新規ボランティアの登録による学習者受入れ体制の強化	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
262	―		子ども日本語教室の運営	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、日常生活に必要な日本語の学習機会を提供する日本語教室を実施するとともに、教科学習に必要な学習言語の指導を実施	●実施	●毎週日曜日に開催 ▸5月～7月　10回 ▸夏休み　7月～8月　5回 ▸9月～11月　10回 ▸1月～3月　10回 ▸参加者数　延べ1,978人	●学習者の高まるニーズに応えるため、9月タームおよび1月タームにボランティア体験の募集を実施し、約30名の新規ボランティアを登録した。その結果、学習者の受入人数を増やし、教室運営体制の強化につなげた。	☆☆☆	●高まる学習者のニーズを踏まえた受入体制の拡大 ▸より収容人数の多い会場の活用（年間定員の昨年度200名から220名への10%増加を目標）	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
263	―		外国語で楽しむ絵本の会	外国語での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供	●実施	●名古屋国際センター・ライブラリーで年17回（原則毎月第2・第4日曜）実施 ●中村図書館で3回実施 ●参加者数　延べ261人	●外国人ボランティアによる外国語の絵本の読み聞かせや母国の文化紹介を通じて、子どもたちや保護者の海外への関心や国際理解を促した。年間を通じた満足度98.6%と高い評価を得た。	☆☆☆	●外国語絵本の読み聞かせを通して、引き続き、外国文化に触れる機会を提供するとともに、SNS、児童館はじめ子ども応援拠点等へのちらし配布、名古屋市公式LINE等の広報媒体も活用し、PRの強化	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
264	―		外国人こころの相談	外国人が日本での生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さない相談を実施	●実施	●実施 相談件数　701件	●親子関係や子どもの発達、学校での問題に起因する相談が3割近くを占めるなど外国籍の子どもや保護者が抱える広範囲の悩みに母国語で専門カウンセラーが丁寧に対応した。	☆☆☆	●限られた時間内で効果的なカウンセリングを進めるため、利用者向け案内を整備するとともにカウンセラーとの情報共有の機会を定期的に実施	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）

施策18　外国につながる子どもとその家庭への支援

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
265	－		ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを開催	●実施	●開催回数　1回 ●参加者数　23人	●外国人児童・生徒の増加が著しい中、教育や進路に悩みを抱える子どもや保護者が母国語で話し合える場を設けたところ96%の高い満足度を得られた。保護者、生徒それぞれの立場の体験者を囲んで自由な雰囲気で進行した。	☆☆☆	●引き続き、教育、キャリアをテーマに「外国人と保護者のための進路ガイダンス」と同時開催形式で実施し、参加者の不安や悩みを教育委員会や学校関係者とも共有	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
266	－		外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを実施	●実施	●開催回数　1回 ●参加者数　78人	●中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを8言語の通訳を介して実施した。出身者は11か国にのぼり参加者アンケートでの満足度も94%と高かった。	☆☆☆	●多言語に分かれての同時通訳形式での進行をスムーズに行うため、従来の対面通訳者に加えて通訳・翻訳システムも一部導入	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
267	－		グローバルユースカフェ	若者たちが自由に語り合い、主体となって、地域や地球の課題・キャリア形成等をテーマに事業等の企画・運営を行う機会を提供	●実施	●企画会議15回、イベント6回実施 ●参加者数　延べ187人	●若者が主体となって運営に携わり、居場所づくりを基盤に国際交流を中心とした多様なイベントを展開した。さらに、世界や地域が抱える課題をテーマにした企画・運営にも取り組むことで、若者がグローバルな視点と地域への理解を兼ね備えた「グローカル人材」として成長する機会を創出した。	☆☆☆	●若者同士の交流を深める居場所づくり ●世界や地域の課題に関する学びの提供 ●意見交換を通じた共感力・思考力・行動力を育む場の創出 ●グローバルな視点と地域理解を兼ね備えたグローカル人材の育成促進	総務局（～R7観光文化交流局）
268	－		絵本のひろば	夏休み期間に、「親子絵本コーナー」の絵本やDVDを活用しながら、異文化理解を深めるイベントを実施	●実施	●開催回数　1回 ●参加者数　延べ51人	●夏休みの毎年8月「名古屋市多文化共生推進月間」の交流イベント。「外国語で楽しむ絵本の会」の拡大版として、広報誌「子どもニック・ニュース」2025年夏号に関連づけて「スポーツと遊び」をテーマに実施した。計7組の家族の参加があり、満足度100%と高い評価を得た。	☆☆☆	●「名古屋市多文化共生推進月間」の交流イベントと位置づけ、外国語の絵本の読み聞かせやワークショップを通して、外国文化や言語に触れながら異文化理解を深めるイベントを実施	スポーツ市民局（～R7観光文化交流局）
269	－	★	日本語指導が必要な児童生徒等の支援	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営	●日本語指導講師の配置 ▸小学校　32人 ▸中学校　2人 ●母語学習協力員の配置拡充 ●母語指導補助員の配置 ▸高等学校　4人 ●日本語教育相談センターの運営 ●初期日本語集中教室の運営 ▸対面指導　3教室 ▸遠隔型指導　2教室 ●日本語通級指導教室の運営 16校	●日本語指導講師の配置 ▸小学校　32人 ▸中学校　2人 ●母語学習協力員の配置 ウルドゥー語・タミル語の母語学習協力員の配置を拡充 小・中学校　51人→54人 ●母語指導補助員の配置 高等学校　4人 ●日本語教育相談センターの運営 ●初期日本語集中教室の運営 ▸対面指導　3教室 ▸遠隔型指導　2教室 ●日本語通級指導教室の運営　16校	●概ね予定通り実施した。	☆☆☆	●今後も継続的に実施	教育委員会

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
045	3		多家族・多子世帯向入居者募集の実施	市営住宅における多家族・多子世帯に対する優先枠として、多家族・多子世帯向入居者募集を実施	●実施	●多家族・多子世帯向入居者募集戸数 65戸	●多家族世帯向け募集を継続的に実施することにより、多家族世帯の入居を促進した。	☆☆☆	●引き続き多家族・多子世帯向入居者募集を実施	住宅都市局
046	3		子育て・若年世帯向入居者募集の実施	市営住宅における子育て・若年世帯に対する優先枠として、子育て・若年世帯向入居者募集を実施	●実施	●子育て・若年世帯向入居者募集戸数 520戸	●子育て世帯向け募集を継続的に実施することにより、子育て世帯の入居を促進した。	☆☆☆	●引き続き子育て・若年世帯向入居者募集を実施	住宅都市局
048	3		住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進	●実施	●民間賃貸住宅入居相談　128件 ●入居等支援に係る相談(関係機関等と連携した相談）676件	●子育て世帯等の住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居支援を継続して実施した。	☆☆☆	●民間賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援を促進	住宅都市局
050	3	★	なごや子ども住まいるプロジェクトの推進	子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助、良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給、市公社賃貸住宅に対する家賃減額補助、定住促進住宅の家賃減額などを実施	●実施	●住まいの安全性の向上に関する改修費等補助 ▸業務委託等　1件 ▸改修費等補助　1,364件 ●セーフティネット住宅の子育て世帯専用住戸に対する家賃減額補助　4件 ●良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給　63件 ●市公社賃貸住宅家賃減額補助　71件	●なごや子ども住まいるプロジェクトとして、子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施した。	☆☆☆	●子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施	住宅都市局
065	4		子ども食堂等への支援	子ども食堂の開設を支援し、さまざまな子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、地域で子どもたちを見守る取り組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助	●実施	●子ども食堂開設助成　13件 ●子ども食堂フォーラム開催 1回　参加者　76人 ●子ども食堂等運営費補助　68件	●名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施した。また、子ども食堂等に対し運営費を補助し、地域で子どもたちを見守る取組みの促進をはかった。	☆☆☆	●名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施。また、地域で子どもたちを見守る取組みを促進することを目的として、子ども食堂や学習支援等の運営費を補助	子ども青少年局
073	4 12		ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター	困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施	●実施	●相談者数　945人 ●相談件数　延べ9,786件 ●子ども・若者の自立に向けた支援の実施	●さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じて、一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施した。	☆☆☆	●困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を実施 ●自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施 ●オープン型スペースやSNS相談を実施	子ども青少年局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
074	4 12		ナゴヤ型若者の就労支援 ②若者自立支援ステップアップ事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施	●実施	●居場所利用者数　延べ2,923人 ●カウンセリング　延べ757人 ●電話相談　延べ1,166件	●就労に対し困難を有する若者に対し、社会との繋がりや生活習慣の改善、就労意欲の醸成をはかるため安心して過ごせる居場所を提供し、カウンセリングを実施するなど、自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を実施した。	☆☆☆	●市内2か所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施 ●電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会等の親支援サービスを実施	子ども青少年局
118	6 14 17		なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置することで、すべての子どもたちの健やかな発達を支援し、子どもたちが主体的に人生の針路を探すことができるよう応援するとともに、幼少期からの子どもの支援の充実に向けて検討	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　全校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 ▸事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 ▸幼稚園、小学校、高校、特別支援学校　全校（園） ●規模の大きな学校への非常勤スクールカウンセラーの加配	●常勤スクールカウンセラーの配置 ▸中学校　110校 ▸高校　2校 ●常勤スクールソーシャルワーカー、非常勤スクールセクレタリー、非常勤スクールポリスの配置 事務局校　17校 ●非常勤スクールカウンセラーの配置 幼稚園、小学校、高校、特別支援学校、夜間中学　全校（園） ●非常勤スクールソーシャルワーカーの配置 夜間中学 ●規模の大きな学校等への非常勤スクールカウンセラーの加配	●新設中学校も含め、スクールカウンセラー等の配置を行い、幼稚園から高校まで途切れない支援を実施した。 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤スクールカウンセラーの加配を行った。	☆☆☆	●職員の更なる能力向上をはかるため研修等を実施 ●規模の大きな学校や初回相談待ち日数の長い小学校へ非常勤カウンセラーの加配を実施	教育委員会
140	8		保育所等の利用者負担額の軽減	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施するほか、さらなる負担軽減について、継続的に検討	●実施	●幼児教育・保育の無償化を実施 ●国の定める保育料に対して36.6%を軽減（令和7年度予算）	●3歳以上児の幼児教育・保育に係る利用者負担額の無償化を実施している。 ●3歳未満児の保育料を国の定める保育料の63.4%の負担に抑える市独自負担軽減策を実施した。	☆☆☆	●幼児教育・保育の無償化を実施 ●国の定める保育料に対して、利用者負担割合が6割程度になるよう、本市独自に保育料を軽減	子ども青少年局
141	8		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	●実施	●生活保護受給世帯等への教材費・行事費等に係る助成　491件 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するにあたり医療機関に支払った文書料に係る助成　51件	●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成した。 1人当たり月額補助限度額を2,700円 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成した。	☆☆☆	●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成 1人当たり月額補助限度額を2,800円 ●保育所等に生活管理指導表（食物アレルギー用）を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成	子ども青少年局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
(141)	8		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成	●実施	●助成件数　811件	●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部（上限月額4,800円）を助成した。	☆☆☆	●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成 月額補助上限5,100円	子ども青少年局
142	8		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付	●実施	●給付件数　91件	●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付（最大月2万円）した。	☆☆☆	●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付 補助額：1人あたり月額上限2万円	子ども青少年局
144	8	★	[～R6] 就学援助 [R7～] 未来まなび応援金（就学援助）	経済的に困窮している市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助	●実施	●対象者数　26,508人	●経済的に困窮している国公立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助した。	☆☆☆	●経済的に困窮している国公立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品などの費用を援助	教育委員会
146	8	★	高等学校等入学支援金	経済的理由により就学の支援が必要と認められる生徒に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資を支給	●実施	●支給者数　3,147人	●学資を支給した。	☆☆☆	●学資の支給	教育委員会
147	8		市立高等学校入学料などの減免	市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施	●実施	●対象者数　211人	●市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施した。	☆☆☆	●市立高等学校に通う生徒の保護者に対して入学料などの減免を実施	教育委員会
148	8		[～R6] 名古屋市奨学金（高等学校給付型奨学金）の支給 [R7～] 名古屋市奨学金（高等学校給付型奨学金）	教育の機会均等をはかるため、経済的理由によって就学が困難な生徒に対して、高校等において就学に必要となる学資の支給を実施	●実施	●対象者数　2,217人	●高校等において修学するために必要な学資を支給した。	☆☆☆	●経済的理由によって修学が困難な生徒に対して、高校等において修学するために必要な学資を支給	教育委員会
189	12		ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	●ヤングケアラーに関する啓発の実施 ●関係機関向け研修の実施 ●相談窓口等の運営	●LINE相談窓口の運営 ●オンラインサロンの開催　1回、5人 ●関係機関向け職員研修　3回、973人 ●啓発チラシの作製・配付	●ヤングケアラーが気軽に悩みを相談をできる場を提供するとともに、ヤングケアラーに関する理解や認識を高めるため、啓発チラシを作成し、関係機関向け研修会を開催した。	☆☆☆	●ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため、継続的な広報啓発を実施 ●ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を運営	子ども青少年局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
190	12		家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	●実施	●子どもとその保護者への家庭訪問支援を実施　762人	●依頼元機関をはじめとした関係機関と連携して重奏的な支援を実施し、子どもと保護者の悩みや不安の軽減をはかった。	☆☆☆	●不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	子ども青少年局
191	12		子ども・若者支援地域協議会	各支援機関等が行うさまざまな支援を組み合わせることにより、ニートやひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者一人ひとりに応じた、適切で効果的な支援を実施するためのネットワークを構築	●代表者会議の開催 年1回 ●実務者会議の開催 年10回	●子ども・若者支援地域協議会の開催 ▸代表者会議 1回 ▸実務者会議 10回	●代表者会議及び実務者会議ともに、通常通り実施した。	☆☆☆	●代表者会議の開催　年1回 ●実務者会議の開催　年10回	子ども青少年局
192	12		ナゴヤ型若者の就労支援 ③若者自立支援ジャンプアップ事業	就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要となるコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施	●実施	●国のメニューに加え、本市として次の事業を実施 ▸臨床心理士によるカウンセリング 延べ101人 ▸保護者勉強会 参加者数　延べ54人 ▸社会体験 協力事業者数　101社 体験者数　延べ103人	●就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用し、社会体験機会の提供やセミナーの開催、カウンセリングを実施した。	☆☆☆	●臨床心理士によるカウンセリング ●保護者勉強会の開催 ●社会体験の提供	子ども青少年局
193	12		ナゴヤ型若者の就労支援 ④若者・企業リンクサポート事業	就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援	●実施	●利用者数（新規）　120人 ●支援件数　延べ5,064件	●就労に対し困難を有する若者に対し、若者本人の特性等に合った企業をマッチングしたり、就職後も職場定着がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援した。	☆☆☆	●若者本人の特性等に合った企業とのマッチング ●就職後の職場定着に向け、若者と企業の双方を支援	子ども青少年局
194	12		就労支援の推進	就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方と、人材を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、個別一貫した継続的な就労支援を実施するとともに、学生向けに労働法出前講座を実施	●実施	●なごやジョブマッチング事業 ▸10代～30代支援対象者数　594人 ▸10代～30代就職者数　245人 ●労働法出前講座　3回、304人	●就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方に、個々に合わせたきめ細かな就職相談を行うなど、就労支援を推進することができた。 ●学生等に、労働法令等に関する理解の増進をはかることができた。	☆☆☆	●就労意欲のある若者をはじめとする働きたい方と、人材を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、個別一貫した継続的な就労支援を実施 ●学生向けに労働法出前講座を実施	経済局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
224	14	★	教育と福祉の連携による支援の充実	生きづらさを抱える学齢期の子どもを早期に発見し、支援していくため、区役所等関係機関との情報共有を迅速化するなど教育・福祉の連携を強化	●実施	●子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 ●スクリーニングの実施 小中学校　72校 ●区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	●教育と福祉の連携をはかるため、引き続きスクールソーシャルワーカーを全区役所・支所へ併任として配置した。 ●より効果的・効率的なスクリーニングの手法や実施体制の検討を行った。	☆☆☆	●教育・福祉の連携を強化していくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所へ併任として配置 ●実施状況を踏まえ、スクリーニングの手法や実施体制を検討しつつ、小・中学校におけるスクリーニングの取り組みを継続 ●区役所の児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども青少年局 教育委員会
230	15		児童養護施設等入所児童のケアの充実	被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実	●心理療法担当職員の配置 ●小規模グループケア実施施設の拡充 ●障害児等受入調整員の配置	●心理療法担当職員の配置　24施設 ●小規模グループケア実施施設 15施設	●虐待等による心的外傷や障害、自立に向けてさまざまな困難を抱える子どもを手厚く支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアの充実をはかった。	☆☆☆	●心理療法担当職員の配置　24施設 ●小規模グループケア実施施設 15施設 ●児童入所施設等入所児童の生活環境向上のための寄附金活用	子ども青少年局
231	15	★	児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施	●児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施 ●自立支援担当職員の配置 ●社会的養育ステップハウス事業の実施 ●子どもの未来応援金の支給実施 ●社会的養護自立支援拠点事業の検討・実施	●児童養護施設等退所児童就労支援事業　就職者数　9人 ●自立支援担当職員の配置 配置施設数　15施設 ●社会的養育ステップハウス事業 定員数　8人	●児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援、社会的養育ステップ事業を継続して実施した。	☆☆☆	●退所児童の社会的自立のため支援 ▸児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施 ▸児童自立支援担当職員の配置の継続 ▸児童自立生活援助事業所Ⅰ型　4か所→7か所 ▸個別対応職員の配置　4人→6人 ▸社会的養育ステップハウス事業の継続 ▸子どもの未来応援金の支給の継続	子ども青少年局
233	16		ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	●実施	●対象者数　32,108人（月平均）	●ひとり親家庭にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担額の助成を実施することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と経済的負担の軽減をはかった。	☆☆☆	●ひとり親家庭の医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成	子ども青少年局
234	16		中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施	●学習支援等の実施 ●サポート体制づくり	●実施か所数　150か所 ●参加児童数　1,261人	●150か所の会場において学習支援を継続実施した。	☆☆☆	●学習支援等の実施　市内150か所 ●会場運営のサポート	子ども青少年局 健康福祉局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
235	16		高校生世代への学習・相談支援事業	原則、中学生の学習支援事業に参加していた高校生等に対し、高校生活への定着等を目的とした自主学習の場の提供及び現状への不安や、将来の進路などの悩みに対する相談支援を実施	●学習フォローの実施 ●将来等についての相談支援 ●サポート体制づくり	●実施か所数　150か所 ●参加児童数　464人	●150か所の会場において学習支援を継続実施した。 ●巡回支援を通じて、現状への不安や将来の進路などの悩みに対する相談支援を実施した。	☆☆☆	●学習フォロー及び相談支援の実施 ▸市内150か所 ●会場運営のサポート	子ども青少年局 健康福祉局
236	16		ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相談支援を実施	●ジョイナス.ナゴヤにおける総合的な相談支援を実施 ●法律相談支援の実施 ●ポータルサイト開設に向けた検討 ●関係機関への情報展開を実施	●母子・父子自立支援員 ▸全区支所に配置 ▸相談件数　11,223件 ●ひとり親家庭応援専門員 ▸全区支所に配置 ▸相談件数 9,139件	●全区支所に相談員を配置し、自立に向けた相談を行った。 ●ジョイナス.ナゴヤにおいて、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を行った。	☆☆☆	●区支所に相談員を配置し、自立に向けた相談を実施	子ども青少年局
237	16		母子家庭等自立支援センター事業	ジョイナス.ナゴヤ（名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を推進するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	●実施	●就業支援講習会 ▸開催回数　49回 ▸受講者数　365人 ●情報提供件数　9,807件	●就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を行った。 ●生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施した。	☆☆☆	●ジョイナス.ナゴヤ（名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を推進するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	子ども青少年局
238	16		自立支援給付金事業	就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給	●高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充	●高等職業訓練促進給付金　164人 ●自立支援教育訓練給付金　56人	●高等職業訓練促進給付金の支給を164人の方へ行うことにより、ひとり親家庭の自立を支援することができた。 ●自立支援教育訓練給付金の支給を56人の方へ実施した。	☆☆☆	●高等職業訓練給付金の支給 ●自立支援教育訓練給付金の支給	子ども青少年局
239	16		児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援を実施	●実施	●支給対象児童数 ▸児童扶養手当　20,335人 ▸名古屋市ひとり親家庭手当　6,661人 （令和8年3月末）	●児童扶養手当の支給をした。 ●名古屋市ひとり親家庭手当の支給をした。	☆☆☆	●児童扶養手当の支給 ●名古屋市ひとり親家庭手当の支給	子ども青少年局
240	16		母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	●実施	●母子父子寡婦福祉資金貸付　713件	●母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の生活の安定及び経済的自立をはかることができた。	☆☆☆	●母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施	子ども青少年局
241	16		寡夫世帯への貸付事業	寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	●実施	●名古屋市寡夫福祉資金貸付　2件	●令和5年1月から名古屋市寡夫福祉資金の貸付を行うことにより、寡夫世帯の生活の安定と向上をはかることができた。	☆☆☆	●名古屋市寡夫福祉資金の貸付を実施	子ども青少年局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
242	16		養育費相談の実施等	養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助	●実施	●養育費相談件数　1,000件 ●公正証書作成費等補助件数　124件 ●養育費保証料補助件数　6件	●養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を行った。 ●養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助した。	☆☆☆	●養育費に関する相談のほか親子交流等の問題についての電話相談、司法書士等による相談支援を実施するとともに、養育費に関する公正証書作成費等や養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助	子ども青少年局
243	16		養育費・親子交流等に関するセミナー	離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施	●実施	●セミナー実施　9回	●離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施した。	☆☆☆	●離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施	子ども青少年局
244	16		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげていくために、高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給	●実施	●受講開始時給付金　0件 ●受講修了時給付金　0件 ●合格時給付金　0件	●区役所・支所の窓口にチラシを配架したり、市公式ウェブサイトに掲載するなどして広報に努めた。	☆☆	●ひとり親家庭の親子の学び直しを支援し、正規雇用を中心とした就業につなげていくために高卒認定試験のための受講費用の一部を支給	子ども青少年局
245	16	★	ひとり親家庭転居費用補助金	ひとり親家庭の住環境や家計の改善等のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用を補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	●実施に向けて検討した。	☆☆	●引き続き、実施に向けて検討	子ども青少年局
246	16		ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施	●実施	●実施か所数　4か所 ●参加児童数　97人	●4か所においてひとり親家庭の居場所づくり事業を実施した。	☆☆☆	●4か所で実施	子ども青少年局
247	16		ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成	●実施	●開催回数　5回 ●参加人数　182世帯、402人	●年5回実施をした。	☆☆☆	●年5回の実施	子ども青少年局
248	16		ひとり親家庭市有施設優待利用事業	ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供	●実施	●対象施設　6施設 ●利用者数　4,163人	●ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供した。	☆☆☆	●ひとり親家庭の親子を対象として、市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供	子ども青少年局
250	16		ひとり親家庭職業体験事業	ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やライフプランについての講習会を実施	●実施回数増	●開催回数　4回 ●参加人数　32世帯、64人	●ひとり親家庭の親子を対象として、職業体験等の場を提供することにより、子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに、親子及び親同士の交流を促進することができた。	☆☆☆	●ひとり親家庭の親子を対象として、職業体験等の場を提供することで、子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに親子及び親同士の交流を促進	子ども青少年局

施策19　子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
251	16		ひとり親家庭の子どもへのロールモデルに触れる機会の提供	進学や働くことにイメージを持つことができないひとり親家庭の子どもたちへ、かつてひとり親の子であった大人などから、進学や多様な働き方など様々な経験談に触れる機会の提供を検討	●実施	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
252	16		ひとり親家庭等への大学受験料等補助	ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	●実施	●大学等受験料補助　839件 ●模試費用補助　630件	●ひとり親家庭等の高校3年生世代に大学等受験料及び模試の補助を実施し、中学3年生に模試の補助を実施することで子どもの進学に向けたチャレンジを後押しした。	☆☆☆	●ひとり親家庭等の高校3年生世代に大学等受験料及び模試の補助を実施し、中学3年生に模試の補助を実施	子ども青少年局
253	16	★	ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助	ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用を補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
254	16	★	ひとり親家庭の高校生通学定期補助	ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用の補助	●実施に向けた検討	●実施に向けた検討	,●実施に向けて検討した。	☆☆	●実施に向けて検討	子ども青少年局
255	16		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施	●生活援助の実施事業者数の拡充 ●子育て支援の実施保育施設の拡充 ●対象の拡充（寡夫）	●生活支援事業利用者数　133人	●ひとり親世帯の方へ家庭支援員を派遣し、生活援助、子育て支援を実施した。	☆☆☆	●生活援助の実施事業者数の拡充	子ども青少年局
270	―		生活困窮者の自立支援	仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活に困窮している方の複合的な課題に応じて相談支援を行い、就労支援や家計改善支援等を一体的に実施するとともに、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を推進	●実施 ▸自立相談支援 ▸住居確保給付金の支給 ▸就労準備支援 ▸就労訓練 ▸家計改善支援	●新規相談受付件数　4,643件 ●プラン作成件数 ▸住居確保給付金(家賃補助) 194件 ▸住居確保給付金(転居費用補助)7件 ▸就労準備支援事業 75件 ▸家計改善支援事業 191件 ▸認定就労訓練事業 12件	●生活困窮者自立支援法に基づく、相談と支援を一体的に実施する相談支援機関として、市内3か所（名駅・金山・大曽根）で委託実施した。	☆☆☆	●実施 ▸自立相談支援 ▸住居確保給付金の支給 ▸就労準備支援 ▸就労訓練 ▸家計改善支援	健康福祉局

施策20　子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
001	1		なごや子どもの権利条例の推進	なごや子どもの権利条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	●さまざまな機会を捉えた啓発活動による条例認知度の向上 ●子どもの権利擁護機関と連携した条例広報・普及啓発の実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催	●赤ちゃん訪問の際にリーフレットを配布 ●イベントでの啓発活動の実施　3回 ●対象者に応じたパンフレット4種（大人版・くわしい版・ティーン版・かんたん版）を使用し、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施 ●なごや子ども・子育て支援協議会の開催　3回	●各種イベント等において啓発グッズを配布したほか、子ども等の意見を取り入れて作成した年代別パンフレットを活用し、子どもの権利の普及啓発に努めた。	☆☆☆	●引き続き、さまざまな機会をとらえた啓発活動や、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施	子ども青少年局
053	3	★	地域に身近な公園の再生	地域に身近な公園を子育てや交流の場として、子どもが元気いっぱい遊び楽しめ、憩いと潤いのある空間とするため、計画的な再整備等を推進	●実施	●地域に身近な公園の再整備　4公園	●事業を着実に実施した。	☆☆☆	●地域に身近な公園の再整備 4公園	緑政土木局
059	3	★	地下鉄駅への「子ども・子育てサポートベンチ」の設置	親子で使いやすいベンチなどを地下鉄駅構内に設置	●設置拡大の検討	●試行導入 名古屋駅、名城公園駅、新瑞橋駅 ●設置拡大の検討	●名城公園駅リニューアル工事並びに名古屋駅及び新瑞橋駅におけるトイレリニューアル工事において、「子ども・子育てサポートベンチ」を試行導入した。 ●設置拡大の検討を行った。	☆☆☆	●設置拡大の検討	交通局
060	3	★	地下鉄駅への授乳室の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置	●3駅程度設置	●設置拡大の検討	●設置拡大の検討を行った。	☆☆☆	●設置 東山公園駅	交通局
061	3		地下鉄車両への「子ども・子育てサポートスペース」の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、導入予定の地下鉄の新型車両にベビーカー利用者や子どもが利用しやすいスペースを設置	●導入	●設置内容の検討	●他都市事例の調査や設置範囲・箇所数などについて関係部署と調整した。	☆☆☆	●既存車両への導入の検討	交通局
062	3	★	地下鉄駅でのベビーカーレンタルの試行導入	駅周辺における子ども連れでの移動の利便性向上をめざし、ベビーカーレンタルサービスを試行導入	●試行導入（令和7年度） ●導入拡大の検討	●試行導入 栄駅	●栄駅で試行導入を実施した。	☆☆☆	●試行実施・今後の方向性の検討	交通局
063	3		市バス・地下鉄「子ども向け特設サイト」による情報提供	市バス・地下鉄に親しんでもらうための子ども向けコンテンツや、授乳室の案内、ベビーカーで利用しやすいルートなど子育て世帯向けの情報をウェブサイトにより提供	●運用	●運用 ●コンテンツ追加（地下鉄運転ゲームの路線追加、おしごと紹介動画の追加） ●令和7年度サイト表示回数 445,984回	●コンテンツ追加により、サイトへのアクセスが増加した。 ●コンテンツ追加を周知するため、市内小学2年生を対象にノベルティとして自由帳を配布した。	☆☆☆	●運用 ●コンテンツ追加予定	交通局

施策20　子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

事業番号	（複）施策	全力応援	事業名	事業概要	計画目標	令和7年度の実施状況			令和8年度の実施方針	所管局
						実績	評価			
154	9		なごや未来っ子応援制度（ぴよか）	企業、地域、行政の連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、子育て家庭優待カード事業等を実施	●実施	●協賛店舗・施設　2,441か所、68商店街（令和8年3月末）	●制度の認知度を高めるため、イベントを実施した。	☆☆☆	●制度の認知度を高めるため、イベント等を実施	子ども青少年局
163	10	★	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、男性の育児参画を促進する制度を導入するなど、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰するとともに、子育て支援企業の情報を発信	●子育て支援企業認定数　345社 ●SNS等を活用した広報の実施	●16社新規認定（うち2社表彰） ●289社認定（令和8年3月末時点）	●広報等の効果もあり認定企業数は順調に増加している。	☆☆☆	●広報の拡充 （SNS等を活用した広報の実施、若者向け情報発信を拡充）	子ども青少年局
164	10	★	雇用等における女性の活躍推進	企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も家事・育児に参画するなど、ともに働きやすい社会の実現に向けた意識啓発を実施	●企業における女性の活躍支援 ▸認定(認証)企業数　345社 ▸企業向け意識啓発 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発 ●若年層のライフプランに関する意識啓発	●企業における女性の活躍支援の実施 ▸新規認定　17社　累計 218社 新規認証　8社　累計 52社 ▸企業向け意識啓発1回 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発の実施 2回　参加者数 延べ34人 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発の実施 3回　参加者数 158人 ●若年層のライフプランに関する意識啓発の実施 3大学　参加者数 365人	●企業における女性の活躍支援に関する企業向け意識啓発を実施した。 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発を実施した。 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発を実施した。 ●若年層のライフプランに関する意識啓発を実施した。	☆☆☆	●企業における女性の活躍支援 ▸認定(認証) ▸企業向け意識啓発 ●女性のキャリア形成に関する意識啓発 ●男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発 ●若年層のライフプランに関する意識啓発	スポーツ市民局
167	10		ワーク・ライフ・バランス推進事業	働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	●実施	●実施 ▸ワーク・ライフ・バランス推進企業認証数　324社（令和8年3月31日時点） ▸セミナーの開催　1回	●企業の就労環境整備に関する取組みの認証により、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進できた。 ●企業の経営者・人事担当者等に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を実施することができた。	☆☆☆	●働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証 ●ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	経済局
271	―	★	子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成	こどもファスト・トラックなどの子どもや子育て家庭、妊婦に配慮した取り組みや、本市の子ども・若者・子育て家庭の支援策の分かりやすく親しみやすい情報発信などを通じて、子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成をはかるとともに、子どもや若者が出会いや結婚・子育ての希望をかなえられるまちのイメージを持てるよう、さまざまな取り組みを実施	●公共施設、民間施設などさまざまな場でのこどもファスト・トラックの実施 ●ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭の支援に関する広報・啓発の実施	●こどもファスト・トラックの実施 ▸実施回数：計3回（名古屋城：1回、バンテリンドーム：2回） ▸参加人数：計887名（名古屋城：110名、バンテリンドーム777名） ▸その他実施に向けた調整：1回（名古屋トップスポーツチーム部会連絡会議） ●シティプロモーションの推進 なごやシティプロモーションサイトでの広報実施	●こどもファスト・トラック 子育て家庭の外出が増加するGW及び夏休み期間に実施。併せて、新たな場所での実施にむけ、各所へ調整を行った。 ●シティプロモーションの推進 本サイトで広報することで、本市と公民連携を締結する事業者へ取組を周知した。	☆☆☆	●公共施設、民間施設などさまざまな場でこどもファスト・トラックの実施 ●シティプロモーションの推進 ●子連れ世帯等が外出しやすくなるよう、社会気運の醸成のための啓発やイベントを実施	子ども青少年局 はじめ関係局

なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９
名古屋市子どもに関する総合計画
令和７年度における実施状況

について　皆さんの　**ご意見**　を　**募集**　します。

名古屋市では、令和７年３月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９　名古屋市子どもに関する総合計画」を策定し、なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちをつくっていくこととしています。

このたび、なごや子どもの権利条例第２１条の規定により、令和７年度における実施状況をとりまとめました。

このプランでは、計画の実施状況を毎年公表し、市民の皆さまとともに評価することとしています。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

「令和７年度における実施状況」の冊子の主な配布・閲覧場所

- 市民情報センター（市役所西庁舎１階）
- 各区情報コーナー・支所
- 市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp）
  トップページ＞市政情報＞分野別の計画・指針・調査結果＞子ども・青少年
  ＞なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029　名古屋市子どもに関する総合計画

意見募集締切

令和８年１２月２８日（月）まで

意見の提出方法

郵送（消印有効）、ファックス、電子メール
※様式は自由です。

意見の提出先・問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局企画経理課（市役所本庁舎２階）
《住所》〒４６０－８５０８　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
《電話》０５２－９７２－３０８１
《ファックス》０５２－９７２－４４３７
《電子メール》a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

なごや子ども・子育てわくわくプラン２０２９
名古屋市子どもに関する総合計画
令和７年度における実施状況についての意見

きりとり

きりとり

初版　令和８年11月
編集・発行　名古屋市子ども青少年局企画経理課
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1-1
電　　話：(052) 972-3081
ファックス：(052) 972-4437
電子メール：a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 4

＜議題 4＞

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の令和 7 年度実績に基づく点検・評価結果について

名古屋市子ども・子育て支援事業計画

令和７年度実績に基づく点検・評価結果について

（案）

令和８年１１月

名古屋市

資料4-1

目次

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法、事業一覧・・・ P.1～3

名古屋市子ども・子育て支援事業計画　令和７年度実績に基づく点検・評価結果

【1】　教育・保育施設及び地域型保育事業　・・・・・・・・・・・・・・・ P.4

【2】　乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　・・・・・・・・ P.5

【3-1】利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業、
地域子育て支援拠点事業）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6

【3-2】利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）　・・・・・・・・・ P.7

【3-3】利用者支援事業（こども家庭センター型：区役所・支所
における子どもや家庭への支援）　・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

【3-4】利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型：子育て総
合相談窓口、新生児乳児等訪問指導）　・・・・・・・・・・・・・・ P.8

【４】　時間外保育事業（延長保育事業）　・・・・・・・・・・・・・・・ P.8

【５】　実費徴収に係る補足給付事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

【6-1】多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（新規参入施設等への巡回支援）　・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

【6-2】多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（認定こども園特別支援教育・保育事業）　・・・・・・・・・・・ P.10

【6-3】多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域における小学校
就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）　P.10

【７】　放課後児童健全育成事業
（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）　・・・・・ P.11

【８】　子育て短期支援事業（ショートステイ事業）　・・・・・・・・・・ P.12

【９】　乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）　・・・・・・・・ P.12

【10-1】養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）　・・・・・・・・・・ P.13

【10-2】養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）　・・・・・・・・・・ P.13

【10-3】子育て世帯訪問支援事業　（養育支援ヘルパー事業）・・・・・・・・ P.14

【10-4】親子関係形成支援事業
（児童虐待発生予防等のための保護者支援事業）　・・・・・・・・ P.14

【11】　地域子育て支援拠点事業
（子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）　・・・・・ P.15

【12-1】幼稚園における預かり保育事業（幼稚園における預かり
保育事業（一時預かり事業（幼稚園型）、私立幼稚園におけ

る預かり保育拡充事業)、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン）　・・・・・・・・・・・・・・・・　P.15

【12-2】一時預かり事業（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.16

【13】　病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）　・・・・・・・・・・　P.16

【14】　妊婦健康診査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.17

【15】　産後ケア事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.17

○　計画全体のアウトカム指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.18

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法

１．個別事業の進捗状況について

（１）区域設定

事業の進捗状況の点検は、全市を単位として行います。

（２）進捗状況の点検・評価方法

事業の「実績」「進捗状況」に加えて、国の指針における財源の確保に関係する事項として「予算額」「決算額」を記載しています。また、「主な取り組み等」の欄には令和７年度の取組状況のほか、必要に応じて「確保方策」と「実績」又は「量の見込み」と実際のニーズとの乖離についての説明を記載します。

「進捗状況」は、下表の右欄の基準に対応した☆印等を記載しています。

なお、事業の性質上、必要量が実績となる事業については、「量の見込み」に対して実施できる体制を確保することを重視すべき事業であるため、「実績」との乖離がある場合でも、他の制度を利用することなどにより、適切な対応が行えている場合は、その旨を記載して評価しています。

進捗状況	基準
☆☆☆	順調に推移している
☆☆	概ね順調に推移している
☆	やや遅れが生じている
－	遅れが生じている

２．計画全体の成果の点検・評価について

なごや子ども・子育て支援協議会（名古屋市子ども・子育て会議）において、個別事業の進捗状況を確認するとともに、計画全体の成果を点検・評価します。

計画全体の成果（アウトカム）として、名古屋市総合計画の成果指標としている「子育てしやすいまちだと思う市民の割合」（令和８年４月～５月、市内の満 18 歳以上の 3,000 人にアンケートを実施（うち有効回答数 1,３７６人）、令和８年１１月公表）を示すこととします。そう思う 18.8%＋どちらかといえばそう思う 62.3%＝81.1%

計画期間におけるアンケート結果

令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
81.1%				

参考：前計画期間におけるアンケート結果

令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
80.7%	81.3%	80.2%	76.8%	79.5%

＜事業一覧＞

	事業名
【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業
【2】	乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
【3-1】	利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業、地域子育て支援拠点事業）
【3-2】	利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）
【3-3】	利用者支援事業（こども家庭センター型：区役所・支所における子どもや家庭への支援）
【3-4】	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型：子育て総合相談窓口、新生児乳児等訪問指導）
【4】	時間外保育事業（延長保育事業）
【5】	実費徴収に係る補足給付事業
【6-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）
【6-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育事業）
【6-3】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）
【7】	放課後児童健全育成事業（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）
【8】	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
【9】	乳児家庭全戸訪問事業 （新生児乳児等訪問指導）
【10-1】	養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）
【10-2】	養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）
【10-3】	子育て世帯訪問支援事業 （養育支援ヘルパー事業）
【10-4】	親子関係形成支援事業 （児童虐待発生予防等のための保護者支援事業）
【11】	地域子育て支援拠点事業（子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）
【12-1】	幼稚園における預かり保育事業(幼稚園における預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における預かり保育拡充事業)、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン)
【12-2】	一時預かり事業（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業）
【13】	病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）
【14】	妊婦健康診査
【15】	産後ケア事業

計画掲載事業の令和7年度実績

【1】教育・保育施設及び地域型保育事業
（保育所等待機児童対策の取り組み推進）

保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする児童について、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所において、保育を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量の見込み	1号	18,283	17,753	17,271	17,354	17,578
	2号	28,184	27,369	26,624	26,751	27,100
	3号(1～2歳)	18,718	19,085	19,584	19,796	20,009
	3号(0歳)	3,212	3,513	3,810	4,107	4,425
	3号(全部)	21,930	22,598	23,394	23,903	24,434
年度末供給量	1号	32,645	32,645	32,645	32,645	32,645
	2号	32,625	32,625	32,625	32,625	32,625
	3号(1～2歳)	19,709	20,034	20,183	20,337	20,337
	3号(0歳)	4,819	4,840	4,890	4,959	4,959
	3号(全部)	24,528	24,874	25,073	25,296	25,296
実績	1号	27,817	0	0	0	0
	2号	30,992				
	3号(1～2歳)	18,400				
	3号(0歳)	4,611				
	3号(全部)	23,011	0	0	0	0
進捗状況		☆☆				
予算額（千円）		1,552,115				
決算額（千円）		1,486,652				
令和7年度の主な取り組み等		民間保育所の整備などにより、125人（内、3歳未満児75人）の利用枠の拡大を行った。なお、一部地域においては、地域ごとの状況を踏まえ、利用定員の調整を行った。				

【2】乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形でも支援を強化するため、０歳６か月から満３歳未満の未就学児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園支援事業を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	０歳児	28,627時間	28,284時間	28,012時間	27,768時間	27,418時間
	１歳児	27,245時間	29,211時間	28,760時間	28,973時間	29,298時間
	２歳児	27,183時間	25,390時間	27,019時間	27,162時間	27,353時間
	計	83,055時間	82,885時間	83,791時間	83,903時間	84,069時間
確保方策		令和11年度に向けて段階的に拡充				
実績		8,484時間				
進捗状況		☆☆				
予算額（千円）		176,654				
決算額（千円）		98,914				
令和7年度の主な取り組み等		10月より23か所で事業を開始した。毎年度実施施設を拡大予定。				

【3-1】利用者支援事業
（基本型：エリア支援保育所事業、地域子育て支援拠点事業）

すべての妊産婦及び子育て家庭が、教育・保育施設、保健センター及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所において、情報の集約・提供、相談及び利用支援等を行い、必要に応じて、こども家庭センターと連携調整を行います。あわせて、地域子育て相談機関として位置づけます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	エリア支援保育所事業	78エリア	78エリア	78エリア	78エリア	78エリア
	地域子育て支援拠点等	112か所	112か所	112か所	112か所	112か所
	児童館等	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
確保方策	エリア支援保育所事業	66エリア	72エリア	78エリア	78エリア	78エリア
	地域子育て支援拠点等	112か所	112か所	112か所	112か所	112か所
	児童館等	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
実績	エリア支援保育所事業	66エリア				
	地域子育て支援拠点等	112か所				
	児童館等	17か所				
進捗状況		☆☆☆				
予算額（千円）		5,157,527				
決算額（千円）		5,144,852				
令和7年度の主な取り組み等		情報の集約・提供、相談及び利用支援等を行い、必要に応じて、こども家庭センターと連携調整を行った。エリア支援保育所事業については、実施エリアを拡充し、16区66エリアにて事業を実施した。				

【3-2】利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）

保育所等の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門に行う「保育案内人」を配置することにより、待機児童ゼロを継続していくとともに、子育て支援の充実をはかります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
実績	22か所				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	188,194				
決算額（千円）	196,090				
令和7年度の主な取り組み等	区役所（16か所）及び支所（6か所）に各2名ずつ保育案内人を配置し、引き続き保育所等利用者への案内を実施した。				

【3-3】利用者支援事業（こども家庭センター型：区役所・支所における子どもや家庭への支援）

市民に身近な区役所・支所をこども家庭センターとして位置付け、福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
確保方策	段階的に設置				
実績	8か所				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	2,327				
決算額（千円）	1,638				
令和7年度の主な取り組み等	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施した。				

【3-4】利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型：子育て総合相談窓口、新生児乳児訪問指導）

子育て総合相談窓口において、保健師等が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49,956回	50,472回	51,012回	51,573回	52,041回
確保方策	実施体制：保健センター保健師、妊娠・出産期サポーター、新生児産婦訪問指導員、子育て支援訪問員による面接等 実施機関：各区保健センター				
実績	46,495回				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	197,157				
決算額（千円）	185,119				
令和7年度の主な取り組み等	市内子育て総合相談窓口で事業を実施した。				

【4】時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間（11時間）を延長して、保育を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,472人	10,386人	10,355人	10,437人	10,557人
確保方策	10,060人	10,180人	10,320人	10,440人	10,560人
実績	9,920人				
進捗状況	☆☆				
予算額（千円）	901,212				
決算額（千円）	855,923				
令和7年度の主な取り組み等	新規実施施設は増加したが、従来実施していた園の事業廃止が相次ぎ、施設総数・実績は減少した。				

【5】実費徴収に係る補足給付事業

生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び未移行幼稚園の副食費などについて、その一部を助成します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,606人	1,486人	1,370人	1,261人	1,157人
確保方策	助成を実施				
実績	1,351人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	54,872,000				
決算額（千円）	33,542,909				
令和7年度の主な取り組み等	対象施設に案内を配布し、対象者からの申請、請求の受付を実施。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【6-1】多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）

家庭的保育事業等を実施する事業者等に対し、巡回指導を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	204か所	204か所	204か所	204か所	204か所
確保方策	巡回指導を実施				
実績	202か所				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	56,220				
決算額（千円）	58,737				
令和7年度の主な取り組み等	地域型保育事業等を実施する事業者に対し、巡回指導を実施するなど、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の運営を支援				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【6-2】多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育事業）

職員の加配により、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33人	36人	39人	43人	47人
確保方策	職員の加配に必要な費用の補助を実施				
実績	40人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	24,292				
決算額（千円）	30,626				
令和7年度の主な取り組み等	認定こども園からの申請に基づき、職員の加配に必要な費用の補助を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【6-3】多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料の一部を助成します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96人	96人	96人	96人	96人
確保方策	助成を実施				
実績	91人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	42,273				
決算額（千円）	18,560				
令和7年度の主な取り組み等	対象施設経由で保護者へ申請案内を行い、申請に基づき対象となる子どもの保護者に補助を実施。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【7】放課後児童健全育成事業
（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）

国は、放課後児童対策においては、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題であり、継続的かつ計画的な取り組みを進めるとしています。

名古屋市では、国の方針を踏まえ、以下の事業を実施します。なお、放課後子供教室であるトワイライトスクールを含めた放課後事業の推進にあたっては、教育委員会と子ども青少年局とが連携をはかるとともに、外部有識者も含め両局で構成する運営会議を開催し、放課後事業において配慮を要する児童を含めたすべての児童が安全・安心に過ごせるよう、学校や保護者、関係機関と連携して事業を実施します。

【トワイライトルーム】

全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を実施します。

【留守家庭児童育成会（学童保育）への助成】

留守家庭児童等の健全育成をはかるために、地域の留守家庭児童育成会に対し、運営費を助成します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,420人	6,690人	6,850人	6,810人	7,010人
確保方策	6,420人	6,690人	6,850人	6,810人	7,010人
実績	6,459人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	5,015,644				
決算額（千円）	4,552,286				
令和7年度の 主な取り組み等	子育て家庭のニーズを踏まえ、通所可能範囲内に利用可能な留守家庭児童育成会のない学区や待機児童等があり利用ニーズが高い学区を中心にトワイライトスクールからトワイライトルームへの移行調整を進めるとともに、地域で自主的に活動する留守家庭児童育成会も増加した。				

【8】子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,124人日	1,115人日	1,111人日	1,120人日	1,133人日
確保方策	1,124人日	1,115人日	1,111人日	1,120人日	1,133人日
実績	2,493人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	6,739				
決算額（千円）	17,408				
令和7年度の主な取り組み等	児童養護施設、乳児院及び里親宅において、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【9】乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）

乳児がいるすべての家庭を対象に、保健センター保健師や訪問指導員による家庭訪問を行い、乳児の健全な育成環境の確保をはかります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16,652人	16,824人	17,004人	17,191人	17,347人
確保方策	実施体制：保健センター保健師、訪問指導員、子育て支援訪問員による家庭訪問 実施機関：各区保健センター				
実績	14,572人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	132,526				
決算額（千円）	123,417				
令和7年度の主な取り組み等	乳児がいる家庭に訪問し、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【10-1】養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）

精神的不安定や養育環境上の問題など、複数の虐待ハイリスク要因を抱え、虐待につながるおそれが高く、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、助産師の継続的な家庭訪問による支援を行い、児童虐待の発生を未然に防止します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	97世帯	98世帯	99世帯	100世帯	101世帯
確保方策	実施体制：助産師（事業受託者）による家庭訪問 実施機関：各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				
実績	68世帯				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	4,576				
決算額（千円）	3,585				
令和7年度の 主な取り組み等	他の支援サービスの提供も含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の実務者会議で総合的に判断して実施した。 なお、助産師による訪問に至らなかった対象者についても、保健師による訪問等で支援を行った。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【10-2】養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業や、関係機関との連携等により、継続支援が必要な新生児・乳児及び妊産婦を把握し、訪問を実施します。疾病予防及び疾病の早期発見、療育指導等を行うとともに、家庭環境に応じた適切な保健指導を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,387人	2,412人	2,438人	2,464人	2,487人
確保方策	実施体制：保健センター保健師、訪問指導員、子育て支援訪問員による家庭訪問 実施機関：各区保健センター				
実績	1,688人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）					
決算額（千円）					
令和7年度の 主な取り組み等	継続支援が必要な新生児・乳児及び妊産婦を訪問し、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

※予算額、決算額は、乳児家庭全戸訪問事業に含まれます。

【10-3】子育て世帯訪問支援事業（養育支援ヘルパー事業）

本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象に、当該家庭に過重な負担がかかる前の段階において家事や育児を行うヘルパーの継続的な訪問による支援を実施することにより、当該家庭における児童の安定した養育をはかります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,762人日	4,066人日	4,400人日	4,766人日	5,169人日
確保方策	実施体制：養育支援ヘルパー（事業受託者）による家庭訪問 実施機関：各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				
実績	2,012人日				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	15,082				
決算額（千円）	9,685				
令和7年度の 主な取り組み等	他の支援サービスの提供も含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の実務者会議で総合的に判断して実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【10-4】親子関係形成支援事業（児童虐待発生予防等のための保護者支援事業）

子どもとの関わり方や子育てに悩み不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施することにより、健全な親子関係の形成をはかります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	176人	176人	176人	176人	176人
確保方策	実施体制：トレーナー（事業受託者）によるペアレントトレーニング 実施機関：各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				
実績	103人				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	8,871				
決算額（千円）	6,433				
令和7年度の 主な取り組み等	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対してペアレントトレーニングを提供した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【11】地域子育て支援拠点事業
（子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）

家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援拠点を各中学校区に設置することにより、子育ての不安感、負担感を緩和するとともに、地域の子育て力の向上をはかります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,042人日	39,492人日	40,255人日	40,645人日	41,040人日
確保方策	127か所	127か所	127か所	127か所	127か所
実績	129か所				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	1,904,357	0	0	0	0
決算額（千円）	1,807,505	0	0	0	0
令和7年度の主な取り組み等	子育て支援拠点、子育て応援拠点、地域子育て支援センターの運営により、子育ての不安感、負担感の緩和とともに地域の子育て力の向上に努めた				

【12-1】幼稚園における預かり保育事業
（幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における預かり保育拡充事業、私立幼稚園での子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン）

少子化や都市化による遊び仲間や遊び場の減少、地域の人々との交流の機会の減少等、家庭教育環境の変化に対応するとともに、家庭での子育ての不安を解消するため、幼稚園で預かり保育を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	450,386人日	437,357人日	425,478人日	427,498人日	433,038人日
確保方策	450,386人日	437,357人日	425,478人日	427,498人日	433,038人日
実績	502,574人日	0人日	0人日	0人日	0人日
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	318,506	0	0	0	0
決算額（千円）	300,233	0	0	0	0
令和7年度の主な取り組み等	市立幼稚園においては、平成26年度より全園で通常の教育時間終了後に預かり保育を実施。また、令和2年度より全園で長期休業中の預かり保育を実施。令和5年度からは2園で午前7時30分から午後18時30分まで預かり保育時間を拡充。 私立幼稚園においては、希望する全園に対し、預かり保育授業料などの補助を実施。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【12-2】一時預かり事業
（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業）

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所その他の場所において児童を一時的に預かる事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	109,425人日	110,848人日	113,133人日	114,342人日	115,510人日
確保方策	計画期間内に115,510人日を確保				
実績	117,802人日	0人日	0人日	0人日	0人日
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	796,501	0	0	0	0
決算額（千円）	778,982	0	0	0	0
令和7年度の主な取り組み等	各事業の実施により、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減をはかった				

【13】病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）

病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども（生後６か月から小学生まで）を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	92,779人日	92,739人日	92,725人日	92,762人日	92,821人日
確保方策	計画期間内に92,821人日を確保				
実績	76,189人日				
進捗状況※	☆☆				
予算額（千円）	528,407				
決算額（千円）	446,226				
令和7年度の主な取り組み等	小牧市、みよし市、豊明市、東海市、知多市と相互利用を開始。				

※進捗状況については、「令和11年度の量の見込み」から「令和6年度末の実績」の差を5年で除した値（2,696人日／年）を基準として判断

【14】妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減をはかるため、妊婦健康診査を本市が委託した医療機関等で受ける場合に、その費用を公費負担します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	214,810回	217,030回	219,350回	221,760回	223,780回
確保方策	実施体制：①妊娠初期～妊娠23週　4週間に1回 ②妊娠24週～35週　2週間に1回 ③妊娠36週～分娩　1週間に1回 ④多胎妊婦のみ、14回受診後に5回分追加 実施機関：本市が指定する医療機関等				
実績	195,303回				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	1,626,687				
決算額（千円）	1,621,646				
令和7年度の主な取り組み等	妊娠届出数の減少や、流産・死産等により全14回の健診を受けることがない妊婦が生じるため、量の見込みと実績に差が出ている。 妊娠届出時に、妊婦健診の確実な受診について勧奨している。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【15】産後ケア事業

退院直後の母子に対して、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるように支援します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,263人日	4,307人日	4,354人日	4,401人日	4,441人日
確保方策	実施体制：医療機関等への宿泊・通所または助産師による家庭訪問 実施機関：本市が指定する医療機関等				
実績	6,615人日				
進捗状況	☆☆☆				
予算額（千円）	130,537				
決算額（千円）	130,535				
令和7年度の主な取り組み等	令和7年10月より対象者を出産後１年以内の産後ケアを必要とする全ての方とし、より多くの方へ支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

○計画全体のアウトカム指標

名古屋市総合計画における成果指標「子育てしやすいまちだと思う市民の割合」
（「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答したもの）

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
アンケート結果	81.1%				

参考：前計画期間におけるアンケート結果

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アンケート結果	80.7%	81.3%	80.2%	76.8%	79.5%

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 5

＜報告 1＞

教育・保育部会の開催状況について

教育・保育部会の開催状況について

1　所掌事務

〇幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議に関すること

〇支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること

〇保育提供体制の確保のための実施計画等に関すること。

〇その他教育・保育に関する施策・事業に関すること

2　部会委員の構成（令和 8 年度）

（令和 8 年 8 月 24 日時点）

氏　名	所属団体等
◎ 上田　敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
小野田　誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤　公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
園田　理	名古屋市教育委員会
竹内　洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本　洋治	日本福祉大学　経済学部
藤岡　省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷　奈津子	愛知県弁護士会

◎：部会長　　（敬称略・五十音順）

3　開催経過

開催日	内　　容
令和 8 年 8 月 24 日 (令和 8 年度 第 1 回)	＜議題＞ 〇就学前教育・保育施設整備交付金協議における優先順位の基準改正について 〇認定こども園の認可・認定及び特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 〇令和 8 年 10 月における利用定員の設定について(乳児等通園支援事業) ＜その他＞ 〇名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針について

4　開催期間中の審議事項等

（1） 就学前教育・保育施設整備交付金協議における優先順位の基準改正について

「就学前教育・保育施設設備交付金」を受けるにあたり、自治体ごとの課題を踏まえた優先順位を付した上で国と協議を行うこととなっており、令和 8 年度国庫協議に向けた本市における優先順位基準表の改正案について、意見聴取を行った。

（2） 認定こども園の認可・認定及び特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

令和 9 年 4 月に移行予定の認定こども園の認可・認定及び新たに利用定員を設定する教育・保育施設について、意見聴取を行った。

（3） 令和 8 年 10 月における利用定員の設定について(乳児等通園支援事業)

令和 8 年 10 月より乳児等通園支援事業の新たな利用定員の設定を予定する施設について、意見聴取を行った。

（4） 名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針について

名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針の概要について、報告を行った。

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 6

＜報告 2＞

名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針について

「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」の策定について

１　計画策定の趣旨

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動向を踏まえ、本市における公立保育所が果たすべき役割と今後の方向性を示すことを目的として、「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定しました。

２　方針期間

令和 9(2027)年度～令和 18(2036)年度の 10 年間

３　方針内容

別添のとおり

４　閲覧・配布場所

・市民情報センター

・各区役所情報コーナー・支所

・市公式ウェブサイト

など

５　方針（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

（１）実施期間　令和 8 年 6 月 11 日（木）～7 月 10 日（金）

（２）意見提出　146 人（ロゴフォーム 123 人、電子メール 10 人、郵送 8 人、ファクス 5 人）／287 件

※市公式ウェブサイト等で閲覧可能

Ⅳ 公立保育所の再編

◆再編の方向性

・認定こども園の整備や、すべての子どもが安心して利用できるインクルーシブ教育・保育の取組を進めていきます。
・将来の保育ニーズの変化を見据え、一部の公立保育所の再編を進めます。
・教育委員会との連携・協働により、市立幼稚園との統合等を行い、公立幼保連携型認定こども園を新設します。
・公立幼保連携型認定こども園の整備により、0歳児から小学校就学前まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を提供します。
・公立施設間での人材交流により、人材育成・資質向上を進め、市全体の幼児教育・保育の質の向上につなげます。

市立幼稚園との統合による
「公立幼保連携型認定こども園（基幹園）」
への移行と、一部公立保育所の再編をします。

・幼保連携型認定こども園への移行 ▶ 6園
・存続する公立保育所 ▶ 62園程度
・移管・統合する公立保育所 ▶ 10園程度

区名	保育所	幼稚園
千種	内山	ー
東	砂田橋	大幸
北	北	おりべ
中川	富田第二	春田
守山	守山	二城
緑	大高	大高

基本方針の位置づけ・計画期間・運用

◆位置づけ

本方針は、今後の公立保育所のあり方について、その基本的な方向性を示すものとして定めます。また、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」と整合性を図っていくとともに、「第2期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」と密に連携し、運用していきます。

◆基本方針の運用及び検証

・今後の就学前児童数の減少や幼児教育・保育ニーズ、社会状況の変化を踏まえ、本方針については、実施期間中おおむね5年を目安に検証し、必要に応じて見直しを行います。
・公立幼保連携型認定こども園については、あり方懇談会で示された意見を踏まえ、基幹園としての整備の進め方や移行による効果・課題を検証し、今後の更なる公立保育所と市立幼稚園の統合や公立保育所からの移行を検討します。
・その他の公立保育所については、将来の保育ニーズや社会状況の変化を踏まえ、支援が必要な子どもや家庭を支える役割を大切にしながら、必要に応じた再編を行い、持続可能な公立施設のあり方を検討していきます。

◆計画期間

令和9年度から令和18年度まで（10年間）

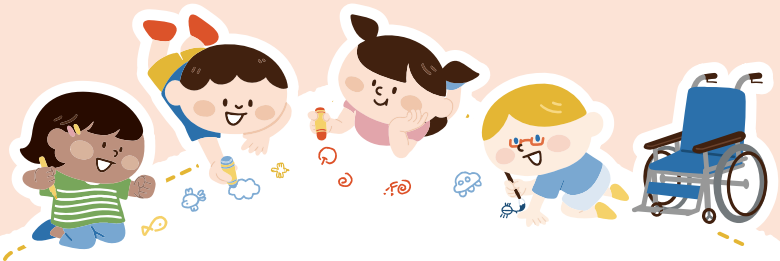

名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針

概要版

名古屋市では、これまで保育の受け皿づくりを
進めてきましたが、今後は教育・保育の質の向上へと
転換していくことが求められています。
そのため、公立保育所の役割を見直し、
機能の充実・強化を図っていきます。

令　和　8　年　8　月
名古屋市子ども青少年局

Ⅰ 幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

◆社会環境の変化等

・国の「保育政策の新たな方向性」に基づき、これまでの「量の拡大」から「質の向上」へと取り組みの重点を移しています。
・国において、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の3要領・指針で「幼児期において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られました。
・幼児期からの質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながるため、幼児教育の重要性は一層高まっています。
・医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加や幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続等新たなニーズへの対応が必要です。
・行財政改革の推進や施設の老朽化への対応等の課題に対して、子どもにとって望ましい教育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

◆公立保育所の現状・課題

・公立保育所では、民間移管や統廃合による集約化を進めるとともに、エリア支援保育所としての機能強化や待機児童対策、未就園児への支援など、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応しています。
・施設の老朽化や災害への備え、市立幼稚園との役割の整理などについて、今後も検討を進めていく必要があります。

Ⅱ 公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

◆公立幼児教育・保育施設に求められていること

・本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確化します。
・待機児童対策のための受入量の確保から質の向上へ転換します。
・公立保育所と市立幼稚園が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制を構築します。
・多様化する幼児教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設を整備していきます

Ⅲ 基本方針における展開

◆公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

《趣旨》
・「エリア支援保育所」の支援体制や活動地域を見直し、新たに「基幹園」として再構築します。
・基幹園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「幼保連携型認定こども園」として本方針期間内に6園設置し、地域における幼児教育・保育の拠点として整備します。

《主な役割》
・地域における幼児教育・保育の質を高めるとともに、子育て家庭への支援を充実させます。
・インクルーシブ教育・保育の実践研究園とし、すべての子どもが健やかに育つことができる環境を整えます。
・医療的ケアが必要な子どもの受入拠点として、安心して過ごせるバリアフリー環境を整備します。
・定期的な預かり事業の本格実施を検討するとともに、子育てに不安や負担を抱える保護者の方へ訪問などによる支援を行います。

◆インクルーシブ教育・保育の実践・研究

《趣旨》
障害や発達、文化の違いに配慮し、すべての子どもが安心して利用できる教育・保育を進めます。基幹園を中心に受入体制や環境を整え、専門機関と連携しながら、取組を地域全体に広げていきます。

《取組内容》
・子どもの発達や文化の違いに配慮した保育が行えるよう、職員体制の充実と専門機関との連携を進めます。
・医療的ケアが必要な子どもも安心して利用できるよう、基幹園を拠点とした受入体制とバリアフリー環境の整備を進めます。
・集団保育と個別支援を一体的に提供するモデルを構築し、インクルーシブ教育・保育の実践を進め、その成果を研修等に生かすことで、民間保育所等における障害児の受入を促進します。

◆幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

《趣旨》
「幼児教育支援室」の機能強化を図り、本市の幼児教育・保育の質の向上を図る拠点として「幼児教育・保育支援センター（仮称）」を設置し、すべての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

《取組内容》
・名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定
・地域への支援
・人材育成
・調査研究
・幼保小連携・接続の促進
・情報発信

◆名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

《趣旨》
子どもの育ちを支える質の高い幼児教育・保育を提供するため、横の連携と縦の接続を両輪として、国の3要領・指針等の動向を踏まえ、本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確にし、質の向上に向けた基本的な考え方を示します。

指針は、幼児教育・保育支援センター（仮称）が中心となり、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

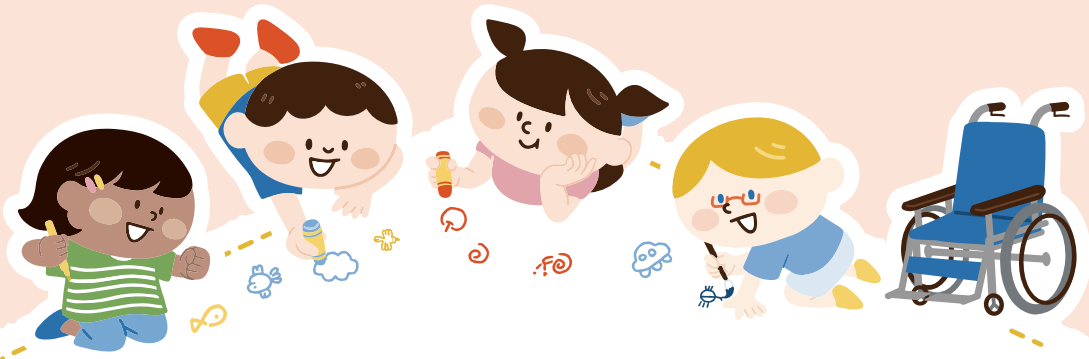

名古屋市
公立保育所の
あり方に関する
基本方針

令　和　８　年　８　月
名古屋市子ども青少年局

目　　次

はじめに　・・・1

Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取組
1　幼児教育・保育を取り巻く現状と課題　・・・3
2　公立保育所のこれまでの取組　・・・10

Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方
1　本市の目指す幼児教育・保育の方向性　・・・18
2　公立幼児教育・保育施設に求められていること　・・・18
3　公立保育所の今後の役割　・・・20

Ⅲ　基本方針における展開
1　公立保育所における展開　・・・22
2　幼児教育・保育の質の向上における展開　・・・25

Ⅳ　公立保育所等の再編及び今後の施設整備等
1　公立保育所等の再編手法　・・・28
2　公立幼保連携型認定こども園への移行　・・・29
3　今後の施設整備　・・・32
4　方針の運用とその検証　・・・32

参考
1　名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会について　・・・33
2　保護者アンケート　・・・34

はじめに

方針の策定にあたって

(1) 方針策定の趣旨

本市では、平成 20 年４月に施行した「なごや子ども条例」を、令和２年４月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な幼児教育・保育の提供等に取り組んできました。

近年、就学前児童数が減少し続ける中でも、保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていましたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和７年には横ばいとなっており、施策の重点を幼児教育・保育の「質の向上」にシフトしていくことが求められています。

幼児教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼児教育・保育施設に求められる各々の役割も重なりつつある中、今後、子どもたちにどのような幼児教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった従来の枠組みに単純にとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければなりません。

これまで平成 19 年度に「名古屋市保育施策のあり方指針」を公表し、本市の厳しい財政状況の中で、保育施策や地域の子育て支援の拡充、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、改築等にあわせて社会福祉法人による民間移管や統廃合を検討することとしました。

その後、平成 21 年度に公表した「名古屋市公立保育所整備計画」以降、公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78 園まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図ることによって、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組んでいくこととしており、令和９年度に集約化は完了する予定です。

集約化の完了が見据えられる中、今後、多様な幼児教育・保育ニーズに的確に対応し、幼児教育・保育の更なる「質の向上」を図るとともに、今日的な課題である「幼保小連携・接続の推進」等を進めるためには、公民が両輪となって取り組むことが重要です。

そのためには、これまで果たしてきた公立の役割を振り返り、公立施設が更にどのような役割を果たすべきか今一度検討する必要があり、地域全体の保育所等の配置バランスを踏まえながら、多様な保育・子育てニーズに対応していくため、公立保育所のあり方に関する基本的な考え方を方針としてまとめるものです。

(2) 策定過程

幼稚園・保育所・認定こども園との役割の重なりが進む中で、公立保育所や市立幼稚園それぞれでの対応が難しくなり、連携・協働体制の強化が求められています。このような状況を踏まえ、子ども青少年局と教育委員会では、公立保育所と市立幼稚園の今後

の方向性や役割等について検討するため、それぞれ懇談会を開催しました。懇談会の最終回は合同で開催し、公立の幼児教育・保育施設全体の今後のあり方について意見交換を行いました。

これらの議論を踏まえ、公立の幼児教育・保育施設の今後のあり方について、両局が連携してそれぞれ「名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針」と「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を取りまとめることとしました。

(3) 方針の位置づけ

本方針はなごや子どもの権利条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029～名古屋市子どもに関する総合計画」を実施するための方針である「名古屋市教育・保育施策の実施方針」と整合性を図っていくとともに、名古屋市立幼稚園の「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」と密に連携し、運用していくための方針とします。

(4) 方針期間

令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。

Ⅰ　幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取組

1 幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

(1) 幼児教育・保育を取り巻く現状と課題

ア 社会環境の変化

近年の社会環境を見ると、少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少等により、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきました。また、保育所の利用ニーズの高まりとともに、全国的に待機児童が増加するとともに、発達障害に対する認知も高まってきました。こうした子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要性が高まってきたことから、子どもの年齢や保護者の就労状況等に応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年４月に施行されました。

子ども・子育て支援新制度が施行された以降は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付、地域子ども・子育て支援事業の創設等、多様な保育・子育てニーズに対応できるよう市町村が実施主体となってニーズに基づいた給付や事業を実施してきました。そのような中で、「誰一人取り残さない」ＳＤＧｓの推進や多文化共生の推進が広がり、また、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた「架け橋期」の充実等、新たなニーズに対応する必要性が顕在化してきました。

乳幼児期は、遊びを中心とした多様な体験を通して、心身の調和のとれた発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、乳幼児期から質の高い教育・保育を充実させることは、子どもの望ましい発達やその後の学びにつながることが国の調査や研究においても示されており、幼児教育の重要性は一層高まっています。

また、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害への関心が高まってきています。

イ 国の動向

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度を施行し、「施設型給付」や「地域型保育事業」といった新たな給付の仕組みを作り、また、幼保連携型認定こども園の普及促進を行うことで、待機児童を発生させないための受入量の拡大を図ってきました。

平成 29 年には、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」のいわゆる「３要領・指針」の整合性が図られ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）が共通で示されたことにより、子どもの資質・能力が将来にわたり一貫して育まれるよう幼児教育・保育施設での幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが重要な課題として位置づけられ、現在に

至っています。

令和５年度には、深刻化する少子化や児童虐待の増加、子どもの貧困・低い自己肯定感など多様な課題に、縦割り行政では対応しきれないという問題を解消するため、子ども政策を一元化する司令塔として「こども家庭庁」が設立されました。

少子化が進む中で、単に施設を増やすだけの政策ではなく、こどもまんなか社会の実現に向けて３つの柱（「量の拡大から質の確保・向上へ」、「すべてのこどもの育ちと家庭支援の強化」、「保育人材の確保・業務改善（テクノロジー活用）」）に政策の軸を転換し、国・自治体・保育所等の関係者が方向性を共有し、連携して政策を推進することが重視された「保育政策の新たな方向性」を取りまとめました。この方向性の中では、職員配置基準の改善や虐待・事故対策強化、こども誰でも通園制度、障害児や医療的ケア児の受入れ強化、保育人材の処遇改善等が盛り込まれています。

また、障害者差別解消法の施行・改正や医療的ケア児支援法の施行等により、保育所の利用ニーズも変化してきます。

（参考）保育政策の新たな方向性

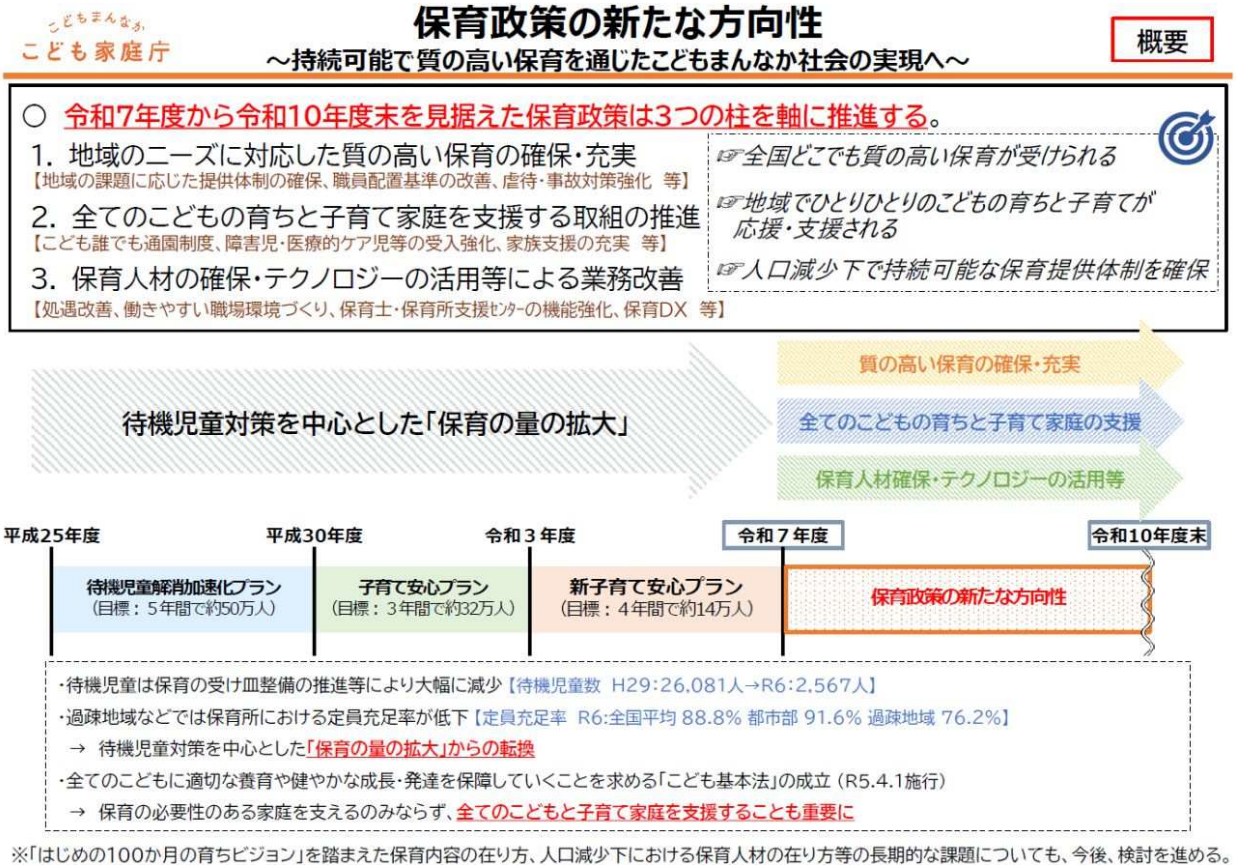

令和６年 12 月 20 日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡
「保育政策の新たな方向性」について　より抜粋

ウ 本市の動き

本市において、平成 23 年、24 年には、待機児童が 1,000 人を超えて全国ワーストの状況にあり、保育を必要とする子どもに十分な保育の場の提供ができない状況でした。そのため、これまで保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な幼児教育・保育の提供等に取り組み、その結果、平成 26 年からは、令和８年４月１日現在で 13 年連続して、国基準として示されている待機児童ゼロを達成しています。

平成 20 年には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すために「なごや子ども条例」を制定し、また、令和２年には、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えること等を明確に表すため、「なごや子どもの権利条例」へと改正し、子どもの権利を保障してきました。

令和５年９月に、ゆるやかな協調性の中で自律して学び続ける子どもの姿を目指し、全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、名古屋市の学びの基本的な考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」を策定しました。

保育現場に目を向けると、待機児童対策によって施設数を増加させていく一方で、施設で働く保育士の確保が課題となり、様々な保育士確保対策を実施してきました。

令和７年４月には、幼稚園に係る私学助成の事務を教育委員会から子ども青少年局に移管し、幼児教育・保育を一体的に推進する組織体制を構築することで幼保一元化を推進しています。また、令和８年３月には、これまでの子ども・子育てを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえつつ、本市における教育・保育施策の実施方針を策定しました。

近年の幼児教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前児童数が減少し続ける中でも、女性就業率は上昇傾向にあり、共働き世帯の割合は増加していることから保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていましたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和７年には横ばいとなり、地域によっては、保育所等の定員充足率が低下する状況にあります。

幼稚園に求められる役割は、保育所等の役割と重なりつつあることから、幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預かり保育事業の実施が増えてきています。また、保護者の働き方の多様化により、休日保育事業のニーズや、育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とした産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業のニーズが高まるとともに、障害のある子どもや医療的ケア児（医療的ケアが必要な子ども）、外国にルーツをもつ子どもといった、配慮を必要とする子どもの増加など、多様な幼児教育・保育ニーズへの対応も引き続き求められています。

一方で、行財政改革の推進や施設の老朽化への対応といった課題もあり、子どもにとって望ましい教育・保育環境を維持しながら、持続可能な幼児教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

就学前児童数

（単位：人）

区分	就学前児童数	前年差
平成27年度	116,795	63
平成28年度	117,083	288
平成29年度	116,380	△ 703
平成30年度	115,905	△ 475
令和元年度	114,533	△ 1,372
令和2年度	112,758	△ 1,775
令和3年度	109,929	△ 2,829
令和4年度	106,927	△ 3,002
令和5年度	103,425	△ 3,502
令和6年度	99,856	△ 3,569
令和7年度	96,189	△ 3,667
令和8年度	93,228	△ 2,961

※教育委員会事務局調査「名古屋市の幼児人口」（各年度４月１日現在）より

保育所等利用申込者数（２・３号利用）の推移

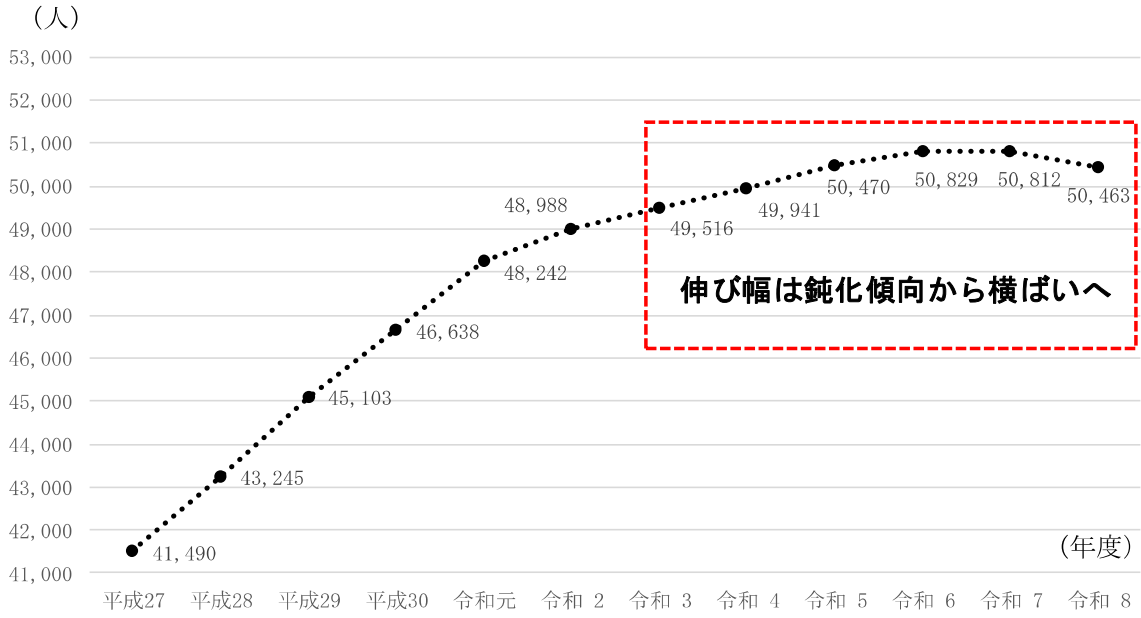

※各年度４月１日現在

利用児童数

・幼稚園（園児数）、認定こども園（１号利用子ども）　（単位：人）

区分	国立・公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園 （1号利用）	合計
平成27年度	2,286	27,626	650	30,562
平成28年度	2,229	26,882	1,014	30,125
平成29年度	2,224	25,842	1,290	29,356
平成30年度	2,176	24,604	1,645	28,425
令和元年度	2,121	23,226	2,163	27,510
令和2年度	1,900	22,602	2,323	26,825
令和3年度	1,685	21,292	2,611	25,588
令和4年度	1,511	19,613	2,611	23,735
令和5年度	1,463	17,720	2,678	21,861
令和6年度	1,339	15,837	2,627	19,803
令和7年度	1,289	13,661	3,067	18,017
令和8年度	1,195	11,866	3,408	16,469

※各年度５月１日現在

・保育所等（２・３号利用子ども）　（単位：人）

区分	公立			民間			民間（地域型）			合計		
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計
平成27年度	3,761	7,506	11,267	11,637	17,092	28,729	948		948	16,346	24,598	40,944
平成28年度	3,613	7,242	10,855	12,510	17,978	30,488	1,317		1,317	17,440	25,220	42,660
平成29年度	3,536	7,004	10,540	13,330	18,815	32,145	1,703		1,703	18,569	25,819	44,388
平成30年度	3,379	6,727	10,106	13,991	19,776	33,767	1,932		1,932	19,302	26,503	45,805
令和元年度	3,310	6,572	9,882	14,573	20,715	35,288	2,143		2,143	20,026	27,287	47,313
令和2年度	3,158	6,342	9,500	14,976	21,512	36,488	2,118		2,118	20,252	27,854	48,106
令和3年度	2,920	5,988	8,908	15,177	22,439	37,616	2,233		2,233	20,330	28,427	48,757
令和4年度	2,716	5,688	8,404	15,497	23,119	38,616	2,154		2,154	20,367	28,807	49,174
令和5年度	2,613	5,412	8,025	15,804	23,637	39,441	2,132		2,132	20,549	29,049	49,598
令和6年度	2,456	5,140	7,596	15,981	23,935	39,916	2,196		2,196	20,633	29,075	49,708
令和7年度	2,343	4,981	7,324	16,009	24,198	40,207	2,183		2,183	20,535	29,179	49,714
令和8年度	2,273	4,794	7,067	16,079	24,194	40,273	2,119		2,119	20,471	28,988	49,459

※１　各年度４月１日現在

※２　事業所内保育事業の従業員枠及び市外施設を利用する子どもを除く。

障害児受け入れ人数の推移

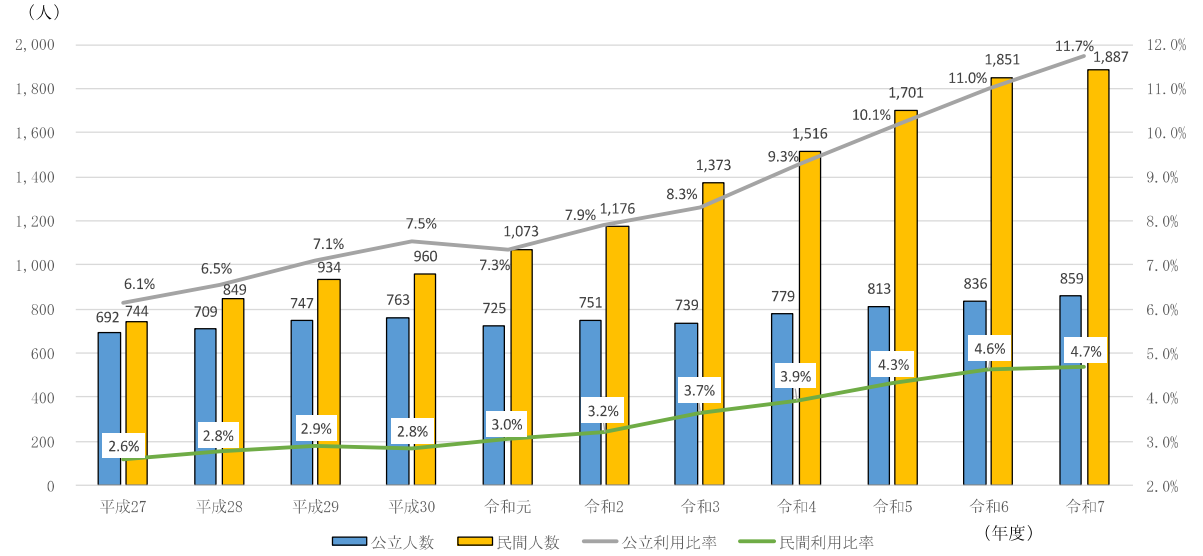

※各年度３月１日現在

医療的ケア児受け入れ人数の推移

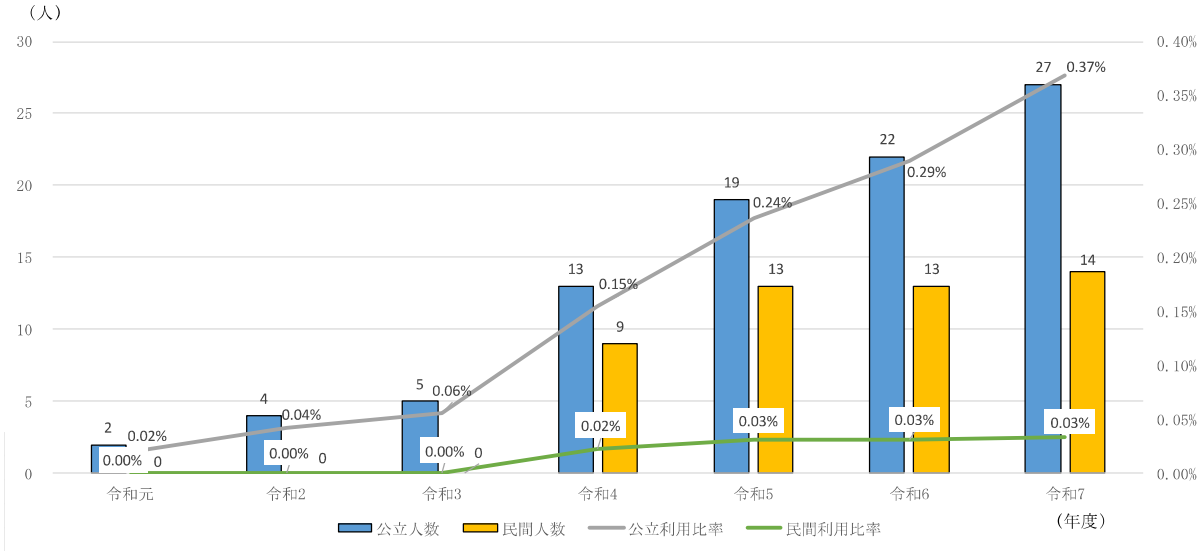

※各年度３月１日現在

施設類型別の施設数の推移

			平成27年度	令和8年度
保育所・認定こども園			283	568
	公立保育所		115	81 ※2
	民間保育所		138	359
	認定こども園		30	128
		幼保連携型	20	96
		保育所型	10	23
		幼稚園型	0	9
地域型保育事業			111	209
	家庭的保育事業		24	17
	小規模保育事業		86	174
	事業所内保育事業		1	10
	居宅訪問型保育事業		0	8
幼稚園			176	136
	公立幼稚園（市立）		23	20
	公立幼稚園（国立）		1	1
	施設型給付幼稚園		3	62
	私学助成幼稚園		149	53
計			570	913

※１　各年度４月１日現在

※２　令和９年４月に 78 園へ集約予定

２ 公立保育所のこれまでの取組

(1) これまでの経過

ア 公立保育所の概要

（ア）概要（令和９年４月１日予定）

区　分	概　要
園　数	78 園 【区別内訳】 千種６園、東２園、北７園、西４園、中村４園、中２園、昭和２園、瑞穂３園、熱田３園、中川６園、港８園、南４園、守山６園、緑９園、名東７園、天白５園
土　地	市有地／単独園舎　47 園、市有地／合築園舎　15 園、 借地等　16 園
築年数	10 年未満１園、10 年～20 年未満２園、 20 年～30 年未満１園、30 年～40 年未満５園、 40 年～50 年未満 31 園、50 年以上 38 園

（イ）利用定員・利用児童数・定員充足率（各年度４月１日現在）

区　分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
全体	利用定員	8,802 人	8,532 人	8,212 人	8,137 人	7,907 人
	利用児童数	8,404 人	8,025 人	7,596 人	7,324 人	7,067 人
	定員充足率	95.5%	94.1%	92.5%	90.0%	89.4%
	定員充足率 (翌年3月1日現在)	99.4%	97.2%	95.4%	93.5%	―
３歳未満児再掲	利用定員	2,272 人	2,212 人	2,152 人	2,132 人	2,092 人
	利用児童数	2,716 人	2,613 人	2,456 人	2,343 人	2,273 人
	定員充足率	119.5%	118.1%	114.1%	109.9%	108.7%
	定員充足率 (翌年3月1日現在)	132.3%	127.3%	124.4%	121.2%	―

（ウ）施設数の推移

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
124 園	123 園	121 園	120 園	119 園	118 園
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
115 園	111 園	108 園	103 園	101 園	99 園
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
95 園	90 園	87 園	84 園	83 園	81 園
令和 9 年度					
78 園					

※令和 9 年度は予定

（エ）実施事業（令和８年４月１日現在）

区　分	園　数
エリア支援保育所事業	67 園 （サポート園：26 園、一般園：41 園）
延長保育事業	67 園
一時保育事業	4 園
リフレッシュ預かり保育事業	77 園
未就園児の定期的な預かりモデル事業	2 園
休日保育事業	3 園
産休あけ・育休あけ 保育所等入所予約事業	7 園
地域子育て支援センター事業	18 園
定員超過入所（3 歳未満児）	51 園
定員超過入所（3 歳児）	21 園

イ 公立保育所における近年の経緯

近年の経緯

年　度	事　項
平成 19 年度	**名古屋市保育施策のあり方指針（平成 19 年 10 月）**
	○区よりも狭い地域としてエリアという考え方を導入 ・概ね１～２中学校区、就学前児童数 1,000 人～2,000 人程度を１つのエリアとする。 ○各エリアには、保育所間や関係機関との連絡調整等において中心的役割を果たすセンター保育所があることが望ましい。 ○厳しい財政状況の中で、保育施策や地域の子育て支援の拡充、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、改築等にあわせて社会福祉法人による民間移管や統廃合を検討する。

年　度	事　項
平成21年度	**名古屋市公立保育所整備計画（平成21年９月）**
	○原則として、エリアごとに一つの保育所をセンター保育所として配置 ○センター保育所は、保育の質の向上や地域の子育て支援の推進を図るため、エリア内の保育所や関係機関と連携し、情報交流や調整の役割を果たす。 ○全市で78のエリアを設定 ○民間移管に関しては、平成28年度までに20園着手するが、特定の地域に偏らないようにする。
平成24年度	**所管事務調査（平成24年10月26日）** **「公立保育所のあり方と民間移管の推進について」**
	○今後の公立保育所は、「エリア支援保育所」（「センター保育所」から改称）として位置づけ、78エリア各１園に集約化を図るとともに、それに伴う体制強化を進める。 ○公立保育所の集約化に伴う体制強化と名古屋市アセットマネジメント基本方針等を踏まえた施設のリニューアルを進める。 ○エリア支援保育所としての公立保育所の役割 ・スタンダードな保育の提供 ・セーフティネットとしての対応 ・関係機関とのネットワーク作り
平成26年度	**所管事務調査（平成26年12月26日）** **「エリア支援保育所のあり方について」**
	○エリア支援保育所の趣旨・方向性は「保育の質の向上」と「地域の子育て家庭への支援」と定義 ○２～４のエリアからなる「ユニット」の設定 ・企画調整を担うサポート園と一般園によるユニット内で連携・協力を行う。
令和9年度（予定）	○公立保育所の集約が完了し、78園を運営する。

(2) エリア支援保育所事業

ア 事業の経緯

平成19年に策定した「名古屋市保育施策のあり方指針」において、公立・民間保育所がともに、一定の地域の子育て支援に責任を持ち、様々な保育ニーズに適切かつ迅速に対応し、更に、地域の子育て支援機能の強化を図っていくこととしました。更に、平成21年度に策定した「名古屋市公立保育所整備計画」及び平成24年度に実施した所管事務調査に基づき、区よりも狭い、概ね１～２中学校区を一つの

単位として、78 のエリアを設定し、そのエリア毎によりきめ細やかな地域のニーズに対応していくため、公立保育所を社会福祉法人へ移管を進めながら 78 園まで集約化し、行政の機関として、公的機関や施設とも連携がとりやすい利点を活かして関係機関同士をつなぎ、お互いに情報共有を図りながら地域のニーズに応えるための取り組みを企画・調整していく役割を担う「エリア支援保育所」として位置づけていくこととしました。

当事業は、地域の民間保育所等と協力して研修や交流会を開催し、お互いの保育のスキルを伝え学び合うことで、地域全体の保育の質の向上を図ります。また、地域の子育て支援の場に出向いて子育てに関する相談に応じるなど、様々な取り組みを通じて、子育て家庭のニーズを把握し、必要な支援を行うことを目的とした子ども・子育て支援法上の「利用者支援事業」を行っています。

イ 事業内容

（ア）具体的な取り組み内容

a 保育の質の向上：研修等

保育の質の向上を図るため、民間保育所等の職員との研修や交流等を開催することで、互いに保育のスキル・ノウハウを伝え、学び合う取り組みを実施しています。

b 保育の質の向上：個別支援

小規模保育事業所など民間の保育事業所にエリア支援保育所の職員が訪問することや、事業者からの電話や来所によって、保育の実施（保育環境の設定や年齢に応じた保育の仕方等）に関する相談対応や助言等を実施しています。

c 地域の子育て家庭への支援：職員派遣

地域の子育てサロンなどの様々な子育て支援の場に出向き、子育てに関する相談対応、助言を実施するほか、地域からの要請に応じて、主任児童委員等が実施する赤ちゃん訪問事業に同行し、保育士等の専門性を生かした適切な助言等（年齢別の発達の見通しや集団生活をすることでの子どもの変化等）を実施しています。

d 地域の子育て家庭への支援：地域連携

区役所、保健センター、療育機関等、子育て家庭の支援に係る関係機関と連携し、利用者を適切な支援につなぐことにより、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう努めています。また、子育て支援に関する会議（区利用者支援事業者連絡会、区子育て支援ネットワーク会議等）へ出席するなど、関係機関が一体となって地域の子育て家庭を支援していく重層的な支援体制づくりを図っています。

エリア支援保育所事業実績

年度	施設数	事業実績									
		研修等				個別支援	職員派遣等				地域連携
		研修		職員交流	保育交流	民間保育施設等相談	職員派遣		赤ちゃん訪問	子育て家庭相談	企画調整
	か所	回	人	回	回	回	回	人	回	件	回
令和4年度	47	21	338	67	6	2,201	3,221	3,774	620	4,052	670
令和5年度	53	63	1,899	92	45	2,444	4,708	5,970	303	5,438	883
令和6年度	57	86	2,315	139	63	3,001	5,947	7,371	410	6,832	1,109
令和7年度	62	95	3,005	178	61	3,126	6,517	8,412	365	6,738	825

（イ）事業実施体制

事業の企画・調整を担当するサポート園には、専任の園長補佐と保育士を配置し、保健師が未配置の園については会計年度任用職員の保健師を配置しています。また、サポート園と連携協力して事業を実施する一般園には、専任の保育士を配置しています。

サポート園の課長級の園長を中心に、企画調整を担当する園長補佐、一般園の課長補佐級の園長、保育士、保健師が協力して事業を実施しています。

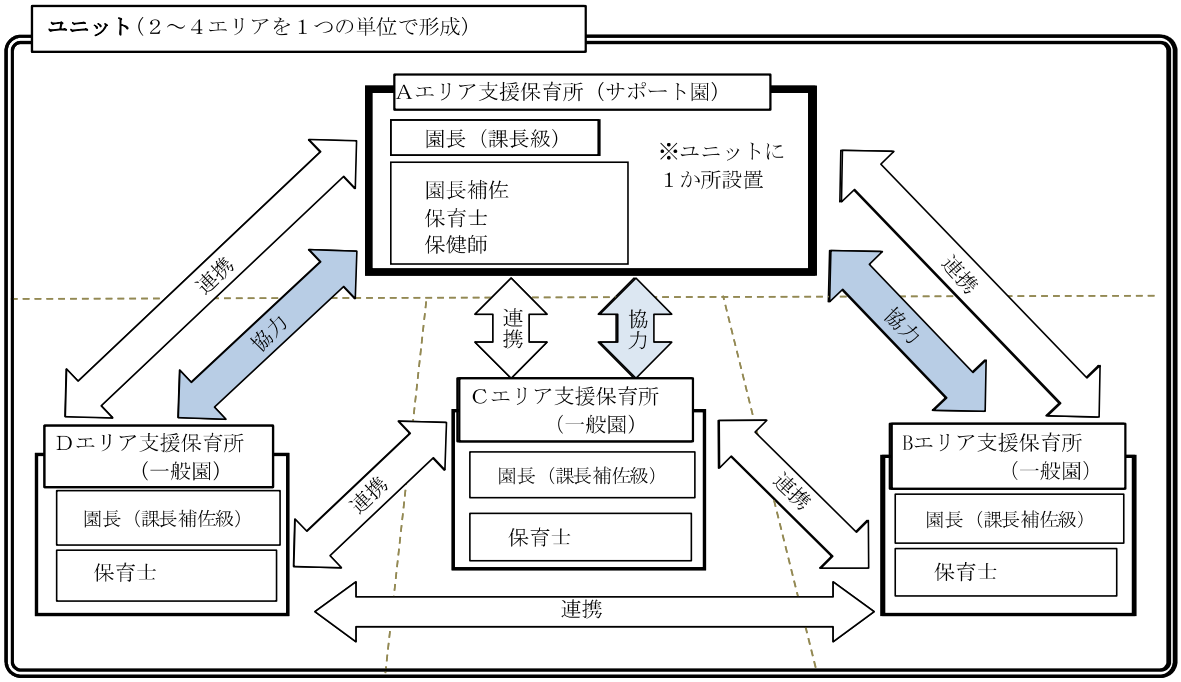

（図：エリア支援保育所事業実施イメージ）

ウ エリア支援保育所事業の効果及び課題

（ア）事業の効果

エリア支援保育所が企画する研修や職員交流を通し、参加した各民間保育所等の職員のスキルアップとその後の施設内研修で参加していない職員にも内容が共有されることにより、エリア全体の保育の質の向上につながっていると考えています。また、日頃から民間保育所等への相談支援等を通してスキル・ノウハウを伝え合う関係を構築していることから、エリア支援保育所の拡充とともに役割が理解され、一定の信頼を得られていると考えています。

また、地域の子育て家庭への支援については、学区の子育てサロンや児童館の子育て広場など、様々な子育て支援の場に積極的に出向くように努めています。こういった活動が地域の子育て家庭と顔の見える関係を構築することにつながり、子育てに関する相談に対しては、保育所職員の専門性を活かした助言を行い、適切な子育て支援につなぐ利用者支援事業の役割も果たすことにより、子育て家庭が地域で安心して子育てできる基盤づくりに努めてきました。

（イ）事業の課題

これまでエリア支援保育所事業の実施園を拡大し、地域の子育て家庭を支援していくきめ細やかな体制づくりを図ってきましたが、関係機関からは「エリア支援保育所のもつ役割や他の事業との違いが分かりにくい」「どのように連携していけばいいか分からない」との指摘を受けています。

また、本事業を行う上で、２～４つのエリアから構成されるユニット、エリア、企画調整を行うサポート園、エリア支援保育士を配置する一般園と事業独自の制度を整えてきたことで、地域に根付いたきめ細やかな支援を提供することができた一方で、事業の仕組みが複層的となり、地域の関係機関にとって分かりにくい体制となっているという課題も生じています。特に、対外調整や企画調整はサポート園が中心となって行うため、区役所等の関係機関とのつながりはサポート園のみに限定されるなど地域の関係機関とのつながりを本事業において作っていくことにおいては一般園の認知度や地域の関係機関の中での存在感が小さいといった実情があります。

このため、今後は、エリア支援保育所事業における中核的な役割や対外調整機能を担うサポート園を整理・集約し、地域の関係機関にとって分かりやすく、連携しやすい体制へと再構築していくことが必要であると考えています。

(3) 公立保育所の社会福祉法人への移管

公立保育所については、本市の厳しい財政状況の中で、行財政改革の推進や老朽化への対応を図るため、社会福祉法人への移管を進めています。

移管により、社会福祉法人の柔軟性や効率性を活かし、保育サービスを充実させることができ、民間保育所の運営や老朽化した施設の改築には市費負担を抑えることが

可能となります。その一方で、保育所名が変更され、職員の入れ替わりがあります。

移管にあたっては、６年前に公表し、保護者説明会や個人懇談、アンケートを通じて、保護者の理解と不安解消に努めています。また、複数の外部有識者と保護者代表による厳正な評価に基づき、移管先となる社会福祉法人を選定し、公立保育所で行ってきた保育内容を引継げるよう、移管前年度には引継ぎ共同保育を実施するとともに、保護者代表、移管先の社会福祉法人、公立保育所の園長、市の担当者で構成する四者協議会を設置することで、移管後の円滑な運営と課題解決を図っています。

(4) 公立保育所のリニューアル改修

本市では、建物の機能と性能を維持し、良好な状態で施設の運営を行うため、日常的な点検や修繕等による適切な維持管理に努めています。また、概ね築 40 年程度を目安に、構造体の耐用年数（概ね築 80 年）まで建物を使うことを目標にリニューアル改修を行うこととしています。

公立保育所のリニューアル改修においては、子どもにとってより良い環境となるよう、設備や外壁等の改修をまとめて行うものであり、目標使用年数を見据えて現在の社会的要求水準を満たすように整備し、建物の機能と性能の向上を図ります。

なお、原則として園庭、それが困難な場合は園外に設置した仮設園舎にて保育を行いながら、必要な改修工事を行います。

(5) 公立保育所の課題

幼児教育・保育を取り巻く現状と公立保育所のこれまでの取組に鑑みると、公立保育所の課題として、次の６点があげられます。

- ○ 保育の提供に関する量から質への転換及び多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応
- ○ 地域の教育・保育施設との連携強化など今日的な課題に対応したエリア支援保育所の機能強化
- ○ 障害児の受入れ割合の増加に対する支援体制の確保
- ○ 社会的ニーズに対応した施設の老朽化対策
- ○ 大規模災害発生時など緊急時への対応
- ○ 市立幼稚園と公立幼児教育・保育施設としての役割に関する整理

(6) 市立幼稚園について（課題等）【参考】

ア 市立幼稚園のこれまでの取組

市立幼稚園では、国の幼稚園教育要領及び本市の学びの基本的な考え方である「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえた教育を行ってきました。各園において実践・研究に取り組み、その成果を研修や公開保育を通じて幼児教育・保育施設や小学校に還元することで、市全体の幼児教育の質の向上に寄与してきました。

幼児期の環境を通して行う教育と教科等の学習内容を系統的に学ぶ小学校教育

との接続を踏まえた架け橋期の教育の実践・研究を行ってきました。特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育を実践するとともに、インクルーシブ教育の実践・研究を行ってきました。

また、共働き世帯の増加等を踏まえ、全園で預かり保育を実施するとともに、一部の園では預かり時間の拡充を試行的に行う等、保護者の多様なニーズに対応する取り組みを進めてきました。更に、園舎・園庭の開放等を通じて、地域の子育て支援にも取り組んできました。

幼児教育支援室を設置し、幼児教育における今日的課題についての調査研究を実施し、作成した資料の配布やセミナーを通じた幼児教育・保育施設や小学校への周知・啓発を行うほか、すべての幼児教育・保育施設に開かれた研修、乳幼児期の子をもつ保護者に対する子育て支援事業を通じて、本市の幼児教育の質の向上を図ってきました。

イ　市立幼稚園の課題

これまでの取り組みにより、市立幼稚園は本市の幼児教育の振興に一定の役割を果たしてきましたが、課題もあります。就学前児童数の減少や保護者の就労形態の多様化など、社会環境や保護者ニーズの変化に十分対応できていない状況があります。また、在園児数が長期的に減少を続けており、再編を進めてきましたが、現状もすべての園において定員割れの状態が続いており、中には園児が集団生活の中で相互に刺激を与え合いながら育つために望ましい集団規模を確保しにくい状況の園もあります。更に、園舎は老朽化が進んでおり、多くの園で築 40 年以上が経過しています。今後、大規模改修や設備更新に要する費用の増加が見込まれる中、本市の厳しい財政状況を踏まえると、施設のあり方についても中長期的な視点で検討する必要があります。

Ⅱ　公立幼児教育・保育施設の今後のあり方

１　本市の目指す幼児教育・保育の方向性

本市は、すべての子どもが安心して育ち、将来に夢や希望を持ちながら成長できる都市の実現を目指し、子どもの育ちを社会全体で支える取組を進めてきました。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、この時期における教育・保育の質は、子ども一人ひとりのその後の学びや生活に大きな影響を与えます。

近年、幼児教育・保育を取り巻く制度や社会環境は大きく変化しており、施設の類型や所管の違いを超えて、子どもの育ちを一体的に支える視点が重視されるようになっています。本市においても、乳幼児期から学齢期までを見通した連続性のある育ちを大切にし、子ども一人ひとりが主体的に遊び、学び、他者と関わりながら成長していくことを支える幼児教育・保育を推進していく必要があります。

平成 29 年の３要領・指針の改訂（定）により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、本市においては令和５年度に「ナゴヤ学びのコンパス」を策定し、全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう本市の学びの基本的な考えを示したところです。

現在、国においては３要領・指針の改訂（定）の議論が進められており、国の動向を注視しつつ、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、本市が目指すべき子どもの育ちの実現に向けた幼児教育・保育の質の向上を図るための統一的な指針を策定する必要があります。

２　公立幼児教育・保育施設に求められていること

(1) 本市の目指す幼児教育・保育の姿を明確化

幼児教育・保育をめぐっては、全国的に、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設の類型を超え、共通の視点に立って子どもの育ちを支える取り組みが進められてきました。また、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る観点から、乳幼児期に育まれた力を次の学びにつなげていくことが重要とされています。

本市では、平成 20 年施行の「なごや子ども条例」を令和２年に「なごや子どもの権利条例」へ改正し、子どもの権利保障と健やかな育ちを社会全体で支援する理念を強化してきました。この理念のもと、保育を必要とする子どもに対して保育の場を確保するため、積極的な受け皿拡大や多様な幼児教育・保育サービスの提供に取り組んできました。

一方で、就学前児童数は減少しているにも関わらず、保育ニーズは増加し続けていましたが、その伸び幅は鈍化傾向から、令和７年には横ばいとなったことから、これまで重視してきた「量の拡大」から「質の向上」へと重点を移す必要が生じています。

市民が求める幼児教育・保育の内容は多様化し、施設に求められる役割も重なり始

めているため、従来の「教育」、「福祉」といった縦割りの枠組みを超えた対応が必要となっています。これまでの子どもを取り巻く環境変化や国の政策動向を踏まえ、幼児教育・保育に関する施策全体を統合的かつ横断的に捉えるため、「名古屋市教育・保育施策の実施方針」を定め、より質の高い幼児教育・保育の提供や、質の向上に向けた幼児教育・保育体制の整備・充実、質の向上に向けた職員確保の取組について方向性を示しました（令和８年３月）。

公立幼児教育・保育施設は、今後策定する幼児教育・保育に関する統一的な指針を日々の実践を通して具体化し、その成果を本市の他の施設へと広げていく役割を担う必要があります。

(2) 待機児童対策のための受入量の確保から幼児教育・保育の質の向上への転換

これまで本市では、共働き世帯の増加等に伴う保育ニーズの拡大に対応するため、受入体制の整備を中心とした取り組みを進めてきました。その結果、「待機児童ゼロ」が継続するなど、待機児童の解消に向けた一定の成果が得られてきました。

一方で、近年は就学前児童数の減少が進み、量的な受入ニーズの伸びは鈍化傾向から令和７年には横ばいとなっています。このような状況のもと、今後は、受入量を確保することにとどまらず、乳幼児期からの質の高い教育・保育を通じて、すべての子どもの健やかな成長を支えることがより重要となります。

公立幼児教育・保育施設には、日々の実践を通じて幼児教育・保育の質を高めるとともに、その成果や知見を市全体に広げていく役割が期待されています。

公立保育所において長年目指してきた「すべての子どもの育ちの保障」「すべての子育て家庭の支援」「多様な連携と協働」を行う保育を活かし、公私幼保等の施設類型に関わらず、本市の幼児教育・保育施設を利用するすべての子どもが格差なく質の高い幼児教育・保育を受けられるよう引き続き取り組まなければなりません。

(3) 公立保育所と市立幼稚園が連携し、本市の幼児教育・保育の質を向上させる体制の構築

本市全体の幼児教育・保育の質を向上させていくためには、公立保育所と市立幼稚園がそれぞれの専門性やこれまでの実践を生かしながら連携し、幼児教育・保育を支えていくことが重要です。

公立保育所や市立幼稚園は、乳幼児期における教育的視点を重視した実践や、長時間保育や多様な家庭環境に対応した保育の実践、支援を必要とする子どもへの対応等を行ってきました。これらの強みを相互に生かすことにより、乳幼児期を通した切れ目のない教育・保育の充実を図ることが可能となります。

具体的には、公立保育所と市立幼稚園が連携し、幼児教育・保育に関する実践・研究の推進、人材育成や研修の充実、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のための取り組みなどを一体的に進めていくことが求められます。こうした取り組みを通じて、公立施設において蓄積された知見や成果を、市内の民間施設を含めた幼児教育・保育の現場全体に広げていくことが期待されます。

(4) 多様化する幼児教育・保育ニーズや今日的課題に対応した施設の整備

幼児教育・保育施設は、幼児教育・保育を行うだけでなく、保護者の子育てに関する相談や情報提供、地域における幼児教育・保育のセーフティネットとしての機能等、様々な役割が求められています。

こうした状況を踏まえると、教育と保育を一体的に提供し、幼稚園機能（学校）と保育所機能（児童福祉施設）を併せ持つ幼保連携型認定こども園は、多様化するニーズへの対応に有効であると考えられます。幼保連携型認定こども園は、子どもの発達段階や家庭の状況に応じて柔軟な利用が可能であり、乳幼児期における連続性のある教育・保育を実現する上で重要な役割を果たします。

本市においては、これまで主に民間施設により認定こども園の整備が進められてきました。公立幼児教育・保育施設としても、幼保連携型認定こども園を整備することにより、単に多様な利用ニーズに対応するための施設としてだけでなく、公立保育所と市立幼稚園がこれまでに培ってきた幼児教育・保育の実践や知見を融合し、本市が目指す幼児教育・保育の考え方を具体的な実践として示すことにより、市全体の質の向上に寄与することが期待されます。

現在の公立保育所と市立幼稚園は、特別な配慮や支援が必要な子どもの受入れが年々増加しており、そういった子どもや保護者への対応や、また、災害発生時等の緊急時対応も求められています。

しかし、施設の老朽化や敷地及び建物が狭隘なため、必要な設備や部屋を確保できないという課題もあり、子どもたちが安全・安心で快適に過ごせる環境を確保するために、今日的な施設ニーズに対応する施設整備を行うことも必要です。

3 公立保育所の今後の役割

(1) 公立保育所の今後の方向性

これまでの経緯や上記の論点を踏まえ、以下の２点を公立保育所の今後の方向性として掲げます。

○ 公立保育所が持つ経験知・実践知を活かした保育を市内全域に提供するとともに、率先して新たな取組等を実践し、本市幼児教育・保育施策の充実に寄与します。

○ 地域のニーズに対応した幼児教育・保育の質の向上に向けた取組や子育て家庭への支援を実践し、本市のすべての未就学の子どもたちが安心して幼児教育・保育を受けられ、また子育て家庭が安心して子育てを行えるような環境づくりを進めます。

(2) 公立保育所の今後の役割

上記の方向性を担っていくための役割を以下の７つと定め、役割に基づいた取組内容を検討していきます。

○ 子どもの主体性を大切にした保育の展開
○ 支援や配慮が必要な子ども・保護者への支援
○ 幼児教育・保育の質の向上
○ 地域の子育て家庭への支援
○ 幼保小連携の推進
○ 災害発生時や緊急時の対応
○ 公立幼児教育・保育施設としての実践

Ⅲ　基本方針における展開

1　公立保育所における展開

(1) 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の新設

ア 趣旨

本市が目指す幼児教育・保育の実現に向けては、施設類型の違いを超えて、質の高い幼児教育・保育を市全体へ波及させる拠点と推進体制を確立する必要があります。

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本方針」において、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとされています。本市においても、認定こども園の約 75%が幼保連携型認定こども園です。こうした状況を踏まえ、方針期間において、質の高い教育と保護者の保育ニーズにも合致し、更に地域の子育て家庭への支援に寄与する公立施設として、公立保育所と市立幼稚園を統合及び公立保育所の単独移行により、幼稚園機能（学校）及び保育所機能（児童福祉施設）の両方を備えた公立の「幼保連携型認定こども園」を新たに設置します。

この公立幼保連携型認定こども園を地域の基幹園として位置づけ、本方針期間内においては６園移行します。

これにより、本市の幼児教育・保育施設の適正配置につながるとともに、市全体の幼児教育・保育の質の向上の拠点となっていきます。

なお、公立保育所の単独移行による幼保連携型認定こども園において、保護者の就労の有無に関わらず継続して施設を利用できるメリットを生かす観点から、民間保育所が認定こども園へ移行する際と同様の考え方で若干名の１号認定子どもの利用定員を設定します。

職員確保を図るため保育教諭における給料表の新設等処遇面について検討します。

イ 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）の役割

新設する公立幼保連携型認定こども園は、公立保育所及び市立幼稚園とともに、実践・研究を推進し市全体の幼児教育・保育の質の向上に寄与します。

本市が目指す幼児教育・保育を体現し、地域の幼児教育・保育施設の拠点的位置づけとなることで、基幹園としての役割を担っていきます。

公立幼保連携型認定こども園は、公立保育所で行っているエリア支援機能を順次、公立幼保連携型認定こども園に集約し、関係機関との連携や機能強化を図ることで、これまで行ってきた「地域の幼児教育・保育の質の向上」及び「地域の子育て家庭への支援」に関する取り組みをより機能的かつ効果的に提供し、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進めます。

「ナゴヤ学びのコンパス」を具現化する教育を実践し、乳児期から小学校就学前

まで連続・一貫した質の高い幼児教育・保育を実現します。

子育て相談、情報発信、保護者支援、特別な配慮を必要とする子どもの受入れなど、地域に開かれた子育て支援の拠点として、また、地域における幼児教育・保育のセーフティネットとしての役割を果たします。

公立保育所で現在行っている定期的な預かりモデル事業について、リフレッシュ預かり保育や乳児等通園支援事業の実施状況を見ながら、公立幼保連携型認定こども園の機能として本格実施に向けて検討します。

ウ 公立幼保連携型認定こども園設置の効果

公立幼保連携型認定こども園では、公立保育所と市立幼稚園の実践と知見を融合した総合的な幼児教育・保育を展開することにより、子どもの発達段階に応じた連続性のある育ちを支え、多様な保護者ニーズに対応した利用が可能となるとともに、子どもに必要な「生きる力の基礎」を培うことが期待されます。

これらに加えて、次のような効果も期待できます。

- ○０歳児から受入れが可能となることにより、乳児期から小学校就学前まで一貫した質の高い幼児教育・保育を提供できること
- ○低年齢児保育や長時間保育、保護者支援やインクルーシブ教育・保育に関する実践・研究を行い、専門的知見や研究成果を他の幼児教育・保育施設に提供することで、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ることができること
- ○給食の提供や長時間保育、障害児や医療的ケア児の受入れなど、保護者の多様な利用ニーズに柔軟に対応できること
- ○地域の子育て支援機能の強化につながること
- ○一定の園児数を確保することにより、望ましい集団規模で幼児教育・保育を行うことができること
- ○保育士や幼稚園教諭の施設間異動などを通じて、幼児教育・保育の質の向上や人材育成につながること
- ○子ども青少年局と教育委員会の連携・協働により、幼稚園・保育所・認定こども園に共通する幼児教育・保育方針の推進につながること
- ○保育士と幼稚園教諭の両方を配置することにより、これまで市立幼稚園が設置されていなかった地域においても、本市のスタンダードとする公教育を展開することが可能となり、市内のどこに居住していても、一定水準の公的な幼児教育・保育を受けることができる体制の確保につながること

【参考】他の政令指定都市の状況

認定こども園を設置している政令指定都市は10都市あり、全政令指定都市のうち半数となっており、設置類型としては、幼保連携型が６市、幼稚園型が１市、保育所型が３市となっています。

公立幼稚園・公立認定こども園の設置状況

区　分		公立幼稚園の設置状況	
		あり	なし
公立認定こども園の設置状況	あり（幼保連携型）	札幌、浜松 堺、岡山	相模原、静岡
	あり（幼稚園型）	大阪	
	あり（保育所型）	新潟、広島	千葉
	なし	仙台、名古屋 京都、神戸 熊本	さいたま 横浜、川崎 北九州、福岡

（注）令和７年８月本市調査。政令指定都市20市。

⑵ インクルーシブ教育・保育の実践・研究

ア 趣旨

多様化する幼児教育・保育ニーズに的確に応え、特に障害児や医療的ケア児、外国にルーツをもつ児童が安全で安心して利用できるよう、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進めます。

イ 取組内容

障害や個々の発達特性及び文化の違い等に対応し、安全で安心な保育を提供できるよう、国の配置基準の改正に加え、職員体制を強化します。

離乳食や食物アレルギー対応、宗教食、咀嚼や嚥下機能に障害がある子どもへの対応など、個別的、かつ、大量に調理を行う必要があること、また、安定した給食の提供と給食業務の技術継承を行う観点なども踏まえて必要となる職員体制を確保します。

医療的ケア児の受入れに関して、基幹園を拠点として位置づけ受入れ体制を整備し、安全で安心な保育環境を整えた施設として情報発信するほか、必要となる看護保健職の支援体制を検討します。

個々の発達特性や医療的ケアの状態に応じた受入れ体制を整えるため、整備可能な園においては、エレベーターや多目的トイレ、静養室の設置をはじめバリアフリー環境を整備します。

保育所及び児童発達支援事業所における運営基準緩和を活用するなど、モデルとして集団保育と発達特性に応じた個別的支援を一体的に提供することで、子どもが、発達段階や生活に応じた支援を一貫して受けることが可能となり、包括的支援体制の実現と、インクルーシブ教育・保育の実践・研究を進め、得られたスキル・ノウハウを研修等の企画・立案に生かすことにより、民間保育所等における障害児の受入促進を図ります。順次設置されている地域療育センターの地域支援・調整部門や愛知県が設置する医療的ケア児支援センター等関係機関との連携を強化し、多機関による包括的支援を提供するほか、身近な地域で子どもの発達相談体制の整備について検討します。

(3) 公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所のその他の役割

原則、既存の特別保育事業及び利用者支援事業は基幹園の役割を問わず継続します。

また、災害発生等において在園児以外の子どもの緊急保育等にも対応できるよう、災害の被災地域や風水害・震災等の状況に応じた保育を提供します。

更に、災害への備えとしての防災研修を、基幹園が中心に地域で実施していきます。

これらの取組を通じて、公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所は、平時及び災害時において、市内全域で保育を支えるセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

2 幼児教育・保育の質の向上における展開

(1) 幼児教育・保育支援センター（仮称）の設置

ア 趣旨

本市では、令和元年度に幼児教育の質の向上を図る拠点として「幼児教育支援室」を設置し、調査研究、研修、子育て支援等に取り組んできました。一方で、国が示す幼児教育センターの役割である、「園・校への支援」について、より多くの施設に広げていくためには、更なる人材育成を行う必要があるといった課題があります。

他方で、国の保育施策の方向性が量的拡充から質の向上にシフトされたことを踏まえ、保育の質の向上を図る拠点を整備する必要があります。

こうした課題に対応するため、子ども青少年局と教育委員会が連携・協働して「幼児教育支援室」の機能強化を図り、本市の幼児教育・保育の質の向上を図る拠点として「幼児教育・保育支援センター（仮称）」を設置し、すべての子どもたちに質の高い乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の提供を目指します。

名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定を早期に実現させるため、令和９年度設置を目指していきます。

イ 取組内容

（ア）「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の策定

今後、本市が目指す幼児教育・保育の姿を明確にし、質の向上に向けた基本的な考えとなる「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」について、現在、国で検討されている３要領・指針の改訂（定）を踏まえ、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

（イ）地域への支援

エリア支援機能を統括し、市内全域で行われる質の向上を図る取り組みの質の均一化を図り、市全体の質を支えていきます。

公立保育所等の公開保育や施設・学校への幼児教育アドバイザー等の派遣に関する企画・調整を行います。

（ウ）人材育成

子ども青少年局と教育委員会との研修について整理するとともに、関係団体が 実施している研修も含めて調整し、施設類型を問わず幼児教育・保育施設全体の保育者の資質向上を図ります。

保育所等の指導監査と連携し、園の運営実態に即した研修を企画するなど民間施設のニーズに応じた知識や技能の習得を図れる研修を企画・立案・実施します。

「第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」において、すべての幼児教育・保育施設の質の向上のため、新たに設置する幼児教育コーディネーター（仮称）が、派遣施設の教育・保育の実態から課題を読み取る力や、公開保育・園内研究会においてファシリテーターを担う力を育成できるよう、研修を実施します。

（エ）調査研究

新たに策定する「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」の実践状況を含め、市内の幼児教育・保育施設の実態把握に関する調査を実施します。

急速に変化する社会状況や多様化する幼児教育・保育ニーズを的確に捉え、幼児教育・保育の質の向上や障害児支援や医療的ケア児への支援、保護者支援といった今日的課題に関する調査研究に取り組みます。

幼児教育・保育の内容及び指導方法の探究並びに実践・研究の推進を通じて、本市における幼児教育・保育のあり方を追求します。

（オ）幼保小連携・接続の促進

幼児教育支援室における研究実績をもとに、公私幼保の関係団体や学校関係者とともに作成した名古屋市版「架け橋期のカリキュラム」を活用し、各幼児

教育・保育施設や小学校の創意工夫を促し、架け橋期のコーディネーター等を派遣することにより、活用・実践のフォローアップ体制を整備して、市全体に「幼保小の架け橋プログラム」の促進と定着に向けて取り組みます。

公開保育・授業や幼児教育・保育施設と学校の交流活動、合同研究会等を支援します。

（カ）情報発信

幼児教育・保育支援センター（仮称）のウェブサイトを通して、取組の周知や研究成果の資料等を発信します。

乳幼児期の発達特性や乳幼児期にふさわしい教育のあり方、家庭での養育の重要性等、対象（子育て層、幼児教育・保育施設等）を明確にした情報発信を行います。関心やニーズに応じた効果的なコンテンツを作成することにより、幼児教育・保育施設での活用や保育者の実践につながるよう、情報発信を強化します。

(2) 名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）の策定

国においては、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の３施設で「幼児教育を行う施設」として「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られ（平成29年改訂(定)）、現在、更なる改訂(定)に向けた検討が行われています。

幼児教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちを支える質の高い幼児教育・保育を提供していくためには、幼児教育・保育の目指す姿を改めて共有し、質の向上に向けた基本的な考え方を明確に示すことが必要となっています。

本市ではこれまで、幼稚園については「名古屋市幼稚園教育指針」、保育所については「名古屋市保育ガイドライン」等を策定し、各施設が要領等に基づく幼児教育・保育の実践に取り組んできたところですが、施設類型に関わらず共通した質の確保（横の連携）と、乳幼児期から学齢期までの連続性の確保（縦の接続）を両輪として、国の３要領・指針等の動向も踏まえ、「名古屋市幼児教育・保育指針（仮称）」を策定します。

本指針については、前述の幼児教育・保育支援センター(仮称)が策定の中心となり、公私幼保の関係団体及び学校関係者が参画して策定します。

Ⅳ　公立保育所等の再編及び今後の施設整備等

1 公立保育所等の再編手法

(1) 概要

幼保連携型認定こども園の移行やインクルーシブ教育･保育の実践や研究を推進していく一方で、将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、公民全体の保育の供給量と行財政改革の双方の視点から再編を進めていきますが、その中で一部の公立保育所を再編します。

一部の公立保育所の再編については、

〇現在の本市の保育所等利用児童数における公立保育所の利用割合

〇13年連続待機児童ゼロ達成(令和８年４月１日時点)において公立保育所が果たしてきた役割

〇障害児や医療的ケア児などの積極的な受入れや一定の配慮を必要とする世帯への対応など、セーフティネットとしての機能・役割

〇大規模災害時などにおいて保育の必要な子どもの受入体制の確保

〇民間保育所等の運営が困難となる地域における保育ニーズへの対応

などの視点を総合的に考慮し、10 園程度の民間法人への移管もしくは統合を進めます。

(2) 公立幼保連携型認定こども園（基幹園）

ア 園数

６園

イ 概要

公立保育所と市立幼稚園を統合及び公立保育所の単独移行により、幼稚園機能（学校）及び保育所機能（児童福祉施設）の両方を備えた公立の「幼保連携型認定こども園」を新たに設置します。地域の幼児教育・保育施設の様々な拠点的な位置づけになれるよう、本方針期間内においては、公立の幼保連携型認定こども園を６園とします。

(3) 公立保育所

ア 園数

62 園程度

イ 概要

幼保連携型認定こども園へ移行する公立保育所及び再編対象の公立保育所以外の公立保育所においては、現行の保育所運営を継続しつつも、保育所の利用ニーズや周辺の保育所等の設置状況等を考慮し、定員超過入所や定員設定の見直しを行い、適正規模の保育所運営を目指します。

(4) 再編（移管・統合）対象園

ア 園数

10 園程度

イ 概要

具体的な再編保育所・再編手法は、

○児童の受入れ状況や保育所の立地

○周辺の保育所等設置状況

○利用者負担額の軽減を実施した場合の影響

○広域利用の検討状況

にも留意するなど、状況に応じた検討が必要なため、在園児やその保護者への影響や負担をできる限り少なくなるよう検討し、保育所名や再編時期・手法等については、別途順次公表することとします。

再編手法については、民間法人への移管もしくは公立保育所の統合にて進めていきますが、民間法人への移管については、これまで本市で行ってきた社会福祉法人への移管に対する検証を踏まえ、法人種別の拡大等の移管の手法についても検討することとします。

2 公立幼保連携型認定こども園への移行

(1) 概要

公立幼保連携型認定こども園へ計画的に移行していくことから地域バランスを考慮するほか、既存の公立保育所と市立幼稚園の距離や施設状況、近隣の保育所等の利用ニーズや周辺環境等を考慮し、下表の園について移行することとします。

(2) 移行対象園

区名（支所名）	公立保育所名	市立幼稚園名
千種	内山保育園	―
東	砂田橋保育園	大幸幼稚園
北	北保育園	おりべ幼稚園
中川（富田支所）	富田第二保育園	春田幼稚園
守山	守山保育園	二城幼稚園
緑	大高保育園	大高幼稚園

(3) 移行に向けた取組

幼保連携型認定こども園への移行に向け、施設整備の必要があることから、在園児やその保護者への影響や負担をできる限り少なくなる手法を検討し、整備を進めていきます。また、開設時期や園児募集開始時期等については、決まり次第公表していくこととします。

幼保連携型認定こども園への移行対象園においては、移行に向けて保育士と幼稚園教諭の人事交流や、在園児同士の交流活動を行うほか、保育計画、指導計画や行事計画等新園の移行に向けた様々な調整を行う必要があり、その準備体制の検討を速やかに行うこととします。

方針期間中に移行に向けた運営面や職員の処遇面を含めた各種準備及び、基幹園の機能を果たしていくための施設整備等が必要なことから、計画的に市内全域を網羅できるよう整備を進めていくこととします。

移行される幼保連携型認定こども園の施設整備、エリア支援機能の統括やインクルーシブ教育・保育への対応をしていくため、再編による行財政改革と市民サービスの向上を両立させ、職員の体制強化や公有財産の有効活用を図っていきます。

公立保育所・市立幼稚園・
公立幼保連携型認定こども園　配置予定図

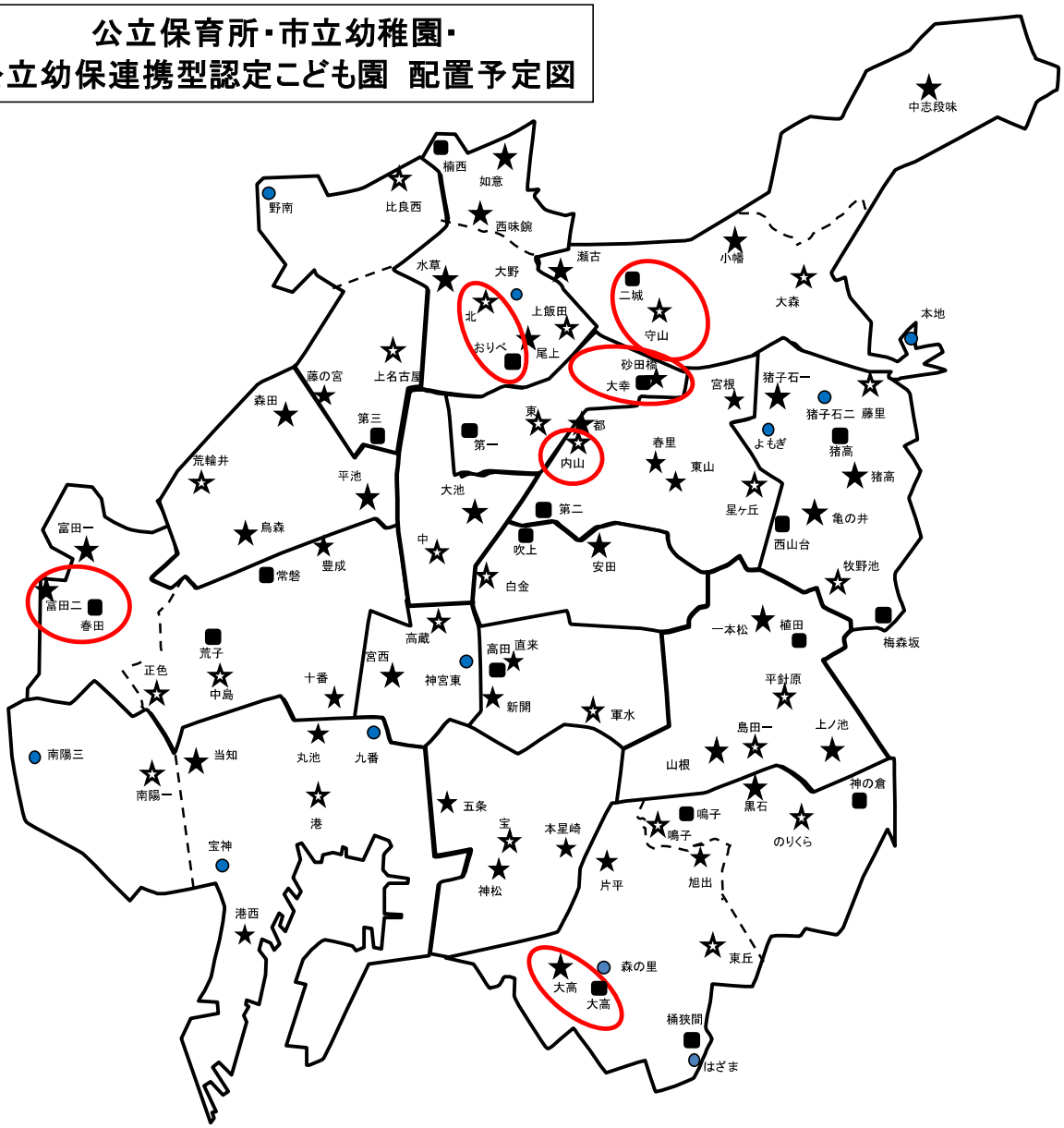

：区境

：支所境

：認定こども園（モデル園）

：エリア支援保育所（サポート園）

：エリア支援保育所（一般園）

：その他公立保育所

：市立幼稚園

※公立保育所の配置は
　令和9年4月1日予定。
※エリア支援保育所の配置は
　令和8年4月1日現在。

３ 今後の施設整備

現在、名古屋市公共施設等総合管理計画に基づき、リニューアル改修を基本として施設の長寿命化を進めているところです。こうした取り組みの中で、バリアフリー環境の整備等のインクルーシブ教育・保育への対応や、改修工事期間中の代替施設の確保などの課題が明らかになっています。これらを踏まえながら、計画的かつ効率的な施設整備に取り組めるように、引き続き関係局と調整していきます。

４ 方針の運用とその検証

本方針は、今後 10 年間を期間として行う取組や再編について策定していますが、就学前児童数の減少、幼児教育・保育ニーズや本市の社会状況の変化等も考えられるため、方針の実施期間中において、本方針の実施５年後を目途に方針を検証し、必要に応じて見直しを行います。

公立幼保連携型認定こども園については、あり方懇談会において、エリア支援の機能を各区・支所単位に集約すべきとの意見が示されたことを踏まえ、基幹園としての整備方針や、移行による効果、課題等を比較、検証して今後の更なる公立保育所と市立幼稚園との統合や公立保育所からの移行を検討することとします。

その他の公立保育所については、今後の幼児教育・保育ニーズや社会状況の変化等を踏まえ、公立保育所等が担うべきセーフティネットとしての役割を念頭におきつつ、必要に応じた再編を行うなど、持続可能な公立幼児教育・保育施設のあり方を検討していきます。

方針期間の終了前に改めて本方針の実施状況を検証し、公立幼児教育・保育施設のあり方を再定義していくとともに、幼保一元化を更に進めていく観点から公立保育所及び市立幼稚園双方の方針・計画の統合についても検討していきます。

参考１　名古屋市公立保育所の今後のあり方懇談会について

１ 趣旨

今後、公立保育所がどのような役割を果たすべきかについて具体的な検討を行うための参考とするため、学識経験者等から意見を聴取する懇談会を開催するもの。

２ 懇談会委員

（敬称略、50 音順）

氏　　名	所　属　団　体　等
相澤　京子	名古屋市高蔵保育園長
伊藤　知穂美 （令和７年４月１日～）	名古屋市立第二幼稚園長
上田　敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科　教授
加藤　義人	岐阜大学　客員教授
齊藤　公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
橋本　洋治	日本福祉大学経済学部　教授
平松　章予 （～令和７年３月 31 日）	名古屋市立第三幼稚園長
藤岡　省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷　奈津子	愛知県弁護士会

３ 懇談会の流れ

区　分	開　催　日	検　討　内　容
第１回	令和６年７月８日(月)	・懇談会の趣旨説明及び公立保育所の現況、課題の確認
第２回	令和６年８月 28 日(水)	・これまでの公立保育所の運営に関する評価（保育内容、エリア支援等の機能）
第３回	令和６年 10 月 29 日(火)	・これまでの公立保育所の運営に関する評価（施設設備等、その他） ・中間まとめの確認
第４回	令和７年１月 31 日(金)	・国の施策の方向性について説明 ・方針構成案の提示
第５回	令和７年４月 25 日(金)	・方針(案)の提示(今後の役割等)
第６回	令和７年 11 月 21 日(金)	・市立幼稚園のあり方検討の進捗確認 ・方針(案)の提示(具体的な取組等)
第７回	令和８年２月 16 日(月)※	・方針(案)の提示(全体) ・第２期名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画(案)の確認

※市立幼稚園の今後のあり方懇談会と合同開催

参考２　保護者アンケート

１　調査の概要

対 象 者　令和６年９月１日時点で子どもを公立保育所エリア支援保育所サポート園26 園に通わせている保護者

実施方法　ウェブアンケート

回 収 数　1,082 件（対象人数 2,867 人　回収率 37.7%）

主な設問　公立保育所の今後のあり方について

・現在の機能に関する設問（保育内容、設備など）

・エリア支援保育所について

・現状の公立保育所に対するご意見

・今後の公立保育所に期待すること

２　アンケート結果

(1) 保育園選びのニーズ

Q　現在、在籍されている保育園へ入園された理由は何ですか？

（主な理由を最大３つまで選んでください。）

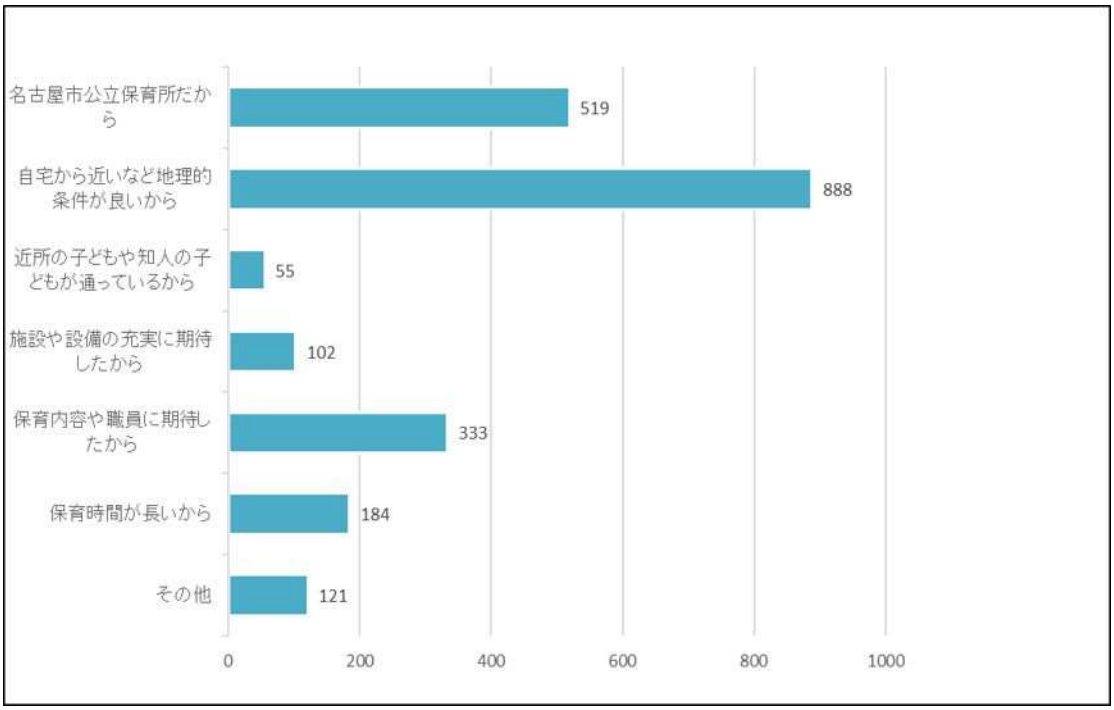

(2) 公立保育所に対する満足度

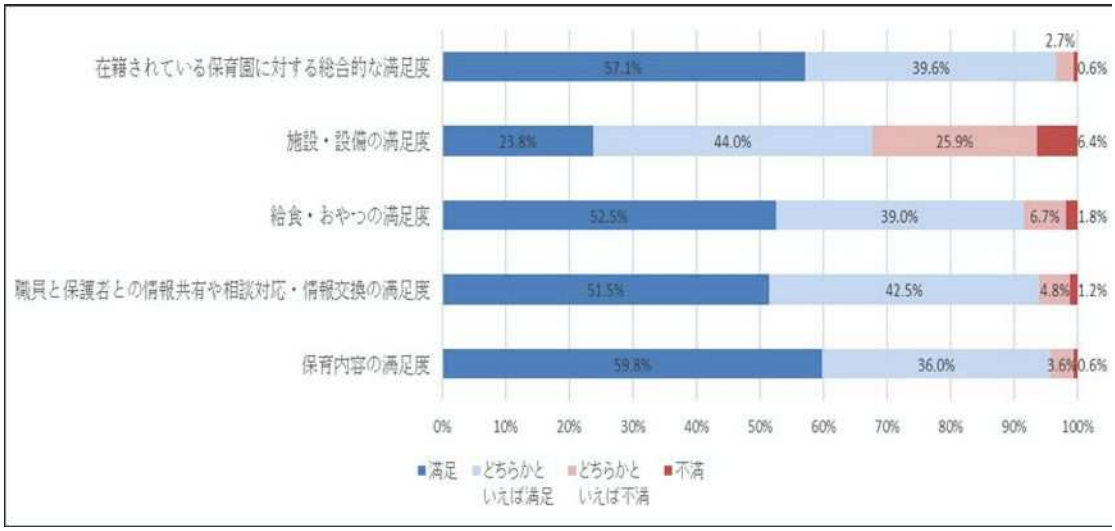

(3) エリア支援保育所の認知度

Q 名古屋市は公立保育所を「エリア支援保育所」として機能強化を図っておりますが、「エリア支援保育所」を知っていますか？

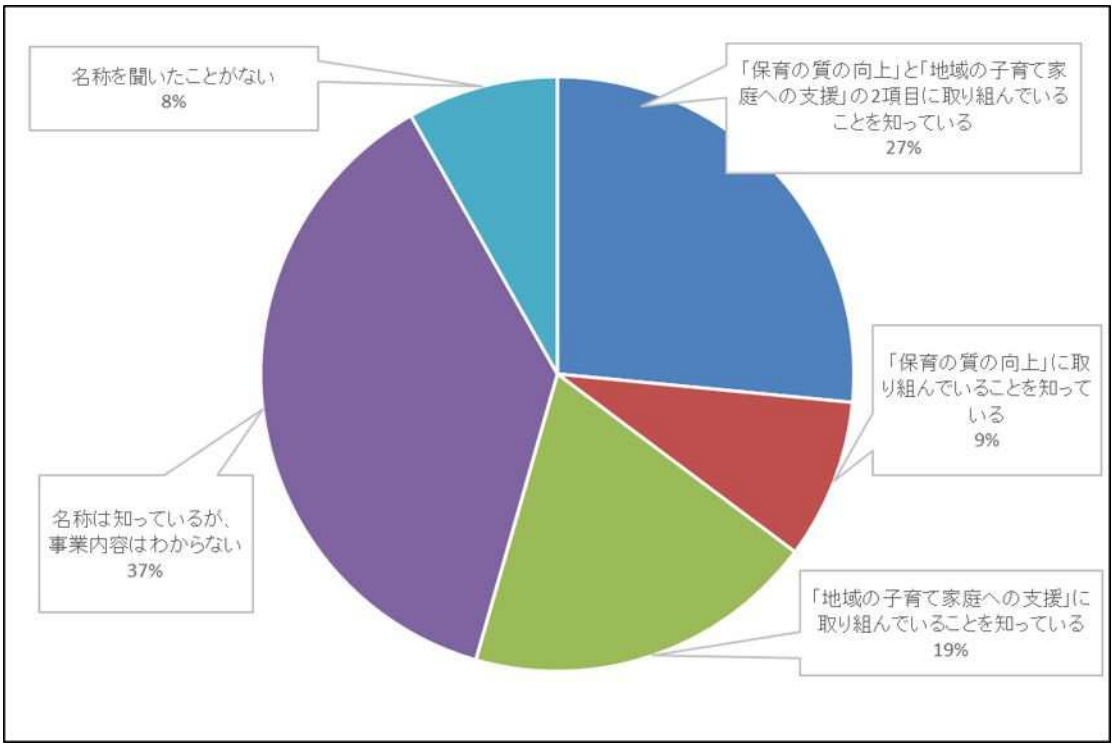

名古屋市公立保育所のあり方に関する基本方針

発行・編集　名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課
住　　所　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話番号　０５２−９７２−２５２５
ファクシミリ　０５２−９７２−４１１６
策定年月　令和８年８月

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 7

＜報告 3＞

「児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等に関する報告書（令和８年度版）（案）」について

（案）

児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等に関する報告書

（令和８年度版）

令和８年11月
名　古　屋　市

目　次

頁

第１章　　児童虐待の通告等の状況

１　児童相談所における児童虐待相談・・・・・・・・・・・・・１

２　社会福祉事務所における児童虐待相談・・・・・・・・・・６

３　こども家庭庁へ報告した死亡事例・・・・・・・・・・・・６

第２章　　児童虐待の防止に関する取組の状況等

１　発生予防のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　早期発見・早期対応のための取組・・・・・・・・・・・・18

３　虐待を受けた子どもの保護・支援の取組・・・・・・・・・24

（参考）

名古屋市児童を虐待から守る条例・・・・・・・・・・・・・・28

はじめに

名古屋市会平成25年2月定例会において「名古屋市児童を虐待から守る条例（以下「条例」という）」が議員提案により成立し、平成 25 年4月1日に施行されました。

本条例は、児童の安全確保優先と早期発見・対応を中心に規定し、本市の児童虐待対策の指針となってきましたが、制定から 10 年以上が経過し、児童虐待対応件数が高止まりする中で、現在の課題への対応や将来を見据えた本市の児童虐待対策のあり方を明確にするため、令和７年4月1日に改正されました。

条例では、児童の権利を保障し、その心身の健やかな成長及び発達に寄与する目的のもと、児童を虐待から守ることについて基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し、必要な事項を定めています。

この報告書は、条例第 27 条に基づき本市における児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等について市会へ報告するとともに、公表するものです。

第１章　　児童虐待の通告等の状況

１　児童相談所における児童虐待相談

令和７年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 3,652 件で、前年度の 3,371 件と比べて 281 件（8.3%）増加しました。

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が 1,850 件で最も多く、全体の 50.7%を占めています。また、虐待の種別は心理的虐待が 2,062 件で最も多く、全体の 56.5%を占めています。被虐待児の一時保護件数は 1,213 件で、前年度の 1,191 件と比べて 22 件増加しました。

児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談の対応件数は 3,652 件で、対前年度比 8.3%増となりました。

（単位：件）

区　　分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
名古屋市	583	472	457	560	603	850	854	720	741	833	1,129	1,532
全　　国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1,612	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394	3,892	3,865	3,735	3,089	3,490	3,371	3,652
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691	未公表

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移　（単位：件）

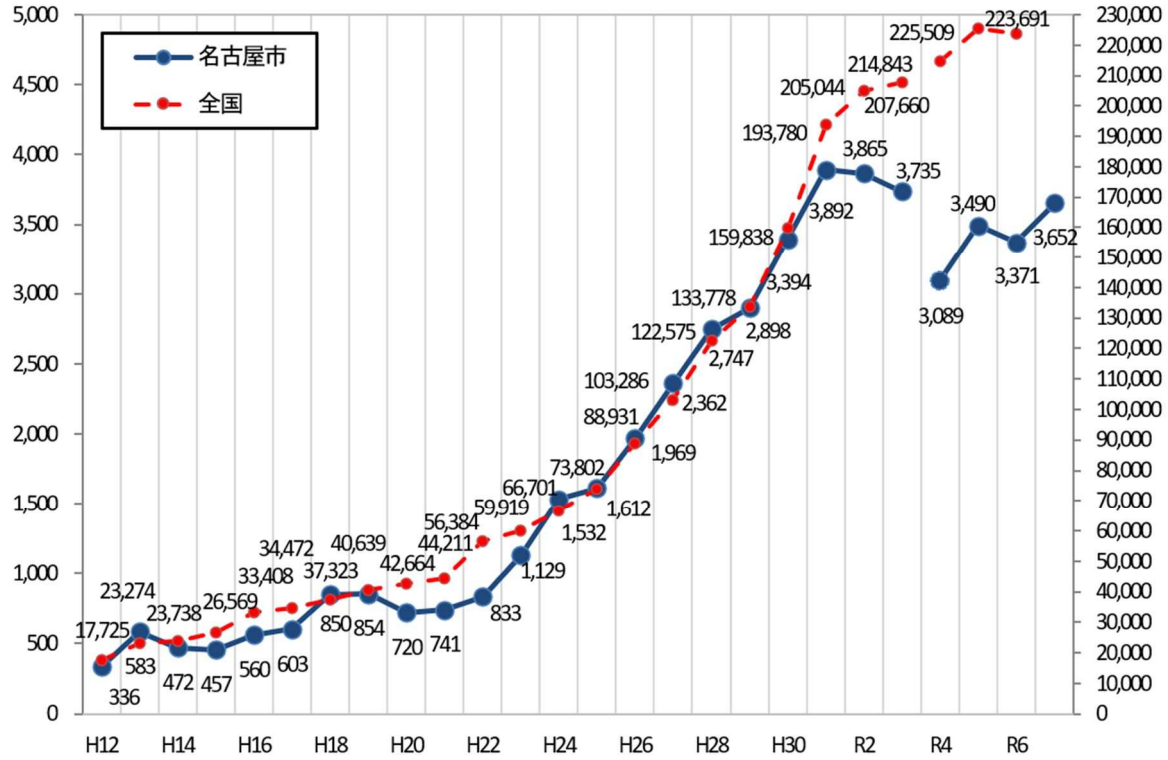

注１：平成 22 年度の全国の対応件数は、福島県を除く数値

注２：令和４年度の相談実績については、「令和４年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和 6 年 1 月 26 日付こ支虐第 23 号・政統総発 0126 第 3 号）による再集計後の数値

主な相談経路

児童虐待にかかる相談経路は、警察からの相談が最も多く、全体の 50.7%でした。次いで、学校等からによるものが多く、全体の 14.2%でした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度			令和７年度		
家　　族	118	(3.5%)	【4】	168	(4.6%)	【4】
親　　族	45	(1.3%)	【8】	32	(0.9%)	【9】
近隣知人	431	(12.8%)	【3】	410	(11.2%)	【3】
児童本人	35	(1.0%)	【9】	50	(1.4%)	【8】
福祉事務所	58	(1.7%)	【7】	87	(2.4%)	【7】
児童委員	2	(0.1%)	【11】	8	(0.2%)	【11】
保健センター	25	(0.8%)	【10】	14	(0.4%)	【10】
医療機関	98	(2.9%)	【5】	110	(3.0%)	【6】
児童福祉施設	82	(2.4%)	【6】	135	(3.7%)	【5】
警　　察	1,774	(52.6%)	【1】	1,850	(50.7%)	【1】
学　校　等	522	(15.5%)	【2】	520	(14.2%)	【2】
そ　の　他	181	(5.4%)	－	268	(7.3%)	－
計	3,371			3,652		

注：【　】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位

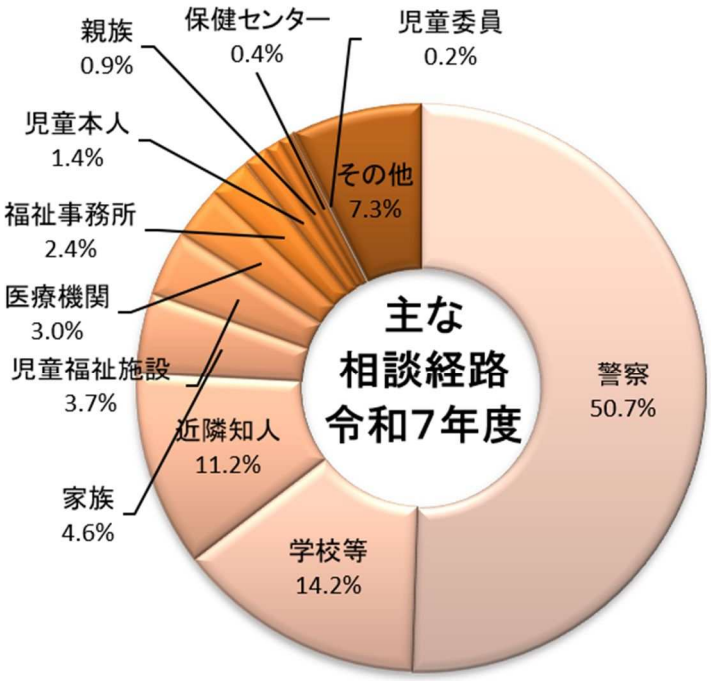

主たる虐待者

実母によるものが最も多く、全体の 55.1%でした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度		令和７年度	
実　　父	1,265	(37.5%)	1,405	(38.5%)
実父以外の父親	152	(4.5%)	155	(4.2%)
実　　母	1,904	(56.5%)	2,012	(55.1%)
実母以外の母親	8	(0.2%)	17	(0.5%)
そ　の　他	42	(1.3%)	63	(1.7%)
計	3,371		3,652	

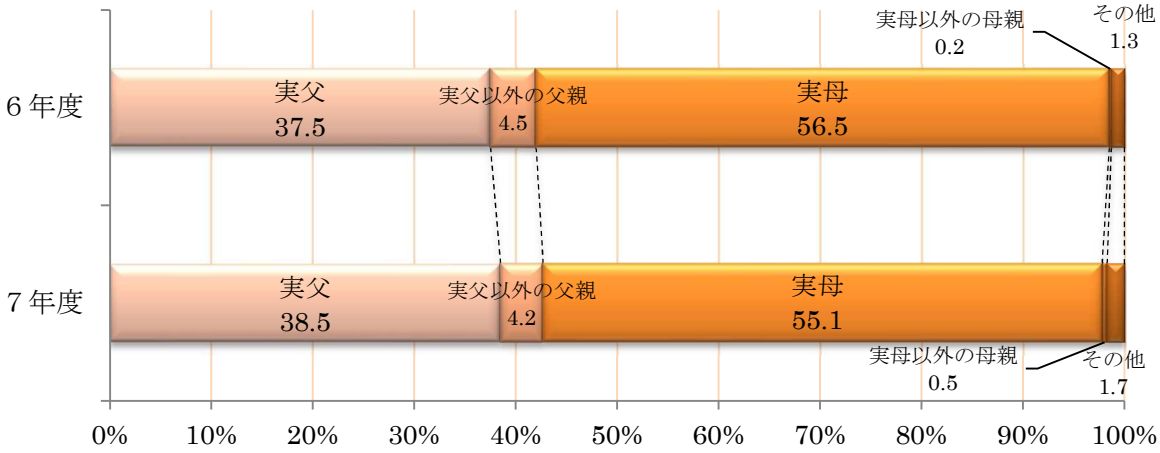

虐待の種別

心理的虐待の件数が最も多く、全体の 56.5%でした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度		令和７年度	
心 理 的 虐 待	2,029	(60.2%)	2,062	(56.5%)
ネ グ レ ク ト	460	(13.7%)	564	(15.4%)
身 体 的 虐 待	851	(25.2%)	990	(27.1%)
性 的 虐 待	31	(0.9%)	36	(1.0%)
計	3,371		3,652	

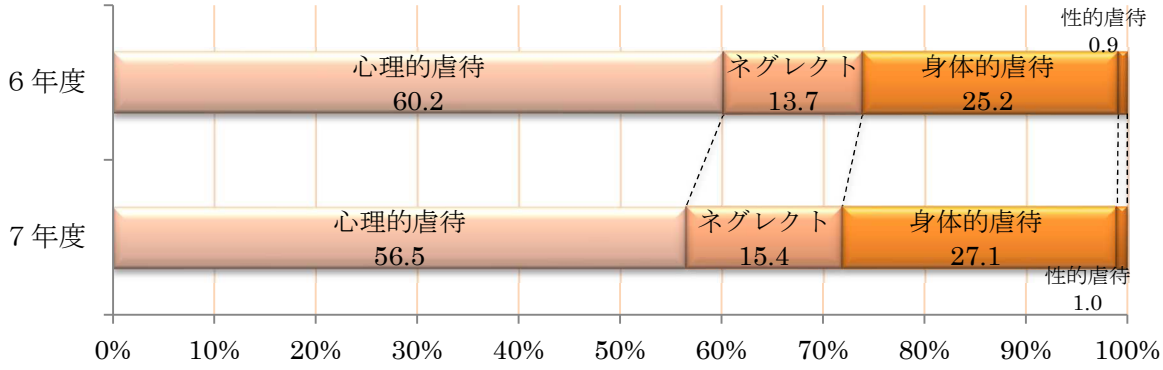

被虐待児童の年齢の状況

就学前の児童の占める割合が高く、全体の 37.9%でした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度		令和７年度	
０歳から３歳未満	569	(16.9%)	618	(16.9%)
3歳以上学齢前児童	693	(20.5%)	767	(21.0%)
小　学　生	1,191	(35.3%)	1,290	(35.3%)
中　学　生	582	(17.3%)	605	(16.6%)
高校生・その他	336	(10.0%)	372	(10.2%)
計	3,371		3,652	

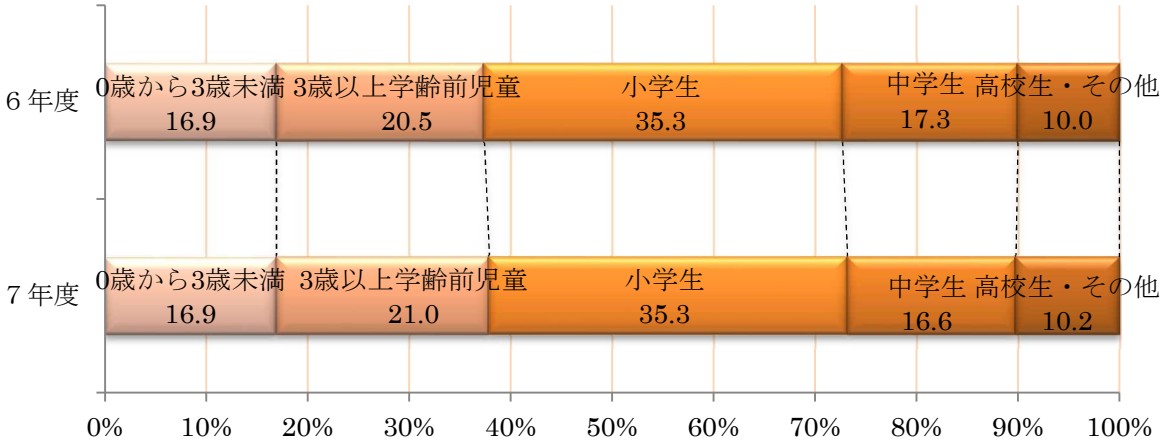

対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和６年度と概ね同じでした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度		令和７年度	
面　接　指　導　等	3,282	(97.4%)	3,546	(97.1%)
児童福祉施設へ入所	68	(2.0%)	86	(2.4%)
里　親　等　委　託	21	(0.6%)	20	(0.5%)
計	3,371		3,652	

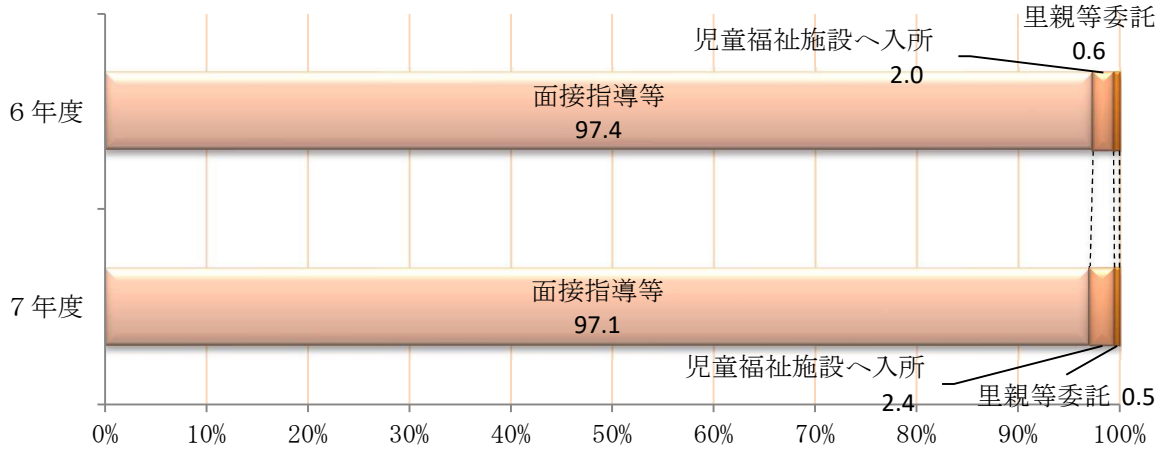

一時保護の実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和６年度から 22 件増加しました。

区　　分	令和６年度	令和７年度
一　時　保　護　件　数	2,089件 延べ66,465日	2,259件 延べ64,296日
(再掲)被虐待児の一時保護件数 （ ）内は一時保護総件数に占める被虐待児の割合	1,191件 (57.0%) 延べ39,309日	1,213件 (53.7%) 延べ38,969日

施設入所に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和７年度の申立て件数は 22 件となりました。

区　分	令和６年度	令和７年度
申立て件数	９件	22 件
児　童　数	11 人	24 人

児童福祉法第 28 条では、保護者が子どもを虐待する等により、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害するため施設入所措置が必要と判断される場合において、施設入所措置に親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができると定めています。

一時保護延長に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和７年度の申立て件数は 35 件となりました。

区　分	令和６年度	令和７年度
申立て件数	９件	35 件
児　童　数	９人	35 人

児童福祉法第 33 条は、親権者の意思に反して、２か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

親権喪失等の申立ての状況

令和７年度は親権停止の審判を２件申立てました。

（単位：件）

区　分	令和６年度	令和７年度
親権喪失	1	1
親権停止	1	2
管理権喪失	0	0

児童福祉法第 33 条の７では、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

出頭要求等の件数

令和７年度は出頭要求を７件実施しました。

（単位：件）

区　　分	令和６年度	令和７年度
出頭要求	6	7
立入調査	0	5
再出頭要求	0	0
臨検・捜索	0	0

児童相談所の対応に万全を期すため、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する「出頭要求」、児童の住所・居所への「立入調査」、裁判官の許可状を得た上で行う「臨検・捜索」の制度が設けられています。

２　社会福祉事務所における児童虐待相談

令和７年度の社会福祉事務所における児童虐待相談対応件数は 1,350 件でした。

（単位：件）

区　　分	令和６年度	令和７年度
相談対応件数	1,266	1,350

３　こども家庭庁へ報告した死亡事例

令和７年度にこども家庭庁へ報告した、本市における令和６年度の死亡事例は １件でした。

区　　分		件 数（人数）	備　　考
虐待	保護者の自殺を伴うこどもの虐待死（心中）	０件（０人）	
	こどもの虐待死（心中以外）	１件（２人）	死体遺棄罪で判決済み
虐待以外		０件（０人）	

注：虐待による死亡と明らかな因果関係がないと判断された事例等についても報告しています。

第２章　　児童虐待の防止に関する取組の状況等

名古屋市では、児童虐待の防止のために児童相談所、社会福祉事務所、保健センターを中心に各機関が連携・協働して対策に取り組んでいます。

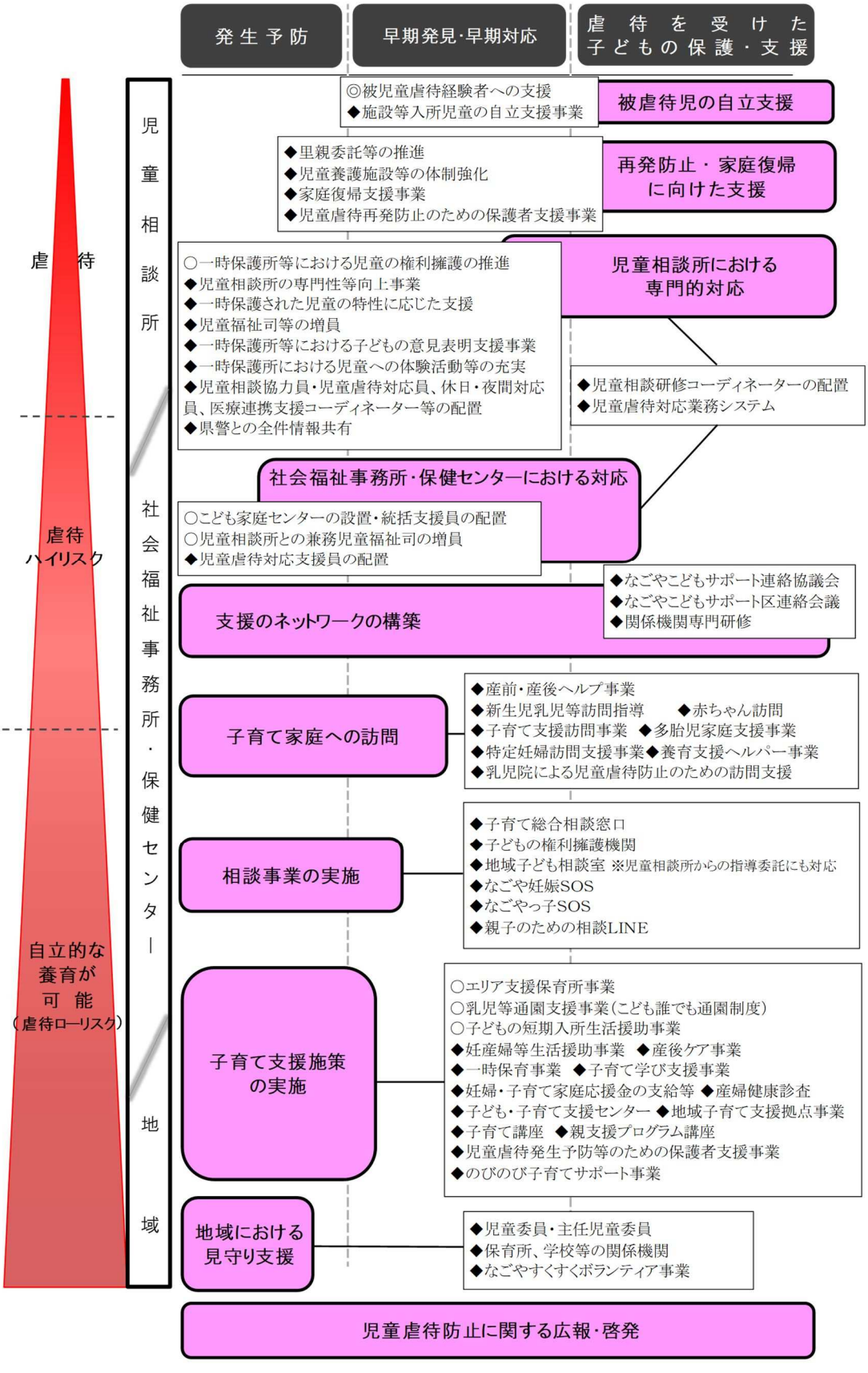

◎令和8年度新規事業　　○令和8年度拡充事業

１　発生予防のための取組

児童虐待の発生予防のため、広報・啓発を実施するほか、相談窓口の設置、子育て家庭への訪問や各種子育て支援施策、地域における見守り支援を実施しています。

（１）広報・啓発の取組

児童虐待防止推進月間等の取組

【概要】

条例第２５条では、毎年５月・11 月を児童虐待防止推進月間と定めています。

また 11 月は、こども家庭庁が主唱する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、全国的に児童虐待防止へ向けた広報・啓発を実施しています。本市においても推進月間を中心に多くの民間団体や関係機関の協力を得て、広報・啓発に取り組んでいます。

【実績（令和７年度）】

児童虐待防止推進月間を中心とした主な取組

区　分		内　　容
推進月間	５月	・市民を対象とした啓発イベント（オレンジリボンビッグフェスでの PR 等） ・関係者向け研修会の開催（ウェブ開催） ・小学校１・２年生とその保護者に向けた啓発リーフレットの配布及び小学校３年生から中学校３年生に向けた相談先を示した啓発カードの配布 ・電子媒体を活用した PR ・地下鉄構内への旅客案内装置による広報啓発 ・民間企業・団体の協力による広報啓発（リーフレット・ポスターの掲示等）
	11 月	・市民を対象とした啓発イベント（オンライン謎解きイベント等） ・民間企業・団体の協力による広報啓発（リーフレット・ポスターの掲示等） 百貨店、郵便局、ドラッグストア、保険会社、理髪店、飲料メーカー、公共交通機関（中吊り広告等）、子育て関連企業等 ・児童虐待防止啓発動画の制作 ・シンボルカラーライトアップ （中部電力 MIRAI TOWER、市役所本庁舎時計塔、堀川納屋橋・錦橋） ・電子媒体を活用した PR なごや子育てアプリなごみー、わくわくキッズナビホームページ、 学生タウンなごやポータルサイト N-chan、学生共同活動拠点 N-base
その他		・子育てに関する冊子の作成・配布
		・各区における独自の広報啓発の取組

（２）地域における見守り支援

児童委員・主任児童委員

【概要】

児童委員及び主任児童委員は、地域において、子育て中の保護者や子どもの状況を把握しつつ、身近な相談役として地域で見守りを行う等、子育ての孤立化の予防へ向けた活動を実施しています。

保育所・学校等の関係機関

【概要】

保育所・学校等の関係機関は、子どもや家庭の状況を把握しやすい立場にあるため、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等と連携した支援を行っています。

なごやすくすくボランティア事業

【概要】

児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成しています。また、その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣しています。

【実績（令和７年度）】

名古屋市すくすくサポーター登録者数　395 人（年度末時点）

（３）子育て支援施策の実施

妊婦・子育て家庭応援金の支給等

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、すべての妊産婦が安心感をもって妊娠・出産期を過ごし、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、各保健センターに妊娠・出産期サポーターを配置し、妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、電話、面接等の働きかけを行うなど、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行っています。

また、妊娠届出後と妊娠 32 週相当を経過後に、妊婦・子育て家庭応援金を支給しています（国の「妊婦のための支援給付」を活用）

【実績（令和７年度）】

妊婦・子育て家庭応援金の支給

妊婦応援金　16,484 件　子育て家庭応援金　15,322 件

伴走型相談支援

妊娠届出時の面接等　17,033 件　妊娠後期の面接等　14,890 件

出産後の面接等　15,306 件

産婦健康診査

【概要】

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成しています。

【実績（令和７年度）】

助成件数　延べ 28,778 件

産後ケア事業

【概要】

出産直後の育児困難感を抱える母親に対して、家庭において安心して育児ができるようにするために、助産所等における宿泊・通所、訪問により、助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を行っています。令和７年 10 月より産後ケアを必要とするすべての者が利用できるように利用要件の緩和等を行いました。

【実績（令和７年度）】

宿泊型	利用者実組数	1,046 組	利用日数	延べ	3,910 日
日帰り型	利用者実組数	609 組	利用日数	延べ	1,319 日
訪問型	利用者実組数	674 組	利用日数	延べ	1,386 日

子育て応援拠点事業

【概要】

支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感、不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置しています。令和７年10月よりアウトリーチ支援を４か所から８か所へ拡充して実施しています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　16 か所（年度末時点）

利用者数　延べ 130,560 人（一時預かり利用者数　延べ 11,063 人）

地域子育て支援拠点事業

【概要】

子育て親子が自由に集い、交流することができる一定の基準を満たす場を開設し、子育てに関する相談、講座の開催、情報提供等を行うことで、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図っています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　45 か所　　利用者数　延べ 183,421 人

子ども・子育て支援センター

【概要】

親子で自由に遊び、交流できる広場「キッズパーク」を運営するほか、子育てに関する各種講座（親子向け・父親向け・支援者向け等）の開催、「758 キッズステーション」のホームページ及び「名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）」による子育て情報の発信、子育て支援団体・サークルに対する活動支援等を実施しています。

また、キッズパークで子どもと遊びながらの気軽な相談（ぷらっと相談）を始め、子育ての困りごと・悩みごとの個別相談、SNS 相談、電話相談等、子育てに関するあらゆる相談に土・日曜日も含めて対応しています。

【実績（令和７年度）】

キッズパーク利用者数　延べ 23,871 人
各種講座受講者数　延べ 2,406 人
相談件数　延べ 1,643 件
キッズステーションホームページアクセス数　延べ 46,098 件
名古屋市子育て応援サイトアクセス数　延べ 42,650 件

地域子育て支援センター事業

【概要】

保育所等において、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置、育児不安についての相談事業、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応を行っています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　50 か所（年度末時点）　利用者数　延べ 164,110 人

エリア支援保育所事業

【概要】

公立保育所が「エリア支援保育所」として、地域の子育て家庭を支援するため、子育て家庭の集まる場の設定、子育てサロン等での相談支援、支援が必要な家庭への訪問等を行っています。令和８年度より新たに６エリアの公立保育所で事業を運営しています。

【実績（令和７年度）】

実施エリア数　66 エリア

一時保育事業

【概要】

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う一時保育事業を実施しています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　71 か所　　利用者数　延べ 45,795 人

未就園児の定期的な預かりモデル事業

【概要】

育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的支援等のため、普段、保育所等を利用していない未就園児を、週 1～2回程度定期的に預かる事業を実施しています。利用者は、保健センターや区役所、児童相談所等と連携し、アウトリーチ型で選定しています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　２か所（公立保育所）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、０歳６か月から満３歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間までの利用を上限とした通園支援を令和７年１０月より実施しています。

【実績（令和７年度）】

実施か所数　23 か所　　利用者数　延べ 3,530 人

子どもの短期入所生活援助事業

【概要】

保護者の疾病、出産、事故、災害等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭において、原則として７日以内で児童の一時的な養育を実施しています。令和８年度より児童養護施設に専従職員を配置し、受け入れ促進を図っています。

【実績（令和７年度）】

利用者数　延べ 546 人　　利用日数　延べ 2,493 日

妊産婦等生活援助事業

【概要】

家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を令和７年 12 月より実施しています。

【実績（令和７年度）】

入居者数　3 人　　入居日数　延べ 110 日　　相談件数　32 件

子育て講座（保健センター主催）

【概要】

子どもの健やかな育ち及び親の育児不安や孤立感の軽減を図るよう、子育て全般に関する不安や悩み等に対して、正しい保健知識の普及、実技指導、グループミーティング等を実施しています。

【実績（令和７年度）】

開催回数　1,552 回　　受講者数　延べ 18,091 人

親支援プログラム講座

【概要】

進行する子育て家庭の孤立化への対応策として、親自身が仲間どうしで学びながら気づきを生んだり、解決策を見出す力をつけていくことのできる「親支援プログラム講座」を、子ども・子育て支援センター始め市内各地で実施しています。

【実績（令和７年度）】

開催回数　20 回　　受講者数　延べ 578 人

子育て学び支援事業

【概要】

子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、児童虐待の発生予防のため、これから親になる方も含めて子育てを学ぶ機運を醸成し、様々な場面で子育てを学ぶことができるよう講座等を実施しています。

【実績（令和７年度）】

開催回数　18 回　　受講者数　延べ 1,105 人

児童虐待発生予防等のための保護者支援事業

【概要】

児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを実施しています。

【実績（令和７年度）】

受講者数　103 人

のびのび子育てサポート事業

【概要】

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての援助ができるよう支援しています。

【実績（令和７年度）】

活動件数　延べ 21,899 件

会員数　8,230 人（年度末時点）

（内訳：依頼会員 6,769 人　提供会員 1,202 人　両方会員 259 人）

（４）相談事業の実施

子育て総合相談窓口

【概要】

各保健センターに子育て総合相談窓口を設置し、妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安の相談に保健師等が応じ、子育て支援を行っています。

【実績（令和７年度）】

電話相談件数　延べ 24,880 件　　面接相談件数　延べ 36,699 件

子どもの権利擁護機関

【概要】

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された子どもの権利擁護機関（第三者機関）として名古屋市子どもの権利擁護委員を設置し、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

【実績（令和７年度）】

相談件数　延べ 3,178 件（うち新規相談件数：444 件）

地域子ども相談室

【概要】

保護を要する子どもの問題や児童虐待等について相談に応じ、また、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導する、「地域子ども相談室（児童福祉法第４４条の２の規定による児童家庭支援センター）」を児童養護施設内に設置しています（市内１か所）。

【実績（令和７年度）】

相談件数　延べ 2,737 件

なごや妊娠ＳＯＳ

【概要】

思いがけない妊娠で悩む人が孤立することなく、正しい知識を知り、必要な支援を受けることができるよう、電話やメール、LINE による相談窓口を開設し、相談に対して必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて保健センター、社会福祉事務所、児童相談所、医療機関等と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

【実績（令和７年度)】

相談件数　延べ 233 件（電話　88 件、メール　104 件、LINE　41 件）

なごやっ子ＳＯＳ

【概要】

児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を受け付ける窓口として、24 時間・365 日体制の電話相談窓口を設置しています。

【実績（令和７年度)】

相談件数　延べ 6,639 件（うち児童虐待に関する相談：132 件）

親子のための相談ＬＩＮＥ

【概要】

様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、24 時間・365 日体制のＳＮＳを活用した相談支援を実施しています。

【実績（令和７年度)】

相談件数　延べ 1,973 件（うち児童虐待に関する相談：136 件）

（５）子育て家庭への訪問

新生児乳児等訪問指導

【概要】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭等を対象に、保健師又は助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防等に関する保健指導及び養育者に対する子育て支援を実施しています。

【実績（令和７年度)】

訪問件数　14,572 件

赤ちゃん訪問

【概要】

子育て家庭を地域から孤立させないよう、地域と子育て家庭をつなぐ取組みとして、主任児童委員及び区域担当児童委員が、原則第１子の乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに対する不安感や負担感を軽減する取組みを実施しています。

【実績（令和７年度）】

訪問件数　7,362 件

子育て支援訪問事業

【概要】

乳幼児健康診査未受診者及び新生児乳児訪問指導未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境の課題を把握し早期支援につないでいます。

【実績（令和７年度）】

訪問件数　延べ 548 件

多胎児家庭支援事業

【概要】

多胎児及びその保護者に対する乳幼児健康診査の同行支援、多胎児の親に対する電話相談及び訪問支援等を行うことにより、多胎児の保護者に対する支援を図り、児童虐待の未然防止につなげています。

【実績（令和７年度）】

同行支援件数　延べ 14 件　　電話相談件数　延べ 22 件

訪問支援件数　延べ 39 件

オンラインプレファミリー教室　４回　受講組数　延べ 27 組

産前・産後ヘルプ事業

【概要】

妊娠中や出産後の体調不良等のため、家事や育児が困難で、昼間に家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない場合にヘルパーを派遣します。令和７年 10 月より単胎の利用者がより活用しやすいよう、利用期間を延長しました。

【実績（令和７年度）】

利用者数　932 人

利用回数　延べ 14,004 回　　利用時間　延べ 27,967 時間

特定妊婦訪問支援事業

【概要】

出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、虐待の発生を未然に防止することを目的に助産師が家庭訪問し、継続的な支援を行っています。

【実績（令和７年度）】

対象者数　68 人　　訪問件数　延べ 396 件

養育支援ヘルパー事業

【概要】

支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、子どもの安全確認を行うとともに、ヘルパーが行う家事育児支援により、保護者の育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図ることを目的に実施しています。

【実績（令和７年度）】

利用世帯数　72 世帯

利用回数　延べ 2,012 回　　利用時間　延べ 3,152 時間

乳児院による児童虐待防止のための訪問支援

【概要】

地域のハイリスク家庭を支援するため、乳児院３か所に育児指導担当職員を各１名配置し、乳児院の専門性を活かした育児相談、家庭訪問、通所指導を行っています。

【実績（令和７年度）】

支援世帯数　19 世帯

２　早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の早期発見のため、関係機関が連携する体制を整備するほか、関わりの深い関係機関に対し、早期発見についての広報・啓発を実施しています。
また、早期対応を行うため、通告機関である児童相談所・各区社会福祉事務所の体制を強化するとともに、研修等の実施により、担当する職員の専門性向上のための取組みを実施しています。

（１）支援のネットワークの構築

なごやこどもサポート連絡協議会

【概要】
児童福祉法第 25 条の２に基づく、「要保護児童対策地域協議会」として「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置し、児童虐待やいじめ等の問題について、国、自治体、関係団体等の代表者による全市レベルの情報交換、連絡調整と援助困難な事例等について、協議を実施しています。

【実績（令和７年度）】
開催回数　２回

なごやこどもサポート区連絡会議

【概要】
各区において「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、「代表者会議」、「実務者会議」、「サポートチーム会議」の３層構造により、地域レベルの関係機関の連携を行うとともに、個々の要保護児童等の総合的な実態把握及び具体的な支援内容の検討を行っています。

【実績（令和７年度）】

区　　分	内　　容	開催回数
代表者会議	児童福祉に関係する機関の代表者が出席し、いじめや児童虐待等、児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整を行う	17 回
実務者会議	各区社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、警察等の実務担当者が出席し、区内の要保護児童等の総合的な実態把握（区内全ケースの進行管理）や援助方針の確認・検討及びサポートチーム会議の編成の検討等を行う	264 回
サポートチーム会議	支援が必要なケース毎に結成され、関係機関の担当者が出席し、情報交換や支援内容の検討等を行う	160 回

警察との連携

【概要】

中央児童相談所に愛知県警から現職の警察官１名が派遣されており、さらに中央・西部・東部の各児童相談所に、警察官 OB を警察連絡調整員として１名ずつ配置しています。

また、児童虐待対応において、調査の際等に警察と連携を取りながら対応するとともに、児童相談所職員のみでは、対応に困難・危険性がある事例については、同行訪問を行う等の協力を得ています。

さらに、児童虐待の防止等に関する法律に定める立入調査、臨検・捜索の合同研修会実施や、平成 31 年１月に愛知県警と締結した児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書に基づき、児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について毎月情報共有を行う等の連携を行うとともに、リアルタイムでデータ連携するためのシステムの再構築を行っています。

【実績】警察との連携に関する主な取組

区　分	内　　容
令和７年度	・児童相談所が受け付けた児童虐待に係る事案の情報共有 新規受付 3,539 件、家庭復帰 561 件
	・立入調査、臨検・捜索の合同訓練実施（10 月）

（２）早期発見のための広報啓発

子ども本人への広報

【概要】

児童虐待に関する子ども本人からのＳＯＳ発信を促すためのリーフレットを、市内小学校１・２年生の全児童に、また、相談先を示した啓発カードを小学校３年生から中学校３年生の全児童・生徒に配布して、相談先について情報提供を行っています。

関係機関専門研修

【概要】

児童虐待対応にあたる関係職員（社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、児童養護施設、保育所、幼稚園、学校関係等の職員及び主任児童委員等）を対象に、一定程度専門性の高い研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に関する能力の向上を図っています。

医療機関への啓発

【概要】

児童虐待の早期発見及び発見時に児童相談所へ通告・相談することを促すリーフレットの配布、名古屋市医師会の会報の活用により、市内医療機関への啓発を実施しています。

その他関係機関への啓発

【概要】

保育所・幼稚園職員や学校教職員等の児童と関わりの深い業務に従事する職員等に対し、児童虐待に関する基礎的な知識、児童相談所の役割や通告・相談先を知らせるパンフレットを作成・配布する等、適切な対応が可能となるよう周知・啓発活動を実施しています。

（３）体制の強化

児童相談所の体制強化

【概要】

高止まりの状況が続いている児童虐待事案に対応するため、児童福祉司や児童心理司の増員等により、児童相談所の体制強化を図っています。

〔児童相談所の職員体制強化〕

区　分	概　　要	
令和７年度	・児童福祉司の増員　５人	（内訳）市町村支援　１人 地区担当　２人 区兼務児童福祉司　２人
	・児童心理司の増員　11 人	
	・一時保護対応心理セラピストの正規職員化　３人	
	・非常勤職員の増員　６人	（内訳）司法審査対応員　３人 法的対応事務員　３人
令和８年度	・課長（所長）補佐（相談援助統括）の増員　３人	
	・児童福祉司の増員　１人	区兼務児童福祉司　１人
	・一時保護対応心理セラピストの正規職員化　６人	

社会福祉事務所の体制強化

【概要】

各区社会福祉事務所において、児童相談所と連携しつつ、児童虐待防止対策に取り組んでいます。また、児童相談所と兼務する児童福祉司を増員配置し、小中学校で開催される会議に参加するなど、教育と福祉の連携強化に取り組んでいます。

令和６年度からは、区役所・支所をこども家庭センターとして順次位置づけ、統括支援員を配置し、福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施する体制を整備しています。

児童虐待対策参与の設置

【概要】

児童虐待対応に識見の深い外部有識者を「児童虐待対策参与」として委嘱し、専門的立場からの助言・指導を受け、また、児童相談所及び社会福祉事務所の管理職を含めた職員への研修を実施しています。

【実績（令和７年度）】

研修実施回数　12 回

（４）職員研修の実施

児童相談所・社会福祉事務所等職員研修

【概要】

児童虐待対応力を向上させるため、職員研修の体系化を図り、質・量ともに充実した研修の実施に取り組んでいます。また、児童福祉法改正に伴い、平成 29 年度から児童福祉司及び社会福祉事務所職員の研修が義務化されました。

【実績（令和７年度）】

① 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修（義務化研修）

区　分	対　象　職　員	コマ数	実施回数
児童福祉司 任用前講習会	社会福祉主事から児童福祉司に任用されるもの	20 コマ 30 時間	185 回
児童福祉司 任用後研修	児童福祉司	20 コマ 30 時間	287 回
児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童福祉法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司	19 コマ 28.5 時間	9 回 （委託）
要保護児童対策調整機関調整担当者研修	兼務福祉司	19 コマ 28.5 時間	149 回

② 専門研修等

区　分	対　象　職　員	実施回数
専門研修等	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	210 回 （※）
事例検討会 （再掲）	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	153 回 （※）

※一部、義務化研修を兼ねる

③ 児童相談所職員段階別研修

区　分	対　象　職　員	実施回数
新規・転任者研修	新たに児童相談所勤務となった職員	71 回 （※）
課長補佐級研修	課長補佐、所長補佐	4 回
所長・管理職研修	所長、課長、担当課長	4 回

※一部、義務化研修を兼ねる

実践的な研修プログラムの開発

【概要】

令和７年度より、実践的な人材育成に資する対人援助に必要な面接スキル等に係る研修プログラムを開発しています。

（５）その他体制強化の取組

外部スーパーバイザーの活用

【概要】

児童虐待ケースへの対応方針等を検討する際に、より適切な対応が可能となるよう、外部から学識経験者等を招き、専門的・技術的助言や指導を受ける体制を整えています。

【実績（令和７年度）】

実施件数　187 件

児童虐待対応業務システム（電算システム）による情報共有

【概要】

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が、適切な連携の下で迅速かつ的確に対応するため、被虐待児等の情報を共有する電算システムを運用し、関係機関の連携強化を図っています。

電話対応業務を補助するシステムの導入

【概要】

令和７年度より、会話内容を自動でテキスト化するとともに、必要とされる情報を画面表示するシステムを西部児童相談所へ導入しています。

３　虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

児童虐待を受けた子どもに対する支援として、一時保護所や児童養護施設等に入所中の子どもに心理的なケア等を実施するほか、より家庭的な養護が受けられるよう推進しています。また、施設退所後の家庭復帰・親子再統合へ向けた支援を実施しています。

（１）一時保護所

一時保護対応学習指導協力員の配置

【概要】

一時保護された子どもへの学習指導の充実を図るため、教員経験のある一時保護対応学習指導協力員を一時保護所に配置し、小・中学生への学習指導を実施しています。令和８年度より全体のコーディネートを行う統括学習指導員を新たに配置し、学習支援の充実を図っています。

子どもの心理的なケア

【概要】

児童心理司が虐待を受けた子どもへのカウンセリング等を実施するとともに、一時保護対応心理セラピストが一時保護された子どもの心理的なケア等を実施しています。

一時保護された児童の特性に応じた支援

【概要】

令和７年度より、他害行為の恐れがあるなど丁寧なケアを必要とする児童について、専門的なノウハウを有する事業者が施設に受け入れるための空床確保等事業の受入部屋数を拡充（10 室（6 室増））しています。

【実績（令和７年度）】

受入件数　71 件　　延べ日数　2,893 日

（２）児童養護施設等

施設入所児童の自立支援事業

【概要】

施設に入所する児童の特性を踏まえ、自立を支援する専任の職員を配置して児童の社会的自立を支援しています。令和６年度より自立支援担当職員の配置先の拡充及び自立支援研修にかかる助成を拡充しています。

【実績（令和７年度）】

自立支援担当職員配置施設　16 か所

施設入所中の子どもの心理的なケア

【概要】

子どもの自立を支援するため、児童養護施設等に心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等の心理療法を実施しています。

【実績（令和７年度）】

心理療法担当職員配置施設　24 か所

施設の小規模化、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）と家庭的養育の推進

【概要】

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設における生活単位を小規模化した小規模グループケアでの養育の実施、児童養護施設の本体施設から離れた戸建ての民間住宅を活用した地域小規模児童養護施設での養育の実施、養育里親経験者等経験が豊富な養育者が家庭に子どもを迎え入れて育てる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を実施し、家庭的養育の推進を図っています。

【実績（令和７年度）】

小規模グループケア実施施設　15 施設　46 か所

地域小規模児童養護施設　27 か所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）　15 か所

（３）里親委託推進・支援

里親専任職員の配置

【概要】

里親制度の普及啓発や里親研修を行うとともに、中央・西部・東部の各児童相談所に家庭復帰・里親支援担当課長補佐、里親専任児童福祉司及び里親等委託調整員を配置しています。また、中央児童相談所に里親へ研修やトレーニングを実施する里親トレーナーを配置しています。

里親支援専門相談員の配置

【概要】

入所児童の里親委託を児童相談所及び施設と連携して推進するとともに、里親に委託された児童と里親家庭へのアフターケアを行っています。

【実績（令和７年度）】

里親支援専門相談員配置施設　９か所

里親養育包括支援機関事業

【概要】

里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問支援等に至るまでの一貫した里親養育支援を行うため、令和３年 10 月より里親養育包括支援機関モデル事業を開始し、令和６年度より本格実施しています。また、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、里親委託措置解除後における支援を含めて包括的に里親支援を行う施設となる里親支援センターを令和 7 年 1 月に設置しています。

里親制度普及事業

【概要】

里親制度説明会や里親の体験談を聞く会、里親希望者向けサロンの開催等、里親制度の普及・促進の取組みを実施しています。

（４）家庭復帰に向けた支援

家庭復帰支援事業

【概要】

被虐待等の児童で親子の分離が行われ、児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者指導を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進しています。

【実績（令和７年度）】

家庭復帰　40 人

児童養護施設等における保護者支援機能の強化

【概要】

虐待等の家庭環境上の理由により、児童養護施設等に入所している児童や保護者等に対し、児童相談所等と連携して、親子関係の再構築や家庭復帰支援、児童の退所後のアフターケアを含めた総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員について、２人目を段階的に配置しています。

【実績（令和７年度）】

家庭支援専門相談員増員施設　15 か所

（５）再発防止に向けた支援

児童虐待再発防止のための保護者支援事業

【概要】

児童相談所が継続的に指導する家族等の中で、特に児童虐待の再発防止に向けた支援が必要であり、かつ本事業による援助に同意する保護者を対象に、児童相談所長が依頼した保護者支援プログラムに精通した講師による援助を行っています。

【実績（令和７年度）】

実施件数　30件

（６）その他

子どもの意見表明等支援事業

【概要】

児童相談所や施設の職員、里親とは異なる第三者（意見表明等支援員）が、一時保護所、児童養護施設、里親家庭等の子どもの意見を聴取し、子どもが意見を表明する支援を行うことにより、子どもの権利擁護の推進を図っています。

【実績（令和７年度）】

実施施設数　9か所

（参考）

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年条例第26号）

（目的）

第１条　この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の権利を保障し、その心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 児童　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第２条に規定する児童をいう。

⑵ 保護者　法第２条に規定する保護者をいう。

⑶ 虐待　法第２条に規定する児童虐待をいう。

⑷ 関係機関等　学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第３条第１項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第３条　虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

２　児童を虐待から守るに当たっては、児童を権利の主体として尊重し、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。

３　市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

２　市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。

３　市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

４　市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。

５　市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

６　市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に

努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第６条　保護者は、子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育に際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

２　保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

３　保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

（関係機関等の責務）

第７条　関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

（虐待の予防）

第８条　市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して妊娠、出産及び子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

２　市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。

３　市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第９条　市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

２　市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

３　市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（地域の相談支援拠点）

第10条　市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

（情報の共有）

第11条　市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。

３　市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

４　市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

５　市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止等のための個人情報の提供）

第12条　市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

（児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等）

第13条　児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。

２　児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法第33条第１項又は第２項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。

３　第１項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の調査及び安全の確認に協力しなければならない。

４　児童相談所長は、必要に応じ、児童の親族、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等、事業者その他必要な者に対し、第１項の虐待に係る調査及び児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。

５　児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力

を求めるものとする。
６　前２項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
７　児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

（臨検、捜索等の必要性の判断）
第14条　市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の２の規定による出頭要求等、法第９条の規定による立入調査等及び法第９条の３の規定による臨検、捜索等を行うものとする。

（福祉事務所が通告を受けた場合の措置）
第15条　福祉事務所が法第６条第１項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、当該通告に係る調査及び児童の安全の確認を行うとともに、必要に応じ法第８条第１項に規定する措置を採るものとする。
２　前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第１項、第３項、第４項及び第６項の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「福祉事務所」と、同条第４項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、同条第６項中「前２項」とあるのは「第４項」と読み替えるものとする。

（保護者への指導及び支援）
第16条　市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければならない。
２　市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
３　保護者は、前２項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

（虐待を受けた児童への教育支援）
第17条　市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

（虐待を受けた児童の意見表明権等の保障）
第18条　市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊重するための取組を行うものとする。
２　前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（一時保護施設の環境整備）
第19条　市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設の環境整備及び運営に努めなければならない。

（保護者から分離された児童への支援）
第20条　市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。
２　市は、社会的養護の下で養育された児童（18歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。
３　市は、前２項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

（妊産婦等への支援）
第21条　市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。
２　市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第６条の３第４項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導及び同法第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所において共有するものとする。
３　市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。
４　妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第10条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
５　妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

（被虐待経験のある者への支援）
第22条　市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（里親等への援助）
第23条　市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親等に対し、情報の提供、

助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）
第24条　市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、社会情勢の変化に対応した必要な体制を整備しなければならない。
２　市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。
３　市は、第16条の指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

（児童虐待防止推進月間）
第25条　児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年５月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

（財政上の措置）
第26条　市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市会への報告及び公表）
第27条　市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）
第28条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成30年条例第22号）
この条例は、平成30年４月２日から施行する。

附　則（令和２年条例第 22 号）
この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年条例第 28 号）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年条例第 32 号）
この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（補足）令和７年４月１日条例改正のポイント

主な事項	新たに追加した項目
子どもの 権利擁護	・目的や基本理念の規定に児童の権利保障を追加(1条･3条) ・児童の意見表明権を保障するとともに、適切な意見を述べるための情報提供(18条) ・子育てに関する知識の習得、体罰を用いたしつけ・教育、財産侵害の禁止等の保護者責務の明確化(6条)
妊娠期からの切れ目のない支援	・妊娠、出産期からの支援の追加(8条) ・親になるための必要な知識や命の大切さの教育等(8条) ・妊産婦への支援(21条) 妊娠等の相談支援 乳児家庭全戸訪問事業等を活用した情報共有 家庭生活に支障のある妊産婦等への生活援助事業の実施 妊産婦の健康保持や配偶者等の配慮の責務
虐待を受けた児童のケア等	・一時保護施設における児童の特性等に応じた生活支援や年齢に応じた教育を受けられる環境整備や運営(19条) ・家庭養育優先の原則と社会的養護の充実(20条) ・保護者支援の実施と支援を受けた保護者の改善努力義務(16条)
児童相談所の機能強化	・連携強化や支援効率化のための情報処理技術活用(4条) ・児童相談所等の人材育成体制の整備及び強化(9条) ・転出時に支援が途切れないための情報共有(11条) ・虐待に係る調査における保護者や関係機関等の協力(13条) ・社会情勢の変化に対応した体制整備(24条)
新たな支援	・被虐待経験者に対する相談支援等(22条)

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 8

＜報告 4＞

「令和 7 年度名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書」について

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 令和7年度活動報告について

1 趣旨

名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 19 条の規定に基づき、令和 7 年度における、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の相談等の状況や、子どもの権利に関する普及啓発といった活動についてまとめた報告書を作成しましたので、お知らせいたします。

2 報告書の概要

＜相談の状況等＞

● 初回相談件数は 444 件（前年比 2%増）。うち、子どもからの相談は 259 件（同 28%増）。
【令和 7 年度活動報告書（以下同じ） p.1】

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
初回相談（相談者）	子ども	22	149	185	212	180	203	259
	大人	43	164	163	203	210	201	174
	不明	0	1	24	45	28	30	11
	計	65	314	372	460	418	434	444
延べ件数		352	2,242	2,498	2,067	2,922	3,600	3,178

※令和元年度は、令和2年1月14日開設以降の実績
※令和4年度から、延べ件数の集計において1日のうちに同じ相手とやり取りした場合の数え方を変更

● 初回相談のうち主訴別件数の多い順は、
子ども①「対人関係」 ②「心身の悩み」③「家族関係」
大 人①「教職員の対応」②「いじめ」 ②「家族関係」（同率 2 位） 【p.7】

主訴	いじめ	不登校	校則	学級崩壊	教職員の対応	進路	学校等の事故	心身の悩み	性の悩み	暴力	対人関係	非行	ハラスメント	体罰	犯罪被害	ネット被害	行政施策	行政機関対応	関係機関対応	家族関係	虐待	子育ての悩み	施設生活	その他	合計
子ども	19	7	0	0	12	4	0	47	17	4	80	0	0	0	0	1	0	1	1	29	5	0	2	30	259
大人	18	5	2	0	51	1	1	2	0	2	17	0	0	1	1	1	1	5	4	18	3	16	1	24	174
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11

● 令和 7 年度中に対応した擁護委員による発意に関する調査・調整状況等について掲載
【p.13～】

・学校施設・設備の安全確保に関する問題
・教員による不適切対応に関する問題
・高校入学試験における合理的配慮に関する問題

● 相談から見えてきた課題について掲載 【p.20～】
・『子どもの声を聴くこと』と『子どもの意見表明権』
・「なごもっかにおける『勧告』の考え方」

＜制度改善のための提言等＞

● 愛知県子どもの権利条例制定に関して提出した意見書を掲載 【p.26～】

＜広報・啓発活動＞

- 年間計 61 件（内訳：子ども対象 20 件、大人対象（依頼分）29 件、大人対象（教育委員会連携分）12 件）の講演会、研修会等の場に擁護委員・相談員が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組を実施。【p.32～】

- 「なごもっか」がより相談しやすいところになるためにはどうするとよいか、子どもに意見を聴くためのアンケートを実施し、その結果を掲載。【p.46～】

＜その他＞

- かつて「なごもっか」へ相談を寄せてくれ、現在はボランティア（なごもっかサポーター）として活動に協力してくれている大学生からの手紙を掲載。【p.78～】

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課分室
TEL：211-8071／FAX：211-8072

※（参考）名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

（１）趣旨

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する第三者機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を設置（根拠規程：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

子どもの権利相談室「なごもっか」は、擁護委員の活動を補助するための相談室として、令和２年１月 14 日に開設

（２）相談受付方法

・電話　　子ども用　０１２０－８７４－９９４（はなしきくよ）
　　大人用　　０５２－２１１－８６４０
・ＦＡＸ、手紙
・面談（初めて相談する子どもに限り LINE からの面談予約が可能）

（３）相談できる曜日と時間（相談受付は、閉所時間の 30 分前まで）

月曜日：午前 11 時～午後７時
火・木・金曜日：午前 11 時～午後９時
土曜日：午前 11 時～午後５時

（４）所在地

名古屋市東区東桜一丁目 13 番３号　ＮＨＫ名古屋放送センタービル６階

（５）体制（令和８年７月１日現在）

・子どもの権利擁護委員　５名（学識経験者、弁護士）
・調査相談員　15 名（社会福祉士、公認心理師等）
・専門調査員　８名（学識経験者、弁護士）
・子どもの権利擁護機関参与　１名（学識経験者）
・事務局　３名（子ども未来企画課分室）

マスコットキャラクター
「なごもん」

令和 8 年 10 月 21 日　令和 8 年度第 2 回なごや子ども・子育て支援協議会

資料 9

＜報告 5＞

放課後児童クラブの利用状況について

放課後児童クラブの利用状況について

１　放課後児童クラブの利用児童数及び待機児童数

放課後児童クラブ（トワイライトルーム、留守家庭児童育成会（以下「学童保育所」という。）、児童館留守家庭児童クラブ（※１））の利用状況は別紙１及び別紙２のとおりです。

また、国の調査基準日である令和８年５月１日時点において、利用できなかった児童数（待機児童数）は、５８人となり、前年度と比較して９人増加しました。このうち本市のトワイライトスクールに登録している児童数（居場所利用児童数）は４７人でした。また、待機児童数から居場所利用児童数を除いた児童数（居場所確保要支援児童数）（※２）は１１人となりました。

（※１）各事業の概要は別紙３

（※２）居場所利用児童数及び居場所確保要支援児童数は、令和８年度から国が導入した指標。居場所利用児童数とは、放課後児童クラブに類似した事業（本市ではトワイライトスクールが該当）に登録する児童数をいう。居場所確保要支援児童数とは、待機児童数から居場所利用児童数を除いた児童数をいう。

２　令和８年度における待機児童対策

令和４年度に策定した「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」に基づき、受入可能人数の拡充を図っていきます。

(1) トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行

(2) 学童保育所の分割や定員増加に向けた支援

学童保育所に対しては、より多くの児童が受け入れられるよう、民家等を学童保育所仕様に改修するための費用等を助成し、より広い場所への移転や実施か所数の増加を支援してまいります。

また、本市が設置している専用室については、より面積の広い専用室への建替を実施していきます。

（別紙１）

令和８年度放課後児童クラブの利用状況（※１）

（単位：人）

区　　分	放課後児童クラブ			合　計
	トワイライトルーム	学童保育所	児童館留守家庭児童クラブ	
A　利用申込児童数〔4月1日現在〕	2,987	7,021	270	10,278
	(4)	(221)	(14)	(239)
B　利用児童数〔4月1日現在〕	2,987	6,972	228	10,187
	(4)	(221)	(3)	(228)
C　未利用児童数〔C＝A－B〕	0	49	42	91
	(0)	(0)	(11)	(11)
調査日までに利用可能となったもしくは申込を取り下げた児童数（※２）	0	5	0	5
	(0)	(△17)	(0)	(△17)
調査日においても利用希望が継続している児童数	0	44	42	86
	(0)	(17)	(11)	(28)
国の調査要領に基づく除外児童数（※３）	0	18	10	28
	(0)	(10)	(9)	(19)
待機児童数	**0**	**26**	**32**	**58**
	(0)	**(7)**	**(2)**	**(9)**
居場所利用児童数（※４）	0	26	21	47
居場所確保要支援児童数	0	0	11	11

※１　下段（　　）内は令和７年度からの増減。

※２　太枠内は、令和８年５月１日時点の児童数。

※３　他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなどにより待機している児童。

※４　令和８年度から国が導入した指標。「居場所利用児童数」とは、待機児童のうち、放課後児童クラブに類似する事業（本市ではトワイライトスクール）に登録している児童数をいう。また、「居場所確保要支援児童数」とは、待機児童数から居場所利用児童数を差し引いた児童数をいう。

（別紙２）

令和８年度待機児童数の状況

（単位：人）

区　分	令和８年５月１日							令和７年５月１日(B)	差(A)-(B)
	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	計(A)		
千種区	０	０	０	０	０	０	０	６	△６
東区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
北区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
西区	０	０	０	０	０	０	０	１１	△１１
中村区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
中区	４	１	０	０	０	０	５	２	３
昭和区	０	０	１	１０	１	０	１２	７	５
瑞穂区	０	１	０	０	０	０	１	３	△２
熱田区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
中川区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
港区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
南区	８	０	０	０	０	０	８	３	５
守山区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
緑区	６	０	１	０	０	０	７	０	７
名東区	３	３	１９	０	０	０	２５	１７	８
天白区	０	０	０	０	０	０	０	０	０
合　計	２１	５	２１	１０	１	０	５８	４９	９

（別紙３）

１　放課後児童クラブについて

【トワイライトルーム】

小学校施設を活用して実施しているトワイライトスクールの内容に加え、労働等で子育てへの援助を希望する家庭の子どもについて、その生活面でのサポート等を行う子ども指導員を配置する等、より生活に配慮した取り組みを行います。午後５時を超えて利用する場合は、一定の利用料（おやつ代を含む）が必要になります。

＜開設時間＞

月～金曜日の授業終了後から午後７時まで（長期休業中は午前８時から実施）

土曜日は午前９時から午後６時まで実施

【留守家庭児童育成会（学童保育所）・児童館留守家庭児童クラブ】

保護者が労働等により昼間、家庭にいない子どもについて、その健全な育成を図るため、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を提供します。開設時間や利用料（おやつ代等を含む）は、留守家庭児童育成会によって異なります。

＜開設時間＞

多くの留守家庭児童育成会では月～金曜日の授業終了後から午後７時頃まで

（留守家庭児童育成会により異なります。土曜日と長期休業中は、午前から実施）

児童館留守家庭児童クラブは、月～土曜日の午後１時から午後６時まで

（長期休業中は午前９時から実施）

２　放課後児童クラブにおける申込み方法等

利用者の募集や申込受付等は各放課後児童クラブで行っており、保育所のように区役所において利用調整は行っておりません。

また、放課後児童クラブを利用する児童は、小学校下校後に直接利用するケースが多く、一般的には学区内もしくは隣接している学区の放課後児童クラブを利用しており、児童が通える範囲に存在する放課後児童クラブが限られています。

３　参考

【トワイライトスクール】

学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流することを通して、子どもたちの自主性等を育む、学校施設を活用して実施している教育事業です。

＜開設時間＞

月～金曜日の授業終了後から午後６時まで（長期休業中は午前９時から実施）

土曜日は午前９時から午後６時まで実施